

■東日本大震災の被災地方公共団体への職員派遣に際し、工夫している取組の例

(都道府県)

| 番号 | 内容 | 取組自治体 |
|----|---|--|
| 1 | <p>(被災地へ派遣するための職員確保)</p> <p>派遣職員を確保するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(以下「任期付法」)に基づき、任期付職員を採用し派遣を実施、又は職員OBを再任用職員として採用し、派遣を実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県 ・東京都 ・兵庫県 |
| 2 | <p>(派遣職員が従事していた業務への対応)</p> <p>派遣した職員が派遣前に従事していた業務を行うため、任期付法に基づく任期付職員として若しくは臨時的任用職員、非常勤職員として採用を実施し、業務に従事させる</p> <p>また、派遣した職員が従事していた業務の一部を委託することで、派遣職員を送り出した職場の業務軽減を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県 ・山形県 ・栃木県 ・愛知県 ・香川県 ・高知県 |
| 3 | <p>(近隣自治体、県内市町村との連携)</p> <p>派遣職員を容易に確保するため、近隣自治体又は県内市町村と協力の上、交代で派遣を実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・石川県 ・福岡県 ・大分県 |
| 4 | <p>(住民への広報)</p> <p>被災自治体の職員採用情報について、ホームページ等を通じて広報を実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・青森県 ・静岡県 ・三重県 |
| 5 | <p>(特定の地域への支援)</p> <p>カウンターパート方式による、特定の県及び県内市町村に対する支援を実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合(2府5県) |

■東日本大震災の被災地方公共団体への職員派遣に際し、工夫している取組の例

(政令指定都市)

| 番号 | 内容 | 取組自治体 |
|----|--|-----------------------------|
| 1 | (被災地へ派遣するための職員確保) 派遣職員を確保するため、任期付法に基づき任期付職員を採用し派遣 | ・岡山市 |
| 2 | (派遣職員が従事していた業務への対応) 派遣した職員が派遣前に従事していた業務を行うため、正規職員の採用、新規採用職員の前倒し採用、臨時的任用職員、非常勤職員の採用を実施 | ・新潟市 ・静岡市 ・京都市 ・堺市 |
| 3 | (OBの活用) 被災自治体の業務を行うため、職員OBを被災自治体に派遣 | ・神戸市 |
| 4 | (特定の地域への支援) 特定の自治体に対し、職員派遣を実施 | ・札幌市 ・名古屋市 |

■東日本大震災の被災地方公共団体への職員派遣に際し、工夫している取組の例

(市区町村)

| 番号 | 内容 | 取組自治体 |
|----|---|--|
| 1 | (被災地へ派遣するための職員確保) 派遣職員を確保するため、任期付法に基づき任期付職員を採用し派遣、又は職員OBを再任用職員として採用し、派遣を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県流山市 ・岐阜県揖斐川町 ・滋賀県長浜市 ・京都府京丹後市 |
| 2 | (派遣職員が従事していた業務への対応) 派遣した職員の業務を行うため、任期付法に基づく任期付職員の採用、新規採用職員の前倒し採用、臨時的任用職員、非常勤職員の採用を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道芽室町 ・岐阜県美濃加茂市 ・大阪府高石市 ・大阪府泉南市 ・長崎県長崎市 |
| 3 | (近隣自治体との連携) 派遣職員を確保するため、周辺自治体と連携し、派遣を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道檜山管内町村 ・北海道胆振管内11市町 ・栃木県内市町 ・愛知県東三河8市町村 ・滋賀県湖南4市 ・大阪府内市町村 ・鳥取県内全市町村 ・愛媛県19市町 ・鹿児島県大隅半島4市5町 他 |
| 4 | (住民を加えた支援の実施) 現地での支援活動を実施するため、自治体及び社会福祉協議会が主体となり、職員及び住民からボランティアを募集 | <ul style="list-style-type: none"> ・山形県西川町 |

■都道府県及び政令指定都市における取組

| 団体名 | 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | |
|-----|---|--|
| | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 北海道 | 現職の職員を、地方自治法第252条の17により派遣 | ・全国知事会等からの派遣要請を踏まえ、被災県と調整のうえ、派遣期間が短期間のもも含めた柔軟な対応により派遣を行っている。 |
| 青森県 | ①定例人事異動時に配置人員を整理する中で、派遣に対応できる人員を工面。 ②被災3県において任期付職員を募集している旨について、県ホームページに掲載。 | ①本県では、定員適正化計画に基づき、目下、職員数を削減しているところであること、また、本県も被災したことから、東日本大震災からの復興を目指し、平成23年3月に復興担当部局を設置したほか、被災した県南地区を中心に、港湾、土木工事等の業務量が増加しているため、他県への派遣対応が厳しい状況にあるが、定例人事異動時に配置人員を整理する中で、派遣に対応できる人員を工面しているところである。 ②被災3県に派遣するために本県で任期付職員を採用する予定はないが、被災3県において任期付職員を募集している旨については、8月17日付けで本県のホームページに掲載し、退職した職員を含めて広く県民に情報提供しているところである。 |
| 秋田県 | 被災地へ派遣している職員の代替として、任期付職員を採用している。 ※参考資料（資料1） | ・定員適正化計画に基づく職員数の縮減を進めている中で、多くの職員を被災地へ派遣することは、本県自体の業務に影響を与えている。 ・そのため、農業土木、土木及び建築職について、被災地派遣職員の代替として、任期付職員を採用している。 ・任期付職員は、本県の業務に従事し、被災地へは即戦力として活躍できるように、正職員を派遣している。 ・現在、被災3県への職種別の派遣人数は、事務7人、化学1人、農業土木5人、林業2人、土木13人、建築2人及び電気2人となっており、合計で32人を派遣している。 ・任期付職員の職種別人数は、農業土木2人、土木8人及び建築2人となっており、合計12人を採用している。 |
| 山形県 | 被災県と調整のうえ、通年で特定の正規職員を地方自治法第252条の17に基づき派遣。派遣を開始した23年度は、派遣職員の代替として臨時的任用職員を充てたが、24年度は、採用計画の段階から職員派遣を見込むなど全体の人事異動の中で調整し、可能な限りの職員派遣を行った。 | ・平成23年度においては、被災県の要望に応じ短期・長期の様々な形で職員派遣を行ったほか、市町村との合同部隊を編成し支援活動を実施した。 ・このうち長期派遣者のポストについては、代替職員として臨時的任用職員を採用するなどの手当てを行ったうえで職員派遣を行った。 ・平成24年度の職員派遣については、被災県からの要望があることを平成23年度中から想定し、技術系職種を中心に職員の派遣を見込んで採用の計画を立て、職員派遣のため再任用によるOBの活用や技術系職種の採用に努めた。 ・但し、本県は被災県に隣接していることから、特に技術系職種について民間や他の自治体間で人材確保競争が激しく思うように受験者を確保できなかったことや、本県では被災地からの避難者を1万人超受け入れており県内でも避難者対策に多数の人員を割かなければいけなかったこと等により、派遣職員数は当初想定していたほどまでの人数に至っていない。 |

| 団体名 | 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | |
|-----|---|--|
| | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 栃木県 | 被災地自治体に対し地方自治法252条の17による派遣を実施。派遣元の所属には臨時的任用職員を配置。 | <ul style="list-style-type: none"> 被災自治体における業務内容を提示した上で、意欲ある職員を公募により募り、派遣した。 技術系職員については、県内における災害の復旧・復興への対応もあり、派遣職員の確保が困難であったため、年間を通じ職員を派遣する所属に代替職員（臨時的任用職員）を配置することにより、派遣職員を確保した。 現在も、退職者団体等を通じて、退職者に対し、被災自治体での採用情報を提供している。 |
| 埼玉県 | ・正規職員の派遣に係る職員応募制度の活用 | <ul style="list-style-type: none"> 被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、ほぼ全ての職員の本人意向を確認して、より意欲の高い派遣職員を確保している。 また、ポストを提示して登用者を選考する職員応募制度を活用して、被災地で業務をしたいという意欲のある職員を選抜することで、より高い意識を持った職員を派遣している。 |
| 千葉県 | 定年退職後の元職員から派遣希望者を募り、応募があった者を新たに再任用し、被災自治体へ派遣した。 | 当初は一定以上の経験を有する定年前の技術職員の派遣を検討していたところ、派遣可能な職員がいなかったことから、過去の定年退職者（退職時に再任用を希望しなかった者）に対しても広く募集を行うこととし、応募のあった1名を新たに再任用し、被災自治体へ派遣した。 |
| 東京都 | 任期付職員を採用し、被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施 ※参考資料（資料2） | <ul style="list-style-type: none"> 当初は、被災自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保 復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大したが、もともと技術系職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難航 このため、現職職員のみならず、民間企業や公務員OBなど、外部人材の活用が可能かどうかについて検討 検討を重ねていく中で、確保が困難な技術系職員について任期付職員として採用した後、派遣することとしたもの その結果、被災地自治体が希望する職種の派遣職員数を確保することができた。 なお、採用に当たっては、採用の前段階で、被災自治体への調査を実施し、必要な職種、人数、派遣期間等を把握することに留意した。 求められる経験や力量が被災自治体各々で異なり多様であった一方、応募者の得意分野や業務経験、派遣先希望も多彩であったため、そのマッチングは困難を極めたが、最終的に被災自治体のニーズに沿う人材を確保できた。 |
| 石川県 | <ul style="list-style-type: none"> 特定の被災自治体（名取市）の派遣について、県が県内市町と調整し、職員を派遣。 派遣にあたっては、県職員、県内市町職員が交替で職員を派遣するケースもある。 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後まもなく、宮城県からの紹介で、宮城県名取市へ事務職員を派遣することを決定。 事務職員の派遣は、当初は県職員のみでの派遣であったが、能登半島地震の恩返しとして、県内の市町（特に被害の大きかった輪島市、穴水町が中心）と協力して、平成23年12月まで継続して職員を派遣。 また、平成23年度については、土木職等の技術職員が不足していることから、本県から土木職員を地方自治法に基づく派遣を実施。 その後、宮城県名取市から、平成24年度においても事務職、土木職等について継続的な職員派遣を要請されたことから、県内市町とも調整し職員派遣を継続している。 なお、派遣にあたっては、職員数の余裕がなく県もしくは単独市町で派遣することが困難な場合があったことから、県職員、県内市町職員が交替で派遣するケースもある。 平成24年8月1日現在の派遣状況は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 県職員 事務職1名、土木職1名 市町職員 事務職2名、土木職2名、建築職1名 |

| 団体名 | 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | |
|-----|---|--|
| | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 福井県 | 派遣期間を短期間とし複数の職員のローテーションによる派遣 | ・派遣者一人の派遣期間を概ね2～3ヶ月とし、派遣先で行う業務の経験がある職員を優先的に派遣することで、派遣される職員の負担を軽くすると同時に、特定の所属に負担がかからないように人選している。 |
| 長野県 | 平成24年度4月定期異動に向けて組織内公募を実施 | ・職員から応募があり、意欲をもった職員を福島県へ派遣した。 |
| 静岡県 | 岩手県及び宮城県における任期付職員の募集情報を、本県ホームページに掲載し、広く県民に対して、協力をお願いしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県及び宮城県における任期付職員の募集について、総務省より県職員OBへの情報提供などの協力要請があった。 ・これを受けて、県職員への情報提供を行うとともに、県ホームページを通じて、広く県民に情報提供を実施。（県内の建設業関係者や、県・市町村の公務員OBなどからの協力を期待） ・県ホームページへの募集情報の掲載にあたっては、高い広報効果が見込まれるトップページに募集情報を掲載。 ・あわせて、建設業者やコンサルタントからのアクセス件数が多い『建設業のひろば』（建設業許可や入札制度などを紹介）にも募集情報を掲載。 ・現在のところ、応募に繋がっているかどうかは不明だが、募集に関する問い合わせが数件あった。 |
| 愛知県 | <ul style="list-style-type: none"> ①被災自治体への派遣職員の庁内公募 ②専門技術職の派遣のための代替職員の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ①被災自治体への派遣職員の庁内公募 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、34名（事務職11名・技術職23名）の職員を長期派遣している。 ・このうち、事務職については、派遣要請業務も非常に多岐にわたることから、被災地支援に関して特に意欲の高い職員を派遣するため、全庁職員を対象に公募を行い、面接等による選考を行った。 ・その結果、被災自治体において当該自治体の職員や他の自治体からの派遣職員と協力し、意欲的に業務に取り組んでいる様子である。 ②専門技術職の派遣のための代替職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、上記のとおり23名の専門技術職員を派遣している。 ・長期間の職員派遣にあたっては、派遣元所属の業務執行体制が円滑に確保されることが前提となる。 ・派遣者の補充は臨時的任用職員や非常勤嘱託員等により漏れなく補充することとしているが、特に専門技術職の補充は広く公募を行ってもなかなか適任者が見つからないケースも多い。そこで、業務分担の見直しによる事務職への振替え、知識・経験を有する職員OBの活用など、派遣元所属が積極的に職員派遣を行える環境整備に努めている。 （※本県では従来から、専門技術職で臨時的任用を希望する者をあらかじめ登録する仕組みを設けており、補充を必要とする職と希望者がマッチングすれば、この仕組みを活用していくことも可能。） （その他：退職職員等への被災自治体職員採用情報の周知） ・本県退職職員による互助組織の協力を得て、会報送付時に会員である県職員OB（約4,000人）に対して、被災地自治体の職員採用情報を案内するとともに、互助組織の持つホームページへ掲載。 ・さらに本県ホームページの「東日本大震災被災地支援情報」の中に、被災自治体の職員採用情報へのリンクを設け、広く県民に対しても周知を行っている。 |

| 団体名 | 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | |
|-----|--|---|
| | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 三重県 | <p>①人員が少ない技術職種の派遣要請に応えるため、2～3月交替による派遣を行っている。</p> <p>②職種だけでなく業務内容に応じて、代替職種を派遣している。</p> <p>③被災県の任期付職員の募集案内を庁舎内に掲示している。</p> | <p>①6月の再要請において水産職、機械職の派遣要請があったが、本県においても人数の少ない職種であり、派遣は難しい状況だった。2～3月交替での派遣とすることで、2職種を派遣することができた。</p> <p>②派遣要請は機械職であったが、従事する業務内容を確認したところ、本県で電気職が従事している業務内容だった。派遣先にも確認した上で、機械職の要請に対して電気職で対応することができた。</p> <p>③被災県における任期付職員の募集が行われていたことから、県内各庁舎において募集案内を掲示した。</p> |
| 京都府 | <p>①関西広域連合加盟府県でカウンターパート方式で職員を派遣</p> <p>②1つの派遣要請期間に対して、複数職員を交替で派遣</p> <p>③被災県の派遣要請を見込んで採用数を決定</p> | <p>①滋賀県とともに福島県を支援することを決定。</p> <p>②特に技術系職種において長期派遣が困難な状態であるため、複数名の職員を交替で派遣できるよう調整を行った。</p> <p>③平成24年度の採用において、被災県への派遣要請を見込んで、採用数の上乗せを行った。</p> |
| 大阪府 | <p>関西広域連合（2府5県）として、カウンターパート方式による被災地支援を実施</p> | <p>平成23年3月13日に関西広域連合委員会において発表した「東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明」に基づき、発生直後からカウンターパート方式を導入し、大阪府は和歌山県とともに岩手県を支援することとなった。</p> <p>両府県で岩手県に現地事務所を設置し、職員派遣、物的支援などを実施した。あわせて、府内市町村も岩手県内市町村に職員派遣等を行った。被災地の状況把握に努めながら現地の実情に沿った必要な支援を実施。</p> <p>平成24年度も引き続き岩手県へ26名の職員を派遣中。</p> |

| 団体名 | 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | |
|------|--|--|
| | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 兵庫県 | <p>正規職員の派遣と並行し、「ひょうごまちづくり専門家」、再任用職員、公社プロパー職員の派遣を実施。</p> | <p>・兵庫県は、関西広域連合によるカウンターパート方式に基づき、宮城県庁に現地支援本部を開設（平成23年3月20日）したほか、北部沿岸3市町（気仙沼市、南三陸町、石巻市）に支援本部を開設し、発災直後から支援ニーズに応じて被災地への職員派遣を行っている。</p> <p>・復旧から復興期への移行に伴い、特に阪神・淡路大震災の経験・教訓を効率的に生かせるよう、正規職員の派遣と並行して、以下の職員派遣を実施している。</p> <p>①再任用職員の活用 被災市町村における復興業務の即戦力として、復興業務経験が豊富な再任用職員を派遣。 [平成24年7月より、建築職1名を女川町へ派遣]</p> <p>②公社プロパー職員の活用 被災地市町村における復興まちづくり事業の推進に係る人的支援のため、専門的な技術知見を有する公社のプロパー職員を派遣。 [平成24年8月より、石巻市および女川町へ1名ずつ、計2名派遣]</p> <p>(参考) ・上記職員派遣の他、阪神・淡路大震災における復興まちづくりを経験した専門家(ひょうごまちづくり専門家)を派遣する下記事業を実施。</p> <p>○「ひょうごまちづくり専門家」の派遣 阪神・淡路大震災において復興まちづくりを経験したコンサルタント、建築士、学識経験者、兵庫県、阪神・淡路大震災被災市町OB等を「まちづくり専門家」として登録する「東日本大震災ひょうごまちづくり専門家バンク」を(公財)兵庫県まちづくり支援センターに設置し、登録情報を被災地に紹介するとともに、要望に応じて「まちづくり専門家」を派遣。 [平成23年9月より、延べ206人派遣。(平成24年8月31日時点)]</p> |
| 和歌山県 | <p>現職の職員を、地方自治法第252条の17により派遣。 但し、平成23年台風12号により和歌山県内が被災したため、平成24年4月以降派遣は行っていない。</p> | <p>関西広域連合によるカウンターパート方式に基づき、和歌山県は大阪府とともに岩手県の支援を行うこととなった。</p> <p>両府県で現地事務所を設置し、職員派遣・物的支援を行った。</p> <p>・被災地又は国からの派遣要請を踏まえて、関係部局を通じて派遣職員を確保。</p> |
| 鳥取県 | <p>関西広域連合の加盟府県で被災地派遣の担当県を定めた上で職員を派遣(カウンターパート方式)</p> | <p>(経緯) 平成23年3月13日開催の第4回関西広域連合委員会においてカウンターパート方式による支援をすることを表明</p> <p>(具体的な内容) 本県は、兵庫県及び徳島県とともに宮城県を支援 支援内容：被災地対策、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活等の受入れ</p> <p>(成果) 役割分担の明確化</p> |
| 山口県 | <p>定期異動における庁内公募の一業務として、公募を実施</p> | <p>・当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。</p> <p>・各部局を通じた調整では事務が繁雑となり、派遣職員の確保も困難となってきたことから、定期異動のタイミングに合わせ、庁内公募の実施。</p> <p>・公募により、それまで行っていた各部局での調整が不要となるとともに、派遣期間も概ね1か月以内の短期派遣から、1年間の長期派遣に切り替えることが可能となった。</p> |

| 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | | |
|--------------------------------------|--|--|
| 団体名 | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 徳島県 | <p>(1) 本県の提案により、全国に先駆けて関西広域連合構成府県が役割分担（カウンターパート方式を採用）し、宮城県を集中的に支援することを決定したことで、いち早く現地のニーズに対応した支援を実施</p> <p>(2) 管内市町村と「被災地応援派遣チーム」を組織し、宮城県の北部沿岸4市町（気仙沼・南三陸・石巻・女川）を支援</p> <p>(3) 管内関係機関と「被災地支援『医療・保健・福祉』チーム」を組織し、派遣</p> <p>(4) 公共土木施設・農林水産業等の復旧・復興支援</p> <p>(5) モチベーションの高い職員の派遣</p> <p>(6) 県庁退職者会への働きかけ</p> | <p>(1) ○医療オペレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合広域医療局として、構成府県と連携・調整のうえ、医師や看護師などの医療スタッフを派遣 <p>○物資オペレーション（57人・日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新鮮なっ!とくしま号」による県産農産物を使用した食事の提供や女川町小中学校への給食支援等 <p>○教育オペレーション（304人・日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の心のケアや特別な支援が必要な児童生徒への対応等を実施するため、「被災地支援・教育チーム」を派遣 ・始業式や入学式の準備を含め、被災地での早期の学校再開を支援するため、「学校再開支援チーム」を派遣 <p>(2) 当初は、県職員のみでチームを編成し、宮城県の北部沿岸4市町に派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村にも呼びかけ、県・市町村職員合同チームを編成し、派遣。 ・派遣元市町村はローテーションにより派遣先・人数を割り振り。派遣期間は10日間。 <p>(3) 「医療救護班」、「保健師チーム」、「心のケアチーム」、「災害支援ナース」、「介護支援チーム」を派遣（3,596人・日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地での支援活動が円滑に継続的に行えるよう、県職員だけでなく、市町村や徳島大学、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、社会福祉施設等の民間団体の連携・協力のもと、ローテーションを組んで順次一団として派遣。 <p>(4) ○徳島県緊急災害対策派遣チーム（TEC-徳島）を派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の緊急調査や災害応急対策活動の技術的な支援が目的 ・土木・農林の技術系職員の入庁後の経歴や経験、保有する資格を基に、土木部門（河川班、砂防班、道路・橋梁班、海岸・港湾班）、建築部門（建築物判定班、宅地判定班）、農林部門（農業土木班、森林土木班）にそれぞれ登録し、登録者を派遣。 <p>○ワカメ生産復興支援チームを派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸地域の復興には基幹産業である漁業の早急な復興が必要。中でもワカメ養殖は早期復興の先駆けとして被災地では大きな期待。 ・管内関係機関と連携してワカメ種苗の提供や種苗生産技術の提供支援を決定。 ・本県の独自技術であるワカメ生産種苗技術の移転、研究員による本県独自の養殖技術の現地指導を実施。 <p>(5) 宮城県への自治法派遣にあたっては、職員に対して事前に派遣希望の有無を照会（手上げ方式）し、モチベーションの高い職員を派遣。</p> <p>(6) 県庁退職者会に対し、OBの派遣について協力を要請</p> |
| 香川県 | <p>全国知事会及び被災市からの要請に対し、できる限りの正規職員を派遣している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・早くから行財政改革を進めた結果、全国一少数の職員体制を構築した中で、全国知事会及び被災市からの派遣要請を受け、土木職や農業土木職等の技術職を含め即戦力として、現在8名の正規職員を派遣中であるが、この10月からはさらに1名を追加派遣する予定である。 ・派遣により生じた欠員については、OB職員の嘱託採用等で対応している。 |

| 団体名 | 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | |
|-----|--|---|
| | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 高知県 | 複数の所属から短期間での派遣職員を選定し、ローテーションでの職員派遣。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初、7名を被災地自治体へ派遣。 ・全国知事会を通じて、岩手県、宮城県及び福島県から再度の派遣要請を受けて、本年8月1日から技術職員8名を追加派遣。 ・追加派遣に当たっては、複数の所属から短期間（2月～5月）の派遣期間で人選を行い、被災地自治体へはローテーションを組んで派遣する形式で、派遣先自治体及び庁内との調整を進めた。 ・本県土木事務所での業務の一部を社団法人高知県建設技術公社に委託することで、派遣職員を選出した所属の業務軽減も図った。 ・その結果、被災地自治体が希望する技術職員の派遣職員数を確保することができた。 |
| 福岡県 | <p>①短期派遣 県内市町村と協力し、合同で職員を派遣</p> <p>②自治法派遣 派遣職員数の確保等のため、係長以上の職員を除く全職員へ意向調査を実施</p> | <p>①短期派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町村会から合同チームでの打診があったため、県内市町村に呼びかけを行い、希望があった市町村と合同での派遣を行った。 ・県では被災直後から派遣を行っており、被災地への交通手段、装備品等の確保、支援ノウハウの蓄積があったため、初めて派遣する市町村でも、スムーズに支援業務を行うことが出来た。 ・県内市町村との協力関係が構築できたことで、短期派遣は9ヶ月に及んだにもかかわらず、派遣規模の維持が可能となった。 <p>②自治法派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員の一定数の確保及び復興支援に対する意識が高い職員を選抜するため、職員一人一人に意向調査を実施した。 ・意向調査票を対象職員に配布し、派遣希望の有無、希望する派遣先・業務・期間等を確認した。 ・その結果、多くの職員から希望があり、一定数の派遣職員を確保することが出来た。 |
| 大分県 | <p>①県内市町村と協力し職員を派遣（平成23年度）</p> <p>②庁内公募の実施</p> <p>③派遣職員の確保</p> | <p>①県内市町村と協力し職員を派遣（平成23年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の各省庁や全国市長会等複数の機関から県内市町村に対し支援要請があったため、市町村から県へ支援要請を調整する要望が上がったことから、県市長会・町村会とも調整の上、合同して職員を派遣することになった。 ○業務分担としては、県が派遣先自治体と支援内容、派遣人数の調整等を行い、県と市町村が合同して職員を派遣した。 ○派遣先自治体が市だったので、市町村業務に精通した市町村職員は即戦力として業務に従事することができた。 ○町村などの小規模自治体は、被災地に職員派遣する希望を持ちながら単独派遣できない実状があったが、それを合同支援という形態で対応することができた。 <p>②庁内公募の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の派遣にあたっては、意欲あふれる職員を派遣すること、本県の地震防災対策に主体的、創造的に取り組む職員を育成することを目的として「庁内公募」を実施した。 <p>③派遣職員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○派遣職員を確保するため、平成25年度の新規採用予定者数に派遣相当数を上乘せした。 |

| 団体名 | 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | |
|-------|---|---|
| | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 札幌市 | 平成24年においては、派遣先を宮城県山元町1か所に特化し、役職者も含めた復興・復旧に係るプロジェクトチームを編成し、年単位で派遣している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会からの要請に基づき、平成23年6月から山元町に対する災害復興計画支援を開始。当初に短期で2名の係長職を派遣し、派遣先と協議しながら復興計画策定の具体的なスケジュールや山元町における機構体制を検討。 ・本格的な被災地復興支援を行うにあたり、山元町には建築職および区画整理事業等の経験者がいないことを踏まえ、総合的にサポートできる体制として復興計画の責任者と実務者が必要であることから、課長以下6名のチームを編成して派遣することを決定。 ・チームで派遣したことにより、復興業務体制の充実のみならず派遣職員の精神的不安の解消、勤務環境に対する改善要望の出しやすさなどにつながっている。 |
| さいたま市 | 派遣要員となる職員を庁内公募により募集 | <p>当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保していた。</p> <p>しかし、中長期的な派遣であること、遠方への派遣であること、多種多様な業務であること等の理由から、本人の意向等を重視した派遣とすべく、庁内公募を実施し、自ら被災地への派遣を希望する者を募ることとした。</p> <p>結果的にモチベーションの高い職員を派遣することができ、派遣される側の被災地自治体としてもメリットがあると思われる。</p> |
| 相模原市 | 被災地自治体における職員派遣のニーズの把握、本市で派遣可能な職種や業務の選定による効果的な人的支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災当初から、友好都市である被災地自治体に事務調整役の職員を派遣し、復旧時期に応じて必要となる職種や業務内容等の現状を把握し、効果的な人的支援を行った。 ・具体的には、長期間にわたって支援物資管理、災害援護資金給付業務、介護支援、瓦礫撤去現場立会い等の短期派遣を継続して実施することや、災害復興計画の策定が急務な状況において、専門的な経験や知識を持つ職員を長期派遣することで、早期の災害復興計画の策定を支援した。 |
| 新潟市 | 庁内職員を交代で被災地へ派遣している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁内で各部局（主に土木部門）へ職員派遣について検討を要請 ・当市において、技術職員が不足している現状があるため、派遣した分の職員を正規職員で採用し、派遣終了時に退職者を不補充とするなどして、人数調整を行う予定。 |
| 静岡市 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置の工夫、非常勤職員代替え対応 ・派遣職員の事前視察と派遣時のバックアップ体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各局を通じ派遣職員を確保。 ・復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大し、派遣できる職員の確保は難航したが、各局での職員配置の工夫、代替としての非常勤職員の配置により対応。 ・なお、派遣に当たっては、被災地自治体への調査を実施し、必要な職種、人数、派遣期間等を把握することに留意し、派遣職員は派遣約1か月前に、被災地自治体を事前に視察し、業務の理解を深めるとともに、業務に必要な備品等の準備をした。 ・派遣元職場においても、派遣職員の被災地での業務のバックアップ体制をとるとともに、定期的な帰任報告を命じ体調維持に留意する。 ・さらに、非常勤職員の配置では困難職場について、職員採用にあたり、被災地支援職員分も含めて採用することについて検討しているところである。 |

| 団体名 | 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | |
|------|--|--|
| | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 名古屋市 | 行政機能回復のため、特定の自治体に対し、多様な職種の職員を中長期的に派遣することで総合的に支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月、岩手県陸前高田市を全面的に支援していくことを決定。 ・派遣職員が安心して職務に取り組めるよう、派遣前に派遣自治体から各課レベルで、具体的な職務内容のヒアリングを実施。 ・平成23年度は、派遣先との連携を図りながら、様々な分野にのべ144名の職員を派遣。 ・また、現地連絡事務所を設置し、本市職員を常駐させることにより、現地の派遣職員への支援や本市との円滑な連絡調整、現地の状況のより正確な把握が可能となった。（23年度） ・平成24年度も引き続き陸前高田市に13名の職員を派遣するほか、岩手県に1名、仙台市に4名の職員を派遣。 ・その結果、復興支援を進める中で常に変化する行政ニーズに対し、柔軟に対応することが可能となった。 |
| 京都市 | 派遣元所属に対し新規採用予定職員の前倒し採用による補充を行うことで、派遣職員を確保するとともに、市政の停滞を招かぬよう配慮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、これまでから、全国市長会を通じた被災自治体からの派遣要請に基づき、各局区を通じて派遣職員を確保している。 ・今年度については、年度当初から職員7名の派遣を行っているところである。 ・しかしながら、被災自治体における、深刻な人的支援必要状況等を踏まえ、今年度途中の追加派遣を検討することとした。 ・検討の結果、災害廃棄物の処理をはじめ、まちづくり等を含めた専門的知識を有する技術職・専門職を中心に、本年10月以降、宮城、岩手両県の5自治体に対し、職員8名を追加で派遣する予定である。 ・なお、派遣元所属に対して、新規採用職員の前倒し採用による補充を行い、市政の停滞を招かぬよう配慮することとしている。 |
| 大阪市 | 再任用職員を採用し、被災地自治体へ派遣。 | <p>再任用職員の募集について、退職予定者又は退職者が就職先を検討している時期（概ね1月から3月頃）に行った場合は、比較的に応募してくる可能性があがると思われる。</p> <p>年度途中等に行った場合、就職先が既に決まっている等の理由により、応募者が発生しない可能性が高いと考える。</p> |
| 堺市 | 職員派遣による当該所属の欠員に配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・派遣要請に応じて、可能な限りの職員派遣を行ってきているところ。 ・職員を派遣した所属の欠員については、所属内部で一時的に業務を再分配するか、臨時的任用職員を採用することで対応しているが、技術職においては代替職員を任用することも困難であり、対応に苦慮している。 ・平成24年度においては、所属の欠員等による負担を軽減するため、必要に応じて技術職（土木・建築職）の前倒し採用を検討している。 |
| 神戸市 | 市のOB職員を被災自治体へ派遣 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の経験のある職員の派遣要望を受けたが、正規職員での派遣が困難であった。 ・そのため、市のOB職員を活用することにより、被災自治体の要望に応えることとした。 ・今後、被災自治体において任期付職員として採用される予定。 |

| 東日本大震災の被災地方公共団体へ職員を派遣するに当たり、工夫している取組 | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 団体名 | 取組の概要 | 上記における、経緯、具体的な内容、成果等についてご記入ください。 |
| 岡山市 | 任期付職員を採用し、平成24年度中に宮古市へ派遣予定 ※参考資料（資料3） | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度においては、国土交通省からの要請に基づき、岡山市からは宮古市へ3名、仙台市へ1名の長期（1年間）の派遣を行っている。 ・総務省等からの被災地自治体への追加の支援要請に対し、現職職員の中から、特に技術系職員の派遣可能職員を確保することは非常に難しい状況である。 ・復興庁などからの継続的な支援の要請を受け、宮古市に対する追加支援を決定するとともに、平成24年7月30日に宮古市と復興まちづくりの支援に関する協定を締結した。 ・追加支援の具体的な内容として、宮古市へ派遣するための専門職員を新たに任期付職員として募集し、すでに派遣している職員と一体となって復興事業に協力することで、宮古市への人的支援の更なる拡充を図ることとした。 ・採用予定人員は、土木関係で3名、用地事務関係で2名を予定しており、平成24年度中に宮古市へ派遣する予定である。 |
| 北九州市 | (1) 北九州市・釜石デスクの設置 | <p>(1) 北九州市・釜石デスクの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年8月に釜石市役所内に課長職が常駐する「北九州市・釜石デスク」を設置した。 ・本市職員が被災地に常駐することで、被災地のニーズに即した支援が行えるとともに、釜石市で支援活動を行う本市職員のきめ細かなサポート等が可能となった。（釜石市にはこれまでに374人の職員を派遣、現在10人を派遣中。） |

■市区町村における取組

北海道

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 旭川市 | <p>《公務出張及び地方自治法第252条の17による派遣を実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22・23年度は、国、北海道からの復旧支援要請を受け、水道施設復旧応援等に154名の職員派遣を実施した。 ・今年度からは短期的な復旧支援から長期的な復興支援に移行したことに伴い、被災地からの要望の多い技術系職場を中心に派遣職員を募っている。 ・派遣の環境整備のために、3月ずつ交替で職員派遣を行うよう調整し、また、派遣した職員による業務報告会を開催して、派遣に対する不安解消を図る等参加しやすい環境作りに努めている。 |
| 室蘭市 | <p>周辺の自治体(市長会等)と協力し、交替で職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、被災地自治体、国、道、各種団体等からの派遣要請を踏まえ、各部署を通じ派遣職員を確保し短期で派遣(平成23年3月11日～平成23年7月23日) ・全国市長会から職員派遣要請を受け、各部署において検討・調整を図り、本年10月以降、岩手県釜石市へ2名の職員派遣を決定 |
| 留萌市 | <p>①1週間ごとの交代制による短期職員派遣の実施 全国市長会から要請に基づき、地元自衛隊が活動していた岩手県野田村に対し、1週間ごとの交替制により職員派遣を実施した。 4/11～5/30(11名[5班]・延35日間)</p> <p>②地方自治法第252条の17の規定による3ヶ月間の技術職員派遣 全国市長会の派遣要請において、岩手県野田村が土木技術職員の長期派遣を要請していたことから派遣を検討。しかし、本市においても土木技術職員は手薄な状況であり、6ヶ月間の派遣要請に応えることは困難であったため、他県の都市との3ヶ月交替制へと調整して派遣を実施した。 H23.10～H23.12(1名・3ヶ月間)</p> |
| 苫小牧市 | <p>職員本人の意思を尊重しつつ適切な人材の選考を行うため「苫小牧市東日本大震災に係る長期派遣職員の選考等に関する要綱」を制定し、全職員に対して調査・選考を実施した。</p> <p>各部署からの回答を受け検討・調整を実施した結果、3名派遣可能である旨全国市長会へ報告し、調整の結果、職員2名を派遣。</p> |
| 美唄市 | <p>①災害ボランティアとしての復旧・復旧作業を通して、災害等復旧の実地研修を実施</p> <p>②全国市長会等の要請による短期的・緊急的職員派遣を実施</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の復旧作業等の体験を災害時対応に活かすことを目的に実施。 ・宮城県石巻市及び周辺被災地の災害ボランティアセンターに登録し、復旧作業等を行った。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会等の要請に応え、短期的・緊急的職員派遣として、宮城県石巻市に派遣。 ・当該職員が資産税業務経験があることから、土地評価業務等に当たった。 |
| 江別市 | <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先における窓口対応等の円滑な業務引継のため、4人一組のチームのうち1名については派遣期間をずらした。 |

| | |
|-----|---|
| 赤平市 | <p>現職員のうち、消防職・保健師を地方自治法第252条の17による派遣を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の派遣要請を踏まえ、第6次派遣隊に3名。第12次派遣隊に5名の消防職員を派遣する。 ・全国市長会からの派遣要請を踏まえ、各課を通じ派遣職員を確保(保健師)。希望自治体へ9月から約1ヶ月間(2週間交替で、延べ3名)派遣する。技術系職員、事務職員については、絶対数が不足していることから派遣できない状況にある。 |
| 士別市 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治労の復興支援活動募集により、事務職員2名を派遣 ・支援の内容を子ども達の受け入れとし、福島県川内村の小学生を「士別にコラッセ夏学校」と題し、平成23年は9日間の日程で38名、平成24年は4日間の日程で40名にて実施した。 |
| 名寄市 | <p>《出張扱いによる短期派遣の実施》</p> <p>消防、医療技術職員の他に、自治体スクラム支援会議の枠組みにより、福島県南相馬市に1組2人を1週間単位に3班計6人、第2次派遣として同じく南相馬市に1組2人を2週間単位に3班計6人派遣したが、短期の派遣は現地の要望を十分受け止め役割を果たすことが難しく、また、長期の職員派遣は職員減となることから困難であるため、支援の内容を夏休み中の子ども達の受入れに切りかえ、平成24年7月に9日間の日程で「なよろ夏季林間学校」を開催、小学5～6年生21名を受入れて実施した。</p> |
| 砂川市 | <p>砂川市立病院職員について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省医政局のDMAT派遣要請に基づき1チーム4名を派遣 2. 北海道の医療救護班派遣要請に基づき4班21名を派遣 <p>1、DMATを定期的に訓練させるとともに、装備品や薬剤等について整備していた</p> <p>2、当院にて東日本大震災に対応する会議を行い、各部署の協力体制を構築した。</p> |

| | |
|------|--|
| 富良野市 | <p>《福島県庁を通じての要請に応じ、保健師を派遣》</p> <p>全国市長会に対し平成23年5月に短期派遣が可能と登録していたが派遣が決定されず、同年8月に福島県庁を通じて浪江町から巡回健康相談のため保健師派遣要請があり、これに応じ、10月17日から11月26日までの間に、時期をずらして3名を派遣した。</p> <p>派遣した職員は、帰還してから本市の防災関連の講習会で活動内容を報告し、大規模災害の経験のない本市では想像できない状況や、復旧・復興に多くの時間を要する場合の保健師の担うべき活動等について報告をした。この報告や指摘を受け、今後の防災対策に反映することを考えている。</p> |
| 登別市 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体とともに短期派遣(主管:胆振総合振興局 オール胆振) ・被災市町村からの要請により保健師を短期派遣(福島県浪江町) ・全国青年市長会の岩手県陸前高田市支援事業に中期(2ヶ月)職員派遣 ・全国市長会の要請により事務職を短期派遣(宮城県多賀城市) ・短期派遣事業については、要請のあった職種を所管する部局と協議し、派遣が可能か否かを決定している。 ・全国青年市長会の支援事業については、派遣期間が長く、必要な資格等がないことから、希望者を公募している。しかし、実情としては長期間、職場を空けることが難しいことから、人事・行政管理Gで調整し、派遣している。 |
| 伊達市 | <p>震災直後、被災地である姉妹都市に対し先遣隊も含め7次に渡り、職員を派遣。</p> <p>職員1名を、被災地である姉妹都市に対し地方自治法252条の17による派遣を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災直後の3月16日から、被災地である伊達市のふるさと姉妹都市・歴史友好都市の宮城県亘理町、山元町、柴田町及び福島県新地町に支援先遣隊が入り、被害状況や不足物資、応援要望内容を確認した。 ・その後、山元町に対し6次に渡り派遣団を組織し災害支援を行った。 ・平成24年4月1日から1年間、職員1名を宮城県亘理町に派遣している。 |
| 石狩市 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術職員(土木技師)1名を6ヶ月派遣するに当たり、派遣元の課の職員の業務量が増加することが見込まれたため、複数の課より1ヶ月交替で1名ずつ職員を派遣。 ・職員に被災地への派遣希望があっても、所属する職場内での理解形成を派遣希望職員自らが行わなければならない弊害があったため、派遣希望職員に人事所管部に事前登録(意思表示)をしてもらい、人事所管部が当該職員の所属と調整などを行った。 |
| 松前町 | <p>被災地自治体(姉妹都市)に対し、地方自治法第252条の17による派遣を実施。職員が少ない中、1年間を通じての1人派遣は、欠員が生じ難しいことから、3か月ごとの派遣としている。</p> <p>(経緯・具体的な内容・成果等)</p> <p>被災地自治体(姉妹都市)が全国町村会を通じて事務職員の派遣を募集していた。</p> <p>当町として、被災地自治体が姉妹都市であることから、直接当該自治体と協議をし、その要望を踏まえ派遣することとなった。</p> <p>当町として、派遣者が採用後5年未満の職員(年間延べ人数では4人)を派遣しているという点において、若手職員の人材育成も含め研修的な要素ともなっている。</p> |

| | |
|-------|--|
| 木古内町 | 主任・主査職を同一町へ一人1か月単位で6か月(6人)を予定していた。 (経緯・具体的な内容・成果等) 当町が派遣できると想定していた1か月交替で6サイクルでの派遣(短期)ではなく、中長期的派遣協力を希望する市町村が多く、派遣できる職員の確保が難航。 |
| 江差町 | 周辺自治体(檜山町村会)と協力し、交替で職員を派遣。 東日本大震災を受け、檜山町村会は、臨時会議を開き檜山管内7町長で町職員の派遣を決定し、4/1～5/8までの間、1回各町1名で1週間程度の派遣期間により計6回に渡り6名の職員の派遣を行った。 |
| 上ノ国町 | 同上 |
| 厚沢部町 | 同上 |
| 乙部町 | 同上 |
| 奥尻町 | 同上 |
| 今金町 | 同上 |
| せたな町 | 同上 |
| 長沼町 | 日本医師会災害医療チーム(JMAT)への職員派遣 ・看護師資格のある職員に、JMATへの参加要請があり、派遣期間、場所、活動内容等を検討のうえ、公務として職員派遣を決定した。 ・医療機関が編成するチームの一員として参加することで、必要な人数が確保でき、被災地での医療救護活動に貢献することができた。 |
| 上富良野町 | 《公務出張による派遣を実施》 ・本町の自衛隊駐屯地から約1,000名の隊員が石巻市を中心に派遣されたところであり、同隊からの様々な情報等を得た中で、石巻市と直接連絡を取り、職員派遣支援を開始。 ・各部局を通じ派遣職員を確保し、1班3名体制で、2週間派遣を第4班まで(延べ12名、8週間)実施。その後、石巻市からの要請に応え、1班2名体制で2週間派遣をさらに4班(延べ8名、8週間)を延長実施。 ・被災自治体への支援とあわせて、活火山十勝岳を抱える町として、本町の防災体制(計画)の強化に向けた取組みの推進。 |
| 剣淵町 | 自治労の復興支援活動募集により事務職1名、北海道にボランティア登録し、それを基に北海道医師会からの要請を受け看護師1名派遣。 |
| 美幌町 | 派遣に向けた部局協議を実施する。 全部局に対して、派遣市町村からの要望、事務の内容を示して希望者を募る。 希望者の意思確認及び次年度の職員採用試験後の決定となったため、職員減員分を残った職員で対応することを確認する。 |
| 佐呂間町 | 本町における水産業の主要産物の一つである牡蠣の種苗購入自治体である宮城県石巻市に対し、同じくサロマ湖で牡蠣養殖漁業を行う隣町の湧別町と協力し、職員を2名ずつ1週間交替で4週間にわたり派遣した。 |

| | |
|------|---|
| 遠軽町 | 派遣希望のあった職員(6人)の2か月毎の交代制としたことで、派遣に伴う当町保健業務に支障が生じないよう調整が図られた。 |
| 湧別町 | 東日本大震災の発生により、本町と関りのある石巻市も被災し、石巻市より職員の派遣要請があったことから、牡蠣養殖で繋がりのある、サロマ湖に面した隣町の佐呂間町と連携し、短期間ではあるが、交代で職員を派遣し人的支援を行った。 |
| 豊浦町 | 北海道(胆振総合振興局)、周辺の自治体と協力し、職員を派遣。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月25日管内市町長会議において、胆振総合振興局長より提案 ・伊達市より姉妹都市である宮城県山元町への支援隊派遣について、管内市町職員の派遣について協力依頼あり(各首長了) ・宮城県山元町での避難所対応、救援物資の整理・運搬などの業務を行った。 |
| 壮瞥町 | 北海道(胆振総合振興局)と胆振管内市町(11市町)による「オール胆振」の体制で、伊達市の姉妹都市である宮城県山元町に職員を派遣し支援活動を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・壮瞥町では、4月 7日(木)～4月15日(金)1名(総務課職員)、4月13日(水)～4月21日(木)1名(建設課職員)、4月19日(火)～4月27日(水)1名(建設課職員)の計3名の職員を派遣。 ・業務内容は支援物資の受け入れや仕分け、搬入・搬出作業や避難所勤務。 ・各市町とも年度初めや職員数の縮減など多数の職員派遣について苦慮する中、管内市町が連携して職員を派遣するという取組は派遣元の負担減になった。 ・また、派遣職員が管内の職員同士ということもあり、精神的な負担が軽減された。 ・派遣先の山元町が伊達市の姉妹都市ということ、またオール胆振での派遣以前に伊達市が支援隊を派遣していたこともあり、現地において混乱無く、比較的スムーズに業務が進められた。 |
| 白老町 | ①震災直後の3月15日から交替で職員を派遣 ②周辺の自治体(胆振管内)と協力し、交替で職員を派遣 ①については、姉妹都市である仙台市へ給水活動及び支援物資の輸送を行った。 ②については、北海道(胆振総合振興局)と胆振管内の自治体と協力し、仙台市へ戸籍業務及び避難所運営の支援活動を行った。 |
| 厚真町 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、被災自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保 ・復旧、復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大したが、もともと技術系職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難航 |
| 洞爺湖町 | 北海道(胆振総合振興局)及び近隣自治体と連携し、被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施。胆振総合振興局からの要請で、近隣自治体の姉妹都市を中心に職員を派遣。 派遣職員は、主に避難所に配置され避難者の対応業務に従事。 |
| 安平町 | 周辺の自治体(振興局、町村会等)と協力し、合同で職員を派遣。 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道(胆振総合振興局)における取りまとめにより、胆振管内伊達市及び白老町の姉妹都市である山元町、仙台市への職員派遣を実施。 ・事前の取りまとめにおいて業務内容及び服務関係の周知がなされ、当町における派遣対応もスムーズに行うことができた。 |

| | |
|---------------------------|--|
| むかわ町 | <p>周辺自治体(市町、町村会等)及び北海道と協力し、交替で職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胆振管内自治体(白老町)の姉妹提携市の東日本大震災による被災に伴い、北海道の要請で管内姉妹都市への職員派遣要領に基づき、各課を通じ派遣職員を確保。 ・復旧が進むにつれ、避難所支援要員職員の派遣要請がなくなった。 |
| <p>様似町 ※参考資料(資料4)</p> | <p>友好町村災害相互応援協定に基づく、岩手県野田村への職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記協定に基づき、第1陣平成23年3月20日(2名)から第8陣平成23年6月2日(2名)まで16名(延べ日数75日間)の派遣を実施。 ・職員数の削減の中、年度末から新年度の時期に職員を派遣するために、通常業務の維持のため各課において検討を行い、一課、一係に負担のかからないよう、1グループ2名を10日程度のサイクルで派遣した。 |
| 士幌町 | 福祉自治体ユニット(全国約150自治体加盟)からの協力要請により派遣を実施。 |
| 鹿追町 | 民間企業の職員とともに短期間による物資援助のための派遣をし、その後は、臭気対策による防疫車とともに職員の短期派遣を実施。 |
| 芽室町 | 不在となる部署に臨時事務職員を採用し、被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施。 |

青森県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 三沢市 | <p>被災地自治体に対し職務命令による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会会長の依頼により、被災自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。 ・その後、引続き被災自治体からの派遣要請があったため、各部局を通じ派遣職員を確保。 ・なお、派遣職員の確保に当たっては、事前に被災地自治体への調査を実施し、必要な職種、人数、派遣期間等を把握することに留意した。 |

秋田県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 秋田市 | 派遣を希望する職員を公募したうえで、平成24年度の定期人事異動における人員配置を行ったこと。(4名の職員を被災自治体へ派遣している。) |

山形県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 山形市 | <p>仙台市に対し、地方自治法第252条の17に基づき、職員の派遣を実施している。</p> <p>○平成23年6月10日付け全国市長会からの要請を受け、平成23年8月1日から平成24年3月31日まで、土木技師2名を仙台市に派遣した。任期付職員を採用するなどの特別な方法は取らなかったが、山形市全体で業務量の整理を行い、土木技師2名の派遣を可能とした。</p> <p>○平成24年1月5日付け全国市長会からの要請と、平成24年2月8日付け仙台市長からの派遣依頼を受け、平成24年4月1日から成25年3月31日まで、土木技師2名を仙台市に派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災復興に係る宅地災害復旧関係業務 ・震災復興に係る下水道関係業務 |
| 酒田市 | <p>職員2名を被災地自治体に対して地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1名は全国市長会を通じた事務職の派遣で期間はH24.4.1～H25.3.31。 ・第一希望は技術職であったが、事務職であれば農業関係経験者との希望に沿う形で人選。 ・1名は日本水道協会を通じた一部事務組合への派遣であり、地方公営企業法第15条の職員であることから、市長の事務部局に併任のうえで派遣している。期間はH24.4.1～H25.3.31。 ・水道局が窓口となって一部事務組合の希望に沿う形で人選。 |
| 新庄市 | <p>業務命令により職員を被災地自治体へ派遣している。周辺の自治体(市長会や県など)と協力しての派遣の例もあり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●茨城県高萩市(本市の友好市) 市長会と協力し職員(建築技師)を派遣。 ●宮城県大崎市 保健師を派遣。市民や避難者の健康管理業務に従事。 ●宮城県山元町 建築技師を派遣。被災住宅の被害状況確認のため。県と共同。 ●岩手県山田町 職員を派遣。避難所運営業務に従事。県と共同。 |
| 村山市 | <p>災害協定を締結していることから、被災自治体(塩釜市)へ派遣</p> <p>災害協定を締結している関係から当市における協力できることはないかを検討し、週1回で2名ずつ20週間派遣した。(4月11日～9月3日)</p> <p>派遣の実施内容は、倒壊家屋の調査(罹災証明にかかる被害認定調査)で、2名1組を基本として、調査を行った。</p> <p>その結果、被災自治体の罹災証明関連業務の進行に協力できた。</p> <p>なお、派遣する職員については、被災自治体へ聞き取りを行ったうえで、必要な業務の経験者、人数等を把握することに留意した。</p> <p>派遣希望職種の中では、技術系職員の派遣要望が多く、当自治体においても技術系の職員はごくわずかで、派遣できる状況になかった。</p> <p>しかしながら、復興が進む中で、一般事務職の要望も徐々に加わり、どのような職種で、どれぐらいの期間の派遣が可能かを再検討しているところである。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|-----|-----------|----|-----|------------|----|-----|-----------|----|-----|-----------|----|-----|------------|----|-----|------------|----|-----|------------|----|
| 長井市 | <p>支援要請等に基づき被災地自治体への人的支援を実施</p> <p>①震災発生後まもない3月14日に、(社)日本水道協会からの要請に基づき災害発生時相互応援協定を締結している宮城県多賀城市へ4人を派遣し、応急給水等を実施。</p> <p>②山形県被災地広域支援隊における職員派遣要請に基づき、延べ20人の派遣を実施し避難所の管理・運営等の活動を行った。</p> <p>・②においては、要請を受けてから庁内へ速やかに周知することで要請人数を確保することができた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 天童市 | <p>平成24年度については、被災地自治体(宮城県多賀城市)へ、地方自治法第252条の17により、土木職員1名を3か月交代で1年間派遣している。</p> <p>災害時における相互応援協定を締結している宮城県多賀城市から人的支援の要請を受け、地方自治法第252条の17による職員派遣を決定した。希望職種であった土木職員について、3か月交代で1年の間、1名を派遣している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東根市 | <p>市長会を通じ、被災自治体(友好都市)に対し、地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>・被災直後は、被災市からの直接派遣要請を受け、公務出張による短期間の支援を行った。</p> <p>・任務を終えた職員の多くは、受け入れ自治体に負担を生じさせないような支援が必要であり、職場の状況が許されれば、本格的な長期派遣により支援を行いたいとのことであった。</p> <p>・本年度になって本人の意思をできるだけ尊重するよう、被災地支援にあたる職員を公募した。選考にあたっては、派遣先での業務内容や所属課の業務状況などで決定しているが、職場の理解や業務状況から派遣の希望はあっても、手を挙げられない職員がいるようである。</p> <p>・今後も長期派遣の継続を予定しているため、来年度の職員採用は、被災地派遣者分を見込んで採用する予定である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西川町 | <p>宮城県南三陸町からの支援要請があったため、西川町及び西川町社会福祉協議会が主体となり、町職員及び町民からボランティアを募集し、現地での支援活動を行った。</p> <p>1 経緯 宮城県南三陸町から支援要請があったため、ボランティア派遣を実施した。</p> <p>2 具体的内容 町職員及び町民からボランティアを募集し、現地での支援活動を行った。活動内容は、南三陸町から依頼されたもので、瓦礫撤去・側溝泥だし・漁業支援・農業支援などである。</p> <p>3 成果等(町職員の派遣状況)</p> <table border="0"> <tr><td>第1回</td><td>平成23年7月8日</td><td>4名</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>平成23年7月22日</td><td>6名</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>平成23年9月2日</td><td>6名</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>平成23年9月9日</td><td>8名</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>平成23年9月30日</td><td>6名</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>平成23年10月7日</td><td>7名</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>平成24年7月13日</td><td>3名</td></tr> </table> | 第1回 | 平成23年7月8日 | 4名 | 第2回 | 平成23年7月22日 | 6名 | 第3回 | 平成23年9月2日 | 6名 | 第4回 | 平成23年9月9日 | 8名 | 第5回 | 平成23年9月30日 | 6名 | 第6回 | 平成23年10月7日 | 7名 | 第7回 | 平成24年7月13日 | 3名 |
| 第1回 | 平成23年7月8日 | 4名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回 | 平成23年7月22日 | 6名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3回 | 平成23年9月2日 | 6名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4回 | 平成23年9月9日 | 8名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5回 | 平成23年9月30日 | 6名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6回 | 平成23年10月7日 | 7名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7回 | 平成24年7月13日 | 3名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

茨城県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------------------|---|
| 水戸市 ※参考資料(資料5) | (取組の概要) 全国青年市長会からの復興支援協力要請により、陸前高田市へ短期派遣を実施した。 (上記における経緯, 具体的な内容, 成果等について) 全国青年市長会の会員市で, 交替で職員を派遣。 |

栃木県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|---------------------------------|--|
| <p>栃木県及び県内市町 ※参考資料(資料6)</p> | <p>【取組の概要】 栃木県と市町の連携による被災自治体への人的支援スキームの構築(震災直後の短期的支援に対応するため構築したもの)</p> <p>【経緯、具体的な内容、成果等】 (経緯) 震災直後の市町村職員の短期的派遣について、派遣職員間の情報共有や円滑な引継ぎを行えるようにするため、また、本県自体も被災県であり、県内被災市町からの人的支援の要望への対応を求められたことから、全国市長会・町村会のスキームとは別に、本県独自の人的支援スキームを構築した。</p> <p>(具体的な内容) 県と県市長会・町村会とで、派遣要望と派遣可能の申出をコーディネートし、どの被災自治体にどの職員を派遣するかを決定。 東北3県への派遣については、県職員2名と市町職員3名の合同チームとし、1ヶ月交代とした。</p> <p>(成果) 東北被災市町村への派遣については、H23年5月11日から同年7月29日までの約3ヶ月間、県内被災市町への派遣については、H23年5月9日から最長7月8日まで実施した。 特に東北被災市町村への派遣にあたっては、どの県内自治体職員がどの被災市町村へ派遣されるのか、事務引き継ぎをどのように実施するのかといったことを事前に情報交換することができ、また、同じ県内自治体職員が同じ被災市町村へ派遣されることで、派遣職員の不安解消の一助となるなど、一定の成果を得た。 なお、当該スキームはあくまで、震災直後の短期的支援として構築したスキームであり、現在の職員派遣に関しては全国スキームでの対応を基本としているところ。</p> |

群馬県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 前橋市 | 技術系職員の派遣要望に対して、長期間での派遣が困難なことから、3か月と期間を短くして派遣できる職員の確保をしている。 |
| 高崎市 | 技術系職員の派遣要望に対して、長期間での派遣が困難なことから、6か月と期間を短くして派遣できる職員の確保をしている。 |
| 伊勢崎市 | 一般事務職員及び技術系職員の派遣要望に対して、長期間での派遣が困難なことから、3か月と期間を短くして派遣できる職員の確保をしている。 |
| 邑楽町 | 1年間の被災地派遣は困難と判断したが、福島県双葉町の派遣要望を踏まえ、埼玉支所(加須市)に約2週間交代で事務職員を1名派遣している |

埼玉県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 加須市 | 旧騎西高校に避難している双葉町への人的支援 ・加須市双葉町支援対策本部を設置し、会議を月2回程度開催している。 ・平日の毎日午前8時30分から午後5時15分まで、日直として加須市職員を交代で派遣し、入退所、面会、自転車貸出、マスコミ等に関する受付事務を行っている。 ・双葉町の町議会議員一般選挙及び農業委員会選挙に際し、加須市職員を応援として派遣した。 |

千葉県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 柏市 | 知識、経験が豊かな再任用職員による派遣を実施している。 |
| 流山市 | すでに退職した技術職員を再任用職員として採用し、被災自治体へ派遣。なお、長期にわたる派遣は、再任用職員の精神的身体的負担も大きいことから、一定期間で一度本庁に戻し、その間は庁内公募に応募のあった職員を派遣。 |

東京都

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 特別区 | <p>特別区が相互に連携し、継続的に職員派遣を実施。23区の調整は特別区人事・研修担当課長会が行う。</p> <p>職員派遣方針 ※区長会確認事項 ～発災直後から23年8月末～ ○東京都・市町村と連携し、速やかに被災自治体に区の職員を派遣した。 ○派遣先・職員数は都と現地事務所の調整を受けて調整した。 ○23区の派遣調整は総務部長会、人事担当課長会が行う。 ○介護職員の派遣調整は、福祉主管部長会、高齢者福祉・介護保険課長会が行う。 ○教育委員会・学校関係事務職員等の派遣調整は、一般職員の調整の枠組みの中で総務部長会、人事担当課長会が行う。 ○保健師の派遣調整は保健衛生主管部長会、保健衛生主管課長会が行い、23区がリレー方式で派遣した。</p> <p>～23年9月以降～ ○短期派遣は、今後も被災自治体から要請が見込まれることから、当面維持する。 ○中長期派遣は、短期派遣で実績のある被災自治体への派遣を基本とし、全国市長会経由または、東京都経由により対応する。</p> <p>取組の成果 ○職員派遣方針に基づき、特別区が連携して被災自治体に対応することにより、継続的にかつ多数の職員を派遣することができた。</p> <p>上記スキームのほか、友好都市等に各区独自に職員を派遣している事例が多数ある。</p> |
| 中野区 | <p>継続して職員を派遣するため、専任部署(担当)を設置し、独自に協定を結んだ被災自治体に対し、職員を派遣している。</p> |
| 八王子市 | <p>市長会などの要請により、職員を派遣した。 派遣依頼に基づき、必要な職種、経験などに留意して、別表のとおり派遣を行なった。</p> |
| 立川市 | <p>1 周辺自治体と協力し、交替で職員を派遣した(短期派遣)。 派遣職員を公募したところ、当初は想定を上回る職員の応募があり、選定が難航した。 発災当初の混乱から情報が入らず苦労したが、同時に派遣する市間で情報交換したり、先鋒として現地に入っている東京都や特別区の職員レポート等を参考にし、持参させる物品等を選定して準備した。発災当初は現地までの交通手段等が限定されており、時期的に降雪の可能性もあったことから庁用車の手配、スタッドレスタイヤの装着を行った。また、長距離走行となることから被災地に入る手前で前泊をさせるなど派遣職員の安全確保に最大限の注意を払った。 避難所等での救援物資の情報集約や自衛隊との連絡調整などの業務で被災地支援を行なうことができた。</p> <p>2 技術職の職員を平成24年度1年間岩手県大槌町に派遣した。 中長期的な派遣要請が入り、市長の意向もあり職員を派遣することに決定した。1年間という長期にわたることから、公募で選定した。選定にあたっては、家族状況や業務とのマッチング等を考慮した。 現在、下水道の埋設工事等の業務に従事して、被災地の復興支援を行っている。</p> |

| | |
|------|--|
| 武蔵野市 | <p>市長会と協力、被災地自治体に対し、地方自治法252条の17による派遣を実施した。</p> <p>岩手県陸前高田市 平成24年4月1日～平成25年3月31日一般事務職1名 岩手県大槌町 平成24年4月1日～平成25年3月31日一般技術(土木)1名、一般技術(建築)2名 ※建築職は半年交替で2名。 石巻地方広域水道企業段 平成24年4月1日～平成25年3月31日一般技術1名。</p> |
| 三鷹市 | <p>地方自治法第252条17の規定に基づき職員を派遣した。</p> <p>三鷹市と姉妹町である福島県西白河郡矢吹町に対して、矢吹町からの依頼により職員を派遣した。派遣職員の健康面及びメンタルに配慮し、派遣前と派遣後にヒアリングを実施した。</p> <p>派遣期間を3ヶ月程度としていることから、月1回の帰庁日に後任職員に現状を伝えるなど情報共有を図り、円滑な事務執行を実施。派遣職員の補充について、部内異動等により柔軟な対応を実施した。</p> |
| 青梅市 | <p>市長会等と協力し、職員を派遣した。</p> <p>被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。技術系職員の派遣要望が増大したが、もともと技術系職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難航した。</p> |
| 府中市 | <p>被災地自治体とは国府所在地として交流があり、発災後に物資の提供等していた経緯により、中長期派遣要請があった。技術系職員の要望があったが、絶対数が少ないため、職員確保が難航した。職員と所属の負担を考慮し、職員を半年ごとに交替で派遣することにした。</p> <p>一週間程度の期間を交替で派遣することとなり、派遣職員の選出にあたっては各部の持ち回りとするこゝで、全庁的に対応することとした。</p> |
| 調布市 | <p>1市長会からの派遣要請に応じた職員派遣の実施。</p> <p>当初は調布市独自で岩手県遠野市への職員派遣を行なうほか、都からの派遣要請等に応じた職員派遣を実施した。その後、市長会を通じた被災地からの派遣要請に対応して、8件14人の短期派遣及び1人の中長期派遣を行なった。</p> <p>2調布市社会福祉協議会や市内企業等との協働ボランティア派遣の随行として職員派遣の実施。</p> <p>岩手県遠野市が立ち上げた「遠野まごころネット」と連携し、岩手県大槌町等でのがれき撤去等の作業を行なうボランティア派遣を実施。ボランティア派遣に際し、調布市及び調布市社会福祉協議会の職員が現地に同行した。平成23年7月以降、2泊3日の行程により、平成24年8月末現在で13回にわたりボランティア派遣を実施した。今年度において、平成24年9月以降も各月1回の実施を予定している。</p> |
| 町田市 | <p>町田市独自による工夫等の取組事例はなし。市長会の派遣要請に基づき、職員からの応募をつのり、派遣に向けた準備を進めている。</p> |
| 小平市 | <p>市長会経由の職員の派遣要請について、派遣職員を部単位で選出し、組織順に派遣した。</p> <p>市長会からの職員の派遣要請を受けて、短期間で職員を派遣できる職場や派遣を希望する職員等を把握することが困難だった。そのため、早急に派遣を希望する職員等を把握するとともに、派遣職員の所属する部課の偏りをなくすため、部の組織順に職員を派遣することとし、派遣する職員の人選は各部に任せることとした。</p> <p>その結果、派遣要請に速やかに対応することができ、また特定の部課に派遣職員が偏ることもなく、その報告等により被災地の状況、震災への対応等について全庁的に情報共有することができた。</p> |

| | |
|-------|---|
| 東村山市 | <p>市長会主導のもと、職員を交替で派遣した。</p> <p>1 短期間(平成23年4月28日～11月14日) 被災地自治体からの派遣要請については市長会にて集約、26市への割振りを行い、交替で職員派遣を実施することが決定された。市長会にて決定された分担をもとに、市の部局を5グループに分け、割振りを決定し、交替で職員を派遣した(3県5市1町へ14名派遣)。</p> <p>被災地自治体より特定業務(教育、選挙事務等)に従事する職員の派遣が要請された場合には、上記の割振りとは別に調整を行い、職員を派遣した。</p> <p>復旧、復興が進むにつれ、短期の職員派遣については充足されたとして、11月の派遣を最後に新たな職員派遣は実施していない。</p> <p>2 中長期派遣 短期の職員派遣が充足された後、技術系職員の中長期派遣の要請が中心となったが、市の技術系職員数が少ないことから、関係所管と調整を図るも人員の確保は難航している。</p> <p>現役職員の派遣だけでなく、被災地派遣を前提とした任期付職員の採用試験について、自治体や市長会から周知要請がなされている。庁内会議への付議や該当所管(技術系)への直接の情報提供を通じて、再任用・再雇用職員を始めとする職員OBや、定年退職予定者等への働きかけを行なっている。</p> |
| 国立市 | <p>短期派遣については、市長会を通じて近隣自治体と協力し、交替で職員を派遣した。中長期派遣については、市長会及び国土交通省の要請に基づき派遣を行なっている。</p> <p>短期派遣については市長会主導にてスキームを構築し、国立市からは8名(避難所管理、行政事務等)を派遣した。中長期派遣については、国土交通省からの依頼に基づき、土木技術職1名を岩手県大船渡市へ派遣した。</p> |
| 福生市 | <p>派遣要望内容を職員へ周知した。派遣要望が技術系職員に集中しているため、技術系職員の絶対数が少ない本市では、対応できない状況が続いている。</p> |
| 狛江市 | <p>短期の派遣については、できる限り職員を派遣していく。</p> |
| 清瀬市 | <p>市長会の要請により、職員を派遣した。一般事務職については、短期及び中長期の派遣職員を確保した。技術職や専門職の派遣要請については、当市の職員数が少ないため、派遣できる職員の確保が困難。</p> |
| 東久留米市 | <p>市長会と協力し、ブロック単位で職員を派遣した。</p> <p>東日本大震災直後、市長会において「被災自治体に対する人的支援について」の担当課長会議が開催され、協議の結果、26市を5ブロックに分け、ブロックごとに輪番制で職員を派遣することとした。職員派遣期間中であっても、業務に支障が生じないように配慮した。</p> |
| 武蔵村山市 | <p>平成23年度実施の職員採用試験について、平成24年度に被災地自治体への中長期派遣に対応すること等を勘案し、合格者数を決定した。</p> <p>技術系職員の採用において十分な確保ができなかったこと等から、一般事務職の職員派遣について「派遣可能」と回答したが、当該職員派遣は他団体からの派遣となった。</p> <p>平成24年4月以降で新たに3名の職員が病気休職となるなど、職員の適正な配置に苦慮している状況が続いており、現在は残念ながら被災地自治体へ中長期派遣が困難な状況となっている。</p> |

| | |
|-------|---|
| 多摩市 | 市長会と連携して職員を派遣した。 庁内各部からの推薦等により派遣職員を確保した。 技術系職員については職員数が少ないことや毎年度の職員募集においても応募者が少なく派遣職員の確保は困難であった。 |
| 稲城市 | 全国青年市長会の構成市で協力し、交替で職員を派遣した。 全国青年市長会の構成市である岩手県陸前高田市の復興支援にあたり、全国青年市長会主導で現地に「陸前高田市復幸応援センター」を設置し、陸前高田市と他の構成市との復興支援の橋渡しを行なっている。 現地の復幸応援センターに従事する職員は、構成市から希望者を募る形で、1市あたり2ヶ月の期間で派遣した。 |
| 羽村市 | 市長会からの要請に応じ、周辺の自治体と協力して派遣を行なった。 被災地自治体からの派遣要請の内容(希望職種等)を踏まえ、該当業務の所管部署及び経験者に打診し、状況確認のうえ派遣職員を確保した。 技術系職員は、もともと絶対数が少ないため、派遣職員の確保は困難であった。 |
| あきる野市 | 市長会の指示のもと、26市と協力し、交替で職員を派遣した。 部課を5ブロックに分け、順次職員を派遣することとした。 短期派遣については、5ブロックを2巡し、合計10人の職員を派遣し、終了した。中長期派遣については、5ブロックとも派遣職員の確保が困難なため未定。 |
| 瑞穂町 | 町村会で協力し、岩手県大槌町へローテーションで派遣を実施した。 |
| 日の出町 | 1 町村会の派遣計画を踏まえ、各部局を通じて派遣職員を確保。 2 被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。 |
| 檜原村 | 被災地自治体から町村会への派遣要請を踏まえ、派遣職員を確保。周辺自治体と協力し、交替で職員派遣を行なった。 |
| 奥多摩町 | 町村会で協力し、岩手県大槌町に職員派遣を実施した。 岩手県から人材派遣要請が都にあり、市長会、町村会の調整により、平成23年4月21日から6月20日までの間、町村職員及び町村会事務局職員が交代で岩手県大槌町の支援業務に従事した。 第1次から第8次派遣職員の従事業務:避難場所での管理運營業務補助 第9次から第15次派遣職員の従事業務:町民窓口業務、罹災証明業務、がれき撤去意向確認、在宅避難、物資データベース作成業務 奥多摩町では、職員に希望を募り、派遣を行なった。勤務に必要な装備品(寝袋等)や食料等は町で用意した。交通手段は各町村所有のワゴン車を使用した。宿泊場所は岩手県釜石地方合同庁舎。 |
| 大島町 | 町村会と協議のうえ、職員を派遣した。 |
| 新島村 | 町村会として被災地自治体に職員を派遣した。 各町村が希望者を募り、現地へ派遣した。町民窓口業務、がれき撤去の意向確認、支援物資のデータベース作成業務を行った。 |

| | |
|------|---|
| 神津島村 | <p>町村会より被災地自治体からの派遣要請を受け、職場内で候補者を選定し派遣職員を確保した。</p> <p>派遣先市町村:岩手県大槌町</p> <p>派遣期間等:第6次(5月10日~15日)課長職1名、第7次(5月14日~19日)係長職1名、第14次(6月11日~16日)係長職2名</p> <p>業務内容:罹災証明手続等の窓口業務の支援等。</p> |
| 三宅村 | <p>周辺自治体(町村会)と協力し、交替で職員を派遣した。</p> <p>派遣先市町村:岩手県大槌町</p> <p>派遣期間等:5月14日~19日1名、5月18日~23日1名、6月7日~12日2名</p> <p>業務内容:罹災証明手続等、仮設住宅・住宅修繕助成の窓口業務、がれき等撤去の意向確認事務、在宅避難者・支援物資のデータベース作成業務等。</p> |
| 八丈町 | <p>町村会からの派遣協力依頼により、2回派遣した(事務職員2名)。また、東京都からの派遣協力依頼により1回派遣した(保健師1名)。</p> |
| 小笠原村 | <p>町村会と協力し、村役場職員を確保して派遣した。</p> <p>被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、町村会の要請により村役場職員を確保した。</p> |

神奈川県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 平塚市 | <p>(取組の概要) 被災地自治体に対し、地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は、災害協定及び被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保し、職員を派遣。 ・平成24年度も引き続き、各部局を通じ派遣職員を確保し、地方自治法による派遣をしている。 |
| 鎌倉市 | <p>(取組の概要) 職場の事務改善により、所属職員1名の一時的な削減を行い、派遣可能職員を確保し、派遣した。(平成24年4月23日～平成25年3月31日)</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地自治体(全国市長会)からの要請により、全庁において派遣希望職員を募集し、1名の応募があった。 ・当該職員を派遣するにあたり、全庁的な調整(職場の事務改善等)を図り、人事異動を行うなかで派遣職員を確保した。 |
| 三浦市 | <p>(取組の概要) 本市同様に水産業が盛んであった被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市同様に水産業が盛んであった被災地自治体の支援を行うため、全国市長会の派遣スキームを通じて宮城県南三陸町へ派遣することとした。 ・派遣職員の確保に当たっては、従事業務経験者の派遣要望があり、絶対数が少なく人選が困難であった。(税務経験者・土木技術者) ・派遣先自治体での公用車不足や、公共交通機関不通に伴う通勤手段確保のため、本市公用車を持ち込んだが、保険の適用関係や、事故対応、休日における公用車利用のあり方など、問題が多数生じた。 ・派遣先における住居については、被災地自治体で公営住宅を用意していただけたが、地域の状況を把握していない派遣元の自治体で準備することは困難と感じた。 |
| 厚木市 | <p>(取組の概要) 現職職員を被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、被災地自治体、全国市長会からの派遣要請を踏まえ、庁内に調査を行い派遣職員を確保。 ・もともと技術系職員が少ないが、被災地の派遣要請を踏まえ、派遣希望者を募り、土木職員1人を追加派遣。 |
| 大井町 | <p>(取組の概要) 県町村会からの依頼により職員を派遣</p> <p>(内容)</p> <p>被災市町村からの派遣要望に基づき、土木技師1名を派遣することとした。</p> <p>石巻市と「派遣職員の取扱いに関する協定書」を締結し、H24年7月から半年間の派遣となった。</p> |

新潟県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 糸魚川市 | <ul style="list-style-type: none">○ 取組の概要 4月1日付けの人事異動にからめて職員を人選(公募)し、自治法派遣を実施○ 取組の内容<ul style="list-style-type: none">・ 平成23年度は年度途中での派遣要請であったため、通常業務がある中、人選が難航・ 派遣職員の1~2週間単位での交替は、被災市にとって引継等で負担のかかる部分もあると思われたため、被災市の意向も汲む中で長期派遣が妥当と判断し、定期人事異動にからめて人選する方針を決定・ 本人のモチベーション等を考慮し、派遣職員を公募(応募職員がなく、結果として指名) |

石川県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 小松市 | <p>【取組の概要】 石川県環境部からの依頼により県内の自治体と協力し、下水道担当技術職員を交替で派遣。</p> <p>【経緯、具体的な内容、成果等】 ・石川県環境部から県内の自治体と交替での下水道担当技術職員の派遣依頼があり、1～3ヶ月程度の派遣であれば協力できるのではないかと担当部署と調整した結果、派遣職員を確保できた。</p> |
| 羽咋市 | <p>【取組の概要】 面談による派遣の期間等の調整を実施</p> <p>【経緯、具体的な内容、成果等】 ・被災地から派遣希望が出ている業務を担当する部署の課長と面談し、派遣の期間や人選等の調整を行っている。</p> |

福井県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 福井市 | <p>●職員の派遣に関して、事前調査として建築事務所長による建築職へのアンケート実施。</p> <p>●地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県塩竈市:建築職1名 平成23年9月30日～H25年3月31日 ・ " 1名 平成24年4月1日～H24年9月30日 ・ " 1名 平成24年10月1日～H25年3月31日 ・宮城県東松島市:事務職1名 平成24年10月1日～H25年3月31日 <p>●平成23年9月30日～平成24年3月31日まで派遣した職員(宮城県・塩竈市派遣)が、帰還後、入庁2年目職員を対象とした初等科研修において「被災地の復興支援」と題して研修を行った。</p> |
| 敦賀市 | <p>被災自治体からの要望は、半年から1年以上の中長期の派遣が基本となるが、要望どおりに派遣職員を確保することは、現行の職員数では困難な状況となっている。</p> <p>そのため、事務職員の短期派遣によるローテーションでの対応について、派遣先自治体と協議し、職員2名を2週間単位、交代の時期を1週間ずらす形で派遣し、常時2名が滞在する体制により、約5ヶ月間の派遣を行った。</p> <p>これにより、職場における職員の長期不在による負担の軽減を図ることができた。</p> <p>また、派遣職員自身により現地での事務引継ぎが可能となり、派遣先職員の業務説明に係る負担を軽減することができ、さらに当市が受け持つ業務の継続性を確保することができた。</p> <p>なお、この短期派遣については、危機管理対策・災害対応・復興業務に係る職員の研修の場とも捉え、特に若手職員を中心に派遣し、復興支援はもとより、業務内容等当市にとってノウハウを蓄積することも目的とした。</p> |
| 勝山市 | <p>【取り組みの概要】</p> <p>市長会の要請に基づき、平成24年10月から6カ月間、気仙沼市に農業土木技師を派遣。</p> <p>【経緯・具体的内容】</p> <p>東日本大震災発生時は、陸前高田市へ消防の救援活動で19人、福祉避難所の運営等で64人の職員の短期派遣を行ってきた。</p> <p>その後市長会の長期派遣の要請があったが、技術職員不足のため派遣が困難な状況であった。そのような中で、なんとか派遣できないか庁内公募を行ったところ、土木技師1名の応募があった。当該土木技師と面談を行い、本人が得意とする分野での派遣可能と市長会に回答したところ、気仙沼市の農業土木技師として派遣が決定した。当市の土木技師欠員については、臨時職員を補充し対応している。</p> |

| | |
|-----|---|
| 越前市 | <p>1 岩手県大船渡市へ日本水道協会からの要請で3/13から3/31まで、給水活動で職員12名派遣</p> <p>2 岩手県陸前高田市へ災害時における社協ネットワークによる相互支援協定により、社会福祉協議会を通じ、4/7から4/14まで、職員1名派遣</p> <p>3 宮城県山元町へ福井県と共に保健師6名を、4/9から7/19の期間内で6班41日間派遣</p> <p>4 宮城県気仙沼市へ市民ボランティアと共に職員11名を、5/2から7/11の期間内の12日間派遣</p> <p>5 全国市長会の中長期的職員派遣について 23.7から24.3まで土木職を1名派遣することで回答したが不調に終わる</p> <p>6 福島県選挙管理委員会からの選挙事務支援要請に対し、10月中、下旬に1名派遣可能と回答したが本要請がなかった</p> <p>7 塩竈市に対して地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>①期間:H24.9～H25.3 6ヶ月間 派遣職員:1名</p> <p>②技術職員が少ないため、事務職員で派遣職員を選考</p> <p>③業務については、当市が積極的に対応できる職務を選考し、用地交渉・用地事務職員とした。</p> <p>④用地に関する職務は、コミュニケーション能力や判断能力が高い職員が必要であり、職務経験が十分な職員を選任し派遣した。</p> |
|-----|---|

山梨県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|--------|---|
| 甲府市 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会の要請により、検討を重ねていく中で、被災地自治体が希望する職種の職員を確保 ・市単独で、技術職員を1名、1年間派遣 |
| 富士吉田市 | <ul style="list-style-type: none"> ・出張扱いで職員2名1組を毎月交代で派遣 ・東日本大震災支援室を設置し、派遣を調整 |
| 都留市 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、全庁的に対応 ・職員の中から希望者を募り派遣を実施 ・短期的な派遣においては、派遣職員の確保が順調であったが、中長期の派遣となると、職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難航 |
| 韮崎市 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、交替(1~2週間)で職員を派遣 ・各部署の負担を考慮する中で、可能な限り研修の一環として派遣を実施 |
| 南アルプス市 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会等からの職員派遣要請により、本市加盟の全国あやめサミット連絡協議会加盟の被災自治体に職員(保健師)を派遣 ・保健師2名を1班とし、計3班を各1週間、延べ3週間、派遣 |
| 笛吹市 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体からの派遣要請を踏まえ、全職員に対し意向調査 ・派遣希望職員を優先して人選を行い、被災地から要請のある業務のうち、当該職員が適応できる業務に従事することとして派遣 |
| 上野原市 | <ul style="list-style-type: none"> ・本年4月から事務職員1名を宮城県気仙沼市に派遣 ・職員配置の調整により人員を捻出 |
| 身延町 | <ul style="list-style-type: none"> ・本年4月から福島県浪江町に税務担当職員(一般事務職)を全国町村会を通じて派遣 ・職員間での協力により人員を確保 |
| 南部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しメール回覧により派遣を依頼 |

長野県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 長野市 | <p>全国市長会及び国土交通省からの要請に対して、庁内調整の上、出張派遣及び地方自治法第252条の17の規定に基づき、職員派遣を行う</p> |
| 岡谷市 | <p>被災地派遣の意向を調査し、派遣を実施している ・派遣職員が技術系職員のため、他の技術系職員に兼務発令を出すなど派遣職員の欠員分に対応</p> |
| 駒ヶ根市 | <p>災害時相互応援協定に基づき、職員派遣を実施、当市周辺自治体へ協力を求め、交替で職員を派遣 ・水道の復旧に必要な技術系職員の確保が難航したため、市内水道指定店組合(民間)への人材派遣を要請し、職員とともに派遣</p> |
| 千曲市 | <p>被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> |
| 安曇野市 | <p>正規職員2名を派遣 ・技師派遣のため、関係部局の協力により人員を確保</p> |
| 原村 | <p>住民間による交流を踏まえ、宮城県南三陸町に職員を派遣 ・派遣にあたっては特に職員採用等はなく、関係課係内による調整で対応</p> |
| 朝日村 | <p>職員数が限られる中で派遣するのは厳しい面もあるが、被災地のいち早い復興のために少しでも力になりたいという思いから、1名の職員を派遣している ・技術系の職員はいないので、一般事務で応援</p> |
| 坂城町 | <p>県の派遣計画に沿って派遣を実施 ・職員数が限られている町単独で派遣を実施するより、広域的な主体が派遣地域の選定、ニーズを調整した計画に沿って派遣を実施した方がより効果的・効率的であると判断</p> |

岐阜県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 岐阜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員を被災自治体へ派遣 ・岐阜県市長会を通じた派遣については、職員を交替で派遣 <p>・昨年度は、被災自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を公募したが、希望者が集まらず、各部局の人選により派遣した。</p> <p>・今年度においては、派遣希望者を募ったところ、定年退職予定者2名から、再任用職員として派遣に応じてよいとの申出があり、被災自治体へ派遣した。</p> <p>・なお、今後についても、派遣職員による市内研修会や市内公募を積極的に行い、派遣職員の確保に努めていく。</p> |
| 大垣市 | <p>市長会が中心となり、交替で職員を派遣</p> <p>・復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大し、もともと技術系職員の絶対数が少ないことから、長期で派遣できる職員の確保が難航したが、職員を短期間交替で派遣することにより、継続的な派遣に努めた。</p> |
| 高山市 | <p>岐阜県市長会を通じて保健師及び建築技術職員を交替で派遣</p> <p>岐阜県市長会より岩手県釜石市に継続的に職員を派遣する旨の協力依頼があり、職場の状況を確認し派遣可能な職員の調整を行って派遣を実施した。</p> <p>実績は、平成23年9月と平成24年7月にそれぞれ保健師を1名、平成23年12月に建築技術職員1名を1か月間派遣した。</p> |
| 多治見市 | <p>周辺の自治体(岐阜県市長会)と協力し、交替で職員を派遣</p> <p>・復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大したが、もともと技術系職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難航。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>関市</p> | <p>①岐阜県市長会の取りまとめで、会員市が交替で職員を派遣 ②全国青年市長会の取りまとめで、会員市が交替で職員を派遣 ③全国市長会への派遣可能登録で、登録市と被災市のマッチングで職員を派遣</p> <p>① ・岐阜県市長会からの「釜石市への人的支援(保健師・建築技術職)を県内各市の交替で」という呼びかけを受け、関係部局へ職員派遣の検討を依頼した。 ・保健師や建築技術職員は絶対数が少ないため、派遣職員の確保が難航したが、「両職種とも1人1か月ずつで2か月間、のべ4人」で派遣時期を考慮すれば、残った職員で業務のカバーができると判断し、派遣することとした。</p> <p>② ・全国青年市長会からの「陸前高田市復興支援センターへの職員派遣を会員市の交替で」という呼びかけを受け、人事担当課で職員派遣を検討した。 ・派遣要請が「事務職1人で2か月間」であったため、派遣職員の確保が可能であると判断し、派遣することとした。</p> <p>③ ・全国市長会からの「人的支援の可能な市は、全国市長会に登録を」という呼びかけを受け、各部局へ職員派遣の検討を依頼した。 ・その結果、「土木技術職(2人1か月ずつで3か月間、のべ6人)」「建築技術職(1人で1か月間)」「保健師(1人2週間ずつで1か月間、のべ2人)」程度であれば、派遣が可能であると判断し、全国市長会に登録した。 ・その結果、仙台市から「土木技術職(2人1か月ずつで3か月間、のべ6人)」の派遣要請があり、仙台市へ派遣することとした。なお、途中で2週間の派遣延長依頼を受け、結果的には「3か月半、のべ8人」の派遣となった。</p> |
| <p>中津川市</p> | <p>①岐阜県市長会と協力し、県内各市と交替で職員を派遣(平成23、24年度) ②当市単独での被災地支援として土木技術職員に民間の測量会社の職員を同行させて派遣(平成23年度)</p> <p>①について ・県内他市と同様</p> <p>②について ・被災自治体(石巻市)と直接派遣職員の職種、人数等を調整 ・土木技術職員について、当市から測量調査業務を行う1班を編成できる3名を派遣することを石巻市と当市の間で決定 ・市の土木技術職員を3名派遣すると当市の業務に支障が生じることが懸念されるため、市内の測量設計協会に土木技術職員1名派遣の協力を要請 ・市の土木技術職員2名に測量会社の土木技術職員1名を同行させる形での派遣を実施した。(H23.5.29～H23.11.10) ・職員を派遣した測量会社には被災地復興支援委託業務として委託料を支払った。</p> |
| <p>美濃市</p> | <p>岐阜県市長会実施の職員派遣</p> <p>・派遣要請があった建築士と保健師について、職員の絶対数が少ないため派遣できる職員の確保が難航した。 ・育児休業から復帰する職員がいる職場の業務をやりくりして、派遣可能な保健師を確保した。</p> |

| | |
|-------|---|
| 瑞浪市 | <p>市長会からの要請に対し、保健師を派遣</p> <p>保健師の絶対数が少なく派遣職員の確保が困難であるが、業務の繁忙を考慮し時期を選んで派遣している。</p> |
| 羽島市 | <p>周辺の自治体(市長会)と協力し、交替で職員を派遣</p> <p>○派遣先 岩手県釜石市</p> <p>○派遣期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年6月30日～8月2日(34日間) 技師(建築) 1人 建築事務 ・平成23年9月29日～11月2日(35日間) 保健師 1人 健康相談 ・平成23年10月31日～12月2日(33日間) 保健師 1人 健康相談 ・平成24年4月1日～5月2日(32日間) 保健師 1人 健康相談 |
| 恵那市 | <p>岐阜県市長会と岩手県釜石市との間において締結した協議書に基づき職員を派遣。</p> <p>・岐阜県市長会と岩手県釜石市との間において締結した「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援に関する協議書」に基づき、交替で専門職員を派遣。</p> <p>・専門職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難航したが、H23に建築技術職員、H24に保健師を各1名派遣。</p> |
| 美濃加茂市 | <p>○被災自治体へ職員を派遣する際に、長期派遣(半年以上)については、非常勤職員を採用し派遣された職員の業務を補い、短期派遣(1月程度)の場合は、課内又は部内での職員協力・応援により対応している。</p> <p>○岐阜県市長会を通じた保健師又は建築技師の派遣</p> <p>○災害発生直後から給水や物資提供などの支援で縁のあった宮城県東松島市に税務業務経験者を1年以上派遣しており、家屋調査及び市民税賦課業務を遂行している。</p> <p>○岐阜県市長会を通じて岩手県釜石市へ昨年度からの実績として保健師3人と建築技師2人を各1月ずつ派遣しており、現地の被災者の健康相談や学校、保育園の復旧などに携わっている。</p> <p>○必要に応じて、支援に携わった職員による報告会を全職員対象に実施し、その経験を共有するよう努めている。</p> |
| 各務原市 | <p>周辺の自治体(市長会)と協力し、交替で職員を派遣。</p> <p>被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による職員派遣を実施</p> <p>市長会にて取りまとめをしているので、その依頼に基づき実施している。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>可児市</p> | <p>出張命令による派遣及び自治法による派遣を行っている。</p> <p>岐阜県市長会を通じて、県内自治体で交替で職員を派遣。概ね1ヵ月もしくは3ヵ月の派遣。 また、全国市長会を通じて1年間職員を派遣するが、半年で職員を交替させている。</p> |
| <p>山県市</p> | <p>県市長会を通じたの派遣</p> <p>当市における職員派遣状況は、昨(平成23)年度から今(平成24)年度まで、下記①から④のとおり派遣をしてきた。 岐阜県市長会を通じての職員派遣は、昨年度から今年度において“釜石市”への派遣となっており、今後においても継続して県市長会を通じての派遣を望む。 また、他市等の派遣状況も踏まえ、再任用職員、任期付職員の採用も検討すべきか。</p> <p>①岐阜県緊急消防援助隊(福島県郡山市) ◇運転手H23 : 一般職1名、消防職2名(各2日間) ◇捜索活動H23: 消防職10名(4~5日間)</p> <p>②岐阜県保健師チーム(災害対策基本法第20条の2の規程)(岩手県陸前高田市) ◇健康相談H23: 保健師2名(6日間)</p> <p>③岐阜県市長会(釜石市) ◇学校改修H23 : 建築技術職1名、1か月間 ◇健康調査等H24: 保健師1名(1か月間)</p> <p>④岐阜県防災航空隊(派遣)(岩手県花巻市) ◇救助活動H23: 消防職1名(5日間)</p> |
| <p>瑞穂市</p> | <p>県市長会からの要請・依頼により派遣</p> <p>技術関係職員が求められていたので、市の担当課職員の派遣を行った。(23年度) 24年度については、市の事務上の調整(求められる人員・要件など)がつかず派遣見送りとなった。</p> |
| <p>本巣市</p> | <p>周辺の自治体(岐阜県市長会)と協力し、交替で職員を派遣</p> <p>・被災自治体からの派遣要請により、岐阜県市長会が派遣のとりまとめを行っている。 ・派遣要請は技術系職員の派遣要望が殆どで、本市からは保健師を派遣している。 ・派遣開始から今年度末までに保健師5名を派遣。</p> |
| <p>郡上市</p> | <p>・全国市長会からの要請に基づき、友好都市の関係がある福島県いわき市に一般事務職1名を派遣(1年間) ・岐阜県市長会による釜石市への職員派遣団員として、保健師1名を出張派遣(1ヶ月間)</p> <p>・震災当初は、被災自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じて派遣候補者を絞り込み、交替制(概ね2ヶ月間)により派遣。 ・今年度は、被災自治体からの要請を踏まえ、派遣自治体及び職種を予め定めて、派遣希望者を公募。いわき市、郡上市は、東京都港区と友好都市の関係にあり、これを縁として派遣自治体としている。 ・派遣実績(H23)のある宮城県山元町には、昨年度に続き同町が実施する「第2回ふれあい産業祭」の復興支援ブースに出店予定。</p> |

| | |
|------|--|
| 海津市 | <p>岐阜県市長会からの依頼により関係自治体が協力し、岩手県釜石市への派遣を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県市長会を通じ、保健師及び建築技術職の派遣依頼があり、該当部局を通じ派遣職員を確保。 ・派遣要望の多くが、専門職(保健師・技術系職員等)を希望されるため、職員の絶対数が少なく、派遣できる職員確保が難しい。 ・最小限の職員を配置しているため、長期派遣となると困難であったが、該当部局の理解を得た。 |
| 笠松町 | <p>岐阜県健康福祉部保健医療課を通して、保健師1名派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県健康福祉部保健医療課より、「東北地方太平洋沖地震への保健師派遣要請について」派遣依頼あり。 ・派遣職員(福祉健康課保健師2名)を確保。 ・H23.5.17～5.22の間、岩手県陸前高田市へ保健師1名派遣。 ・岐阜県下水道連絡会事務局(岐阜県都市建設部下水道課)より、「東北地方太平洋沖地震に対する下水道等災害時の支援について」派遣依頼あり。 ・派遣職員(水道課技術主査1名)を確保。 ・第一次派遣メンバーには入らず、今後の派遣要請に備え、待機。 |
| 関ヶ原町 | <p>県の実務を受け、被災地自治体へ派遣</p> <p>医師、看護師、保健師等、専門職の実務を受け、派遣職員を確保。</p> |
| 安八町 | <p>県並びに町村会を通じた派遣要請に対する協力</p> <p>派遣職員が帰庁後全職員に対し活動報告することにより、職員の災害に対する意識の高揚に繋がった。</p> |
| 揖斐川町 | <p>定年退職者を再任用し、被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を予定している。</p> <p>現職の派遣可能職員に加え、定年退職者の活用を検討した結果、退職者を再任用し、被災自治体へ派遣することとした。</p> |
| 坂祝町 | <p>町単独で職員4人1組のグループを1週間交替で派遣。</p> <p>町民から提供を受けた支援物資の受入れの希望が岩手県大槌町から両町社協を通じて有り、搬送した町職員が大槌町物資担当職員と協議をして支援物資集積所の整理・配布等の応援職員の派遣希望を受けたため、平成23年6月5日～7月23日まで7班28人の職員派遣を実施した。</p> <p>大槌町職員、自衛隊員等と協力し、支援物資の受入れ、配布、集積所の除草・清掃作業等を行った。</p> <p>当町は過去に木曾川増水による浸水災害があったものの災害対応を経験した職員が2割弱程度しかおらず、ほとんどの職員が未経験であるため、被災地に赴くことで災害対応における公務員の役割を認識するとともに、支援物資集積所の運営を経験し、当町における災害対応に役立つと考えています。</p> |

愛知県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|--|---|
| <p>東三河8市町村 (豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)</p> | <p>●東三河8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)で協力し、被災自治体(南三陸町)が希望する職種の職員を派遣している。</p> <p>当初から東三河8市町村が協力して被災地支援を行うため、被災自治体へ出向き支援希望の調査を行った。</p> <p>被災自治体の希望する職種、人数、派遣期間を8市町村の実情に応じ分担して派遣することとした。</p> |
| <p>岡崎市</p> | <p>●各課間で協力し、短期間(3カ月)交替で職員を派遣(1年で4人を派遣)</p> <p>1つの課において長期にわたり職員が不在となった場合、業務に及ぼす影響が大きいことから、派遣する職員を交替させることで、各課の負担を軽減させたもの。</p> |
| <p>碧南市</p> | <p>●平成23年度は碧南市独自で宮城県塩竈市へ職員2名を出張扱い(2ヶ月交代)で派遣し、平成24年度からは市長会を通じて塩竈市へ職員1名を自治法派遣(3ヶ月交代)で派遣している。</p> |
| <p>安城市</p> | <p>●職員の負担が軽くなるよう、半年交替で派遣。</p> |
| <p>みよし市</p> | <p>●職員の希望を基に派遣を決定。</p> <p>●1年間の派遣については、派遣職員の代替として前倒しで職員の新規採用を行った。</p> |
| <p>蟹江町</p> | <p>●派遣された職員による報告会を実施し、派遣体験を全職員へ還元。</p> |
| <p>武豊町</p> | <p>●町村会を通じ、平成23年8月より2ヶ月交代で、平成24年4月より3ヶ月交代で常勤職員を自治法派遣により派遣しているが、職員交代の際は、後任職員派遣開始より1週間は引継期間とし、前任職員を出張扱いで1週間被災地に残し、事務引継ぎをさせることで、被災地自治体の負担を軽減する工夫をした。</p> |

三重県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 伊勢市 | 短期派遣 ・全庁的に希望者を募集 ・派遣職種(建築)が在職する部署に派遣を打診。 長期派遣 ・派遣職種(土木・下水)が在職する部に派遣を打診。 |

滋賀県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 大津市 | <p>全国市長会からの要請により、被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術職(電気職)の派遣を実施。 ・派遣者の選定にあたっては、庁内公募制により希望者を募り、数名の中から選定した。 ・技術職は元々の職員数が少なく、派遣できる職員の確保が困難。 |
| 長浜市 | <p>任期付職員(土木技術職)を採用し、被災自治体に対し地方自治法252条の17による派遣を実施する予定(平成25年1月から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術系職員の派遣要望が増大する中で、被災地の1自治体から土木技術職員の派遣依頼があった。 ・土木技術の在職職員の派遣を検討したが派遣職員の確保が困難であるため、民間を含めて広く人材を募集し、新たに任期付職員を採用して派遣する手法で対応することとした。 ・任期付職員の採用に関する条例が未制定であったため、平成24年8月の臨時議会において条例を制定した。 ・今後、選考手続きを進めて任期付職員を採用し、平成25年1月からの派遣をする予定。 |
| 草津市 | <p>湖南4市によるリレー方式での職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に湖南4市による職員派遣を行った。 (平成23年度実績) 6月から3月までの10ヶ月間を4市で2.5ヶ月間ずつ職員派遣 【派遣順】 草津市(事務)⇒栗東市(事務)⇒野洲市(事務)⇒守山市(事務) ・平成24年度も引き続き湖南4市による職員派遣を行う。 (平成24年度計画) 4月から3月まで12ヶ月間を4市で3ヶ月間ずつ職員派遣 【派遣順】 野洲市(事務)⇒守山市(土木)⇒栗東市(土木)⇒草津市(土木) |
| 栗東市 | <p>湖南4市(草津市・守山市・野洲市・栗東市)が共同して岩手県大槌町へ職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、湖南4市危機管理監連絡調整会議で平成23年6月～平成24年3月の期間を4市が分割(1市あたり2.5月間)して職員派遣することが決定される。(短期間につき、長期出張扱いによる派遣。福祉関連業務。) ・平成24年度において、引き続き大槌町からの支援要請を受け、上記取り組みを継続する形で職員派遣を決定(各市土木技術職1名「地方自治法第252条の17」)。 (4～6月:野洲市 7～9月:守山市 10～12月:栗東市 1～3月:草津市) ・復旧、復興が進につれ、派遣職員に求められる能力、派遣先職場の人員構成等が変化することから、リレー方式の派遣により担当市が交代する度に業務停滞を招くことの無いよう、現地及び4市で連絡を密にしながら派遣職員の選考に気を配る必要があった。 |
| 守山市 | <p>周辺の自治体と協力し、交替で職員を派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初から、近隣4市による派遣を交替で実施。(平成23年度は福祉部門への派遣、平成24年度は土木部門への派遣。) ・派遣できる職員の確保が困難な現状において、交替で派遣することにより、1自治体あたりの派遣期間を短くできるメリットがある。 |

| | |
|-----|---|
| 野洲市 | <p>近隣4市(草津市・守山市・栗東市)と協力し、交代で職員を岩手県大槌町へ派遣</p> <p>・岩手県遠野市(守山市が職員を短期派遣)を通じ要請のあった大槌町へ近隣4市で連携派遣で支援(各市3ヶ月交代)</p> <p>・平成23年度は、要請業務経験者(児童福祉・障害福祉)を1.5ヶ月交代で2名ずつ計4名を部局間調整の上確保し派遣</p> <p>・復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望がでてきたことから、平成24年度においても4市の連携支援を継続することとし、要請のあった技術系職員とすることで調整を図っていたが、本市同職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が困難なことから、要請町、残3市との調整の上、事業計画、引継ぎ調整の事務職員(土木事務経験者の中から前年度派遣部局以外の部局から職員を確保)先発派遣することとした。(残り3市は技術系職員を派遣(予定))</p> |
| 米原市 | <p>福島県相馬市に地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>全国水源の里連絡協議会のメンバーである福島県相馬市から、技術職員1名の復興支援協力職員の派遣依頼を受け、全国市長会を通じて、平成24年度の1年間の派遣を実施している。</p> |

京都府

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 舞鶴市 | <p>平成24年12月から宮城県石巻市に技術系正職員(1名)を長期派遣する。</p> <p>また、市ホームページにおいて、専門知識を擁する市民に復興派遣の呼び掛けを実施するほか、市退職者の協力を得るため、京都府市町村職員年金者連盟舞鶴支部(舞鶴市役所退職者の会)に対し、協力を要請している。</p> |
| 京丹後市 | <p>復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大したが、もともと技術系職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難航。</p> <p>このため、公務員OBなど、外部人材の活用が可能かどうかについて検討。</p> <p>検討を重ねていく中で、確保が困難な技術系職員について任期付職員、再任用職員として採用した後、派遣することとし、8月8日に職員OBに応募を呼びかけている。</p> <p>また、派遣職員数を確保するに至っていない。</p> |
| 南丹市 | <p>慣れない地での勤務のため、勤務と勤務外を明確に区分するために、あえて宿舍と勤務地を離し、通勤時間を設けている。(オン・オフをはっきりさせ疲労の軽減を図る。)</p> <p>派遣地での生活でのプライベートを保つため、宿舍はビジネスホテルのシングルルームを確保している。</p> <p>長期派遣を望まれているが、当初2週間の交代勤務を行っていたが、派遣者の選任が難航し、1週間交代に短縮して派遣を行っている。</p> |

大阪府

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|---------------------------|---|
| 岸和田市 | <p>全国市長会のスキームにより、交替で職員を派遣</p> <p>被災自治体からの派遣要請を取りまとめた全国市長会の依頼に基づき、庁内各部局へ派遣の可否について照会。保健師を1カ月交代で2カ月間派遣した。技術系職員(土木職)の派遣については、平成24年度の採用者数を当初の予定より1名増やしたうえで、1名の職員を1年間派遣している。</p> |
| <p>豊中市 ※参考資料(資料7)</p> | <p>職員1人に対して長期の派遣が困難であることから、平成24年度は3カ月ずつ4人の職員を派遣することとした。</p> <p>本市では、平成24年度に大槌町へ土木職1名を通年で派遣することとしたが、職員1人の派遣期間を6カ月以上で設定するのが困難であったため、3カ月ずつ4人の職員を派遣することとした。交替時には本市の職員同士で引き継ぎができること、また、あらかじめ派遣者の順番も決まっていることから、派遣期間中に次の派遣者と必要な情報交換が可能となるなどのメリットがあった。</p> |
| 池田市 | <p>庁内イントラネットにて職員に対して、派遣への周知及び募集を行った。</p> <p>東日本大震災発生後より、職員に対し派遣の周知及び募集を行ってきたものの、実際は派遣として短期的な派遣(消防、水道、ゴミ収集関係)のみに留まっているのが現状である。</p> |
| 吹田市 | <p>被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施 全国市長会の要請を請け、庁内で調整し選出した保健師1名と、庁内公募を行い応募があった土木職員1名を派遣。</p> <p>・保健師については、被災自治体から中長期的な派遣の要請があったが、中長期的に派遣をする人材の確保ができなかったため、周辺自治体と交替で短期の派遣を行うことで、被災自治体の要望に応えることができた。</p> <p>・土木職員については、被災自治体から要請があり、10か月間の長期派遣を行った。派遣先では主に下水道施設の復旧工事等に従事した。長期的な派遣により被災地の多くの情報を得られ、特に液状化対策等の点について、今後本市における災害対策に反映させたいと考えている。</p> |
| 泉大津市 | <p>①(社)日本水道協会からの要請により被災地自治体へ派遣 ②厚生労働省から大阪府を通じての要請により被災地自治体へ派遣 ③総務省消防庁の要請により被災地自治体へ派遣</p> <p>①(社)日本水道協会からの要請により、給水活動支援として市水道職員を交替で派遣した。(8日間×4クール 派遣人数6名) ②厚生労働省からの要請を大阪府を通じ、健康相談活動支援として市保健師を派遣した。(5日間 派遣人数1名) ③総務省消防庁から上位団体を通じての要請により、市消防職員を、3/11～3/20の間に派遣した。(1隊5名編成、途中交代があり計2隊10名)</p> |
| 高槻市 | <p>災害救助法の規定に基づき、日本水道協会大阪府支部として被災地自治体へ職員を派遣し、応急給水支援活動を実施。(平成23年3月～6月)</p> <p>日本水道協会大阪府支部でバスをチャーターし、交代要員を一度に輸送した。また、府内ブロックごとに交代制で職員を派遣した。</p> |

| | |
|------|---|
| 貝塚市 | <p>震災発生当初において、職員に対して広く派遣の周知及び募集を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間から10日前後の短期の派遣希望者しかなかったことから、結果として、災害発生当初の人命救助及び救急搬送、応急給水支援活動、避難所における災害物資搬入搬出作業などに本市消防本部、上下水道部職員等を岩手県各地に短期の職務命令(公務出張)による派遣を実施したに留まっている。 |
| 枚方市 | <p>職員のうちから、派遣を希望するものを調査し(今年度は7月に実施)市長会等へ報告している。</p> <p>昨年度は、派遣要請等に基づき、技術職員を派遣した。※(例2)による。</p> <p>今年度についても希望調査を実施しているが、派遣要請と合う希望者がいない状況である。引き続き調査を実施し、条件に合う職員を派遣できるよう努めていく。</p> |
| 茨木市 | <p>被災地自治体からの派遣要請を踏まえて職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。 ・直接、大船渡市から本市に支援要請があり、支援を行っていく上において、被災地に対し必要とされる人的支援を継続的に集中的に的確に対応する必要があること、また本市においても、継続的に情報を収集できることが、今後の防災行政に役立てることができることから、大船渡市に対し支援を行うことと決定。 ・大阪府市長会が岩手県を中心とした派遣支援を申し入れていたため、本市としては、直接、派遣要請依頼があった大船渡市を第一希望として、次いで大槌町、陸前高田市への職員派遣を可能と回答。 ・その後、カウンターパートである大船渡市を中心に継続的に職員派遣を続け、平成24年3月15日までに延べ568人日の人的支援を行った。 |
| 泉佐野市 | <p>①被災自治体に対し、地方自治法第252条の17による派遣を実施。 ②被災自治体に対し、市独自で出張扱いとして派遣を実施。</p> <p>① 地方自治法第252条の17による派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会等を通じて被災自治体から災害対応に伴う中長期的な職員派遣の要請(依頼)がある。 ・派遣要請(依頼)に基づき、全職員に対し公募を実施。 ・東日本大震災被災地の復旧・復興事業に伴う人的支援を行う。 <p>② 出張扱いとしての派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体より直接、災害対応に伴う職員派遣の要請(依頼)がある。 ・派遣要請(依頼)に基づき、全職員に対し公募を実施。 ・被災地の復旧・復興事業に従事。 |
| 富田林市 | <p>周辺の自治体(市長会、町村会等)と協力し、交替で職員を派遣。</p> <p>被災自治体のニーズに基づいた、専門職(保健師)を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被災自治体からは長期派遣の希望であったが、1ヶ月単位で府内自治体で分担し、職員を被災地へ派遣。(府内自治体ということで、前派遣者から注意事項や課題など引継を受けることができ、大きな混乱もなく、円滑な被災地支援を行うことができた。) |

| | |
|-------|---|
| 寝屋川市 | <p>府内の自治体(大阪府市長会)と協力し、調整の上、交替で職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、大阪府市長会で派遣について調整を行う。 ・当市の各部局に対し派遣可能な職員を照会し、人材の活用が可能か検討した上、派遣職員を確保。 ・結果、大阪府市長会を通じて、被災地自治体が希望する職種の派遣を効率的に行うことができた。 |
| 河内長野市 | <p>職員に広く周知し、職務命令あるいは地方自治法第252条の17に基づく派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は被災地からの派遣要請により、全職員に派遣希望調査を実施したうえで職員を派遣した。また、消防・水道からもそれぞれ職員を派遣。 ・その後も被災地からの要請に対し、職員の希望を踏まえて自治法に基づく短期派遣を行った。中長期の派遣についても幅広く希望意向調査を行った。 |
| 大東市 | <p>出張命令や地方自治法第252条の17の規定による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体および関係団体からの要請を踏まえ、各部局を通じて派遣職員を確保 ・長期間にわたる避難所生活や生活環境の変化による心身の疲労など保健指導が必要な住民が多数いる状況であることから保健師を派遣 ・本市派遣予定期間は1か月であったが、派遣職員を2名確保し、半月ごとに交代で派遣することで本来業務への支障を緩和 |
| 和泉市 | <p>保健師1名を1月間、被災地自治体(岩手県大槌町)に派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地自治体からの保健師派遣要請を受け、庁内で調整し、候補者を選出 ・被災地自治体からの依頼は3月間であったが、当市においては長期派遣が厳しい状況であったため、3自治体で分担し各1月派遣することとした。 <p>消防職員について、緊急消防援助隊として被災地に派遣したが、毎年度初めに職員を指名していることから、円滑に派遣を行うことができた。</p> <p>上下水道職員について、日本水道協会からの要請により、被災自治体(岩手県宮古市・大船渡市・陸前高田市)に14名と給水車を派遣し、応急給水活動を行った</p> |
| 箕面市 | <p>被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会からの要望を受け、全庁常勤職員に対し、派遣について意向調査を実施。前向きな回答のあった職員を派遣している。 |
| 柏原市 | <p>被災市町村に対し、職務命令による派遣を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①避難所管理運営支援のため、各部局を通じて派遣志願者を募集し、事務職員2名を岩手県陸前高田市に派遣した。 ②日本水道協会から市町村職員の派遣要請を受け、災害応急対策給水支援のため、上下水道部職員延べ16名を岩手県陸前高田市、宮古市、大槌町及び山田町に派遣した。 |

| | |
|-------|--|
| 羽曳野市 | <p>平成22、23年度職員の派遣を実施</p> <p>大阪府及び日本水道協会より市町村職員の派遣要請を受け、平成23年3月に職員宛通知をし、応急給水活動及び避難所運営補助のために岩手県(陸前高田市、大槌町)への派遣を依頼。</p> <p>平成22、23年度で12名の職員を派遣し、岩手県内にて応急給水活動及び避難所運営補助を実施。</p> |
| 門真市 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災直後、被災地からの派遣要請に基づき事務職2名、保健師1名、水道局職員13名を派遣。 ・事務職2名については、小中学校に保管されている衣類等の支援物資の搬出入・仕分け作業等の補助を行う。また保健師については、避難者への健康相談を、水道局職員については給水活動を行った。 |
| 高石市 | <p>派遣する正規職員の市での業務遂行のため、臨時的任用職員を採用した。</p> <p>正規職員の保健師を被災地に派遣する間、本市の業務に支障がでないよう臨時的任用職員を採用し、正規職員の代替をさせた。</p> |
| 藤井寺市 | <ul style="list-style-type: none"> ①大阪府市長会を通じて被災地支援活動の職員派遣要請があり、被災地自治体へ派遣を行う。 ②日本水道協会を通じて給水活動支援の職員派遣依頼があり、被災地自治体へ派遣を行う。 <p>①各部局を通じて、派遣職員2名の確保を行った。</p> <p>②水道局職員 延べ10名により、支援活動を行った。</p> |
| 泉南市 | <p>正職員を地方自治法第252条の17の規定により被災自治体へ派遣している。正職員派遣中は任期付職員を採用し、市の業務に従事させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体からの派遣要請(市長会要請)を踏まえ、各部課等より派遣職員を確保。 ・従前より、産休及び育休代替等の欠員については、任期付職員採用候補者試験を毎年1～2月に実施し、成績上位の者より採用し職員を確保している。 <p>今回の被災自治体への正職員派遣に伴う欠員についても、この任期付職員を採用し対応を行っている。</p> |
| 大阪狭山市 | <p>関西広域連合並びに大阪府市長会及び町村長会等と協力し、カウンターパート方式で職員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合並びに大阪府市長会及び町村長会を通じて、周辺自治体で交替で職員を派遣することで、被災自治体の派遣要請に以下のとおり対応した。 ・消防職については、大阪府緊急消防援助隊として消防隊員を10名派遣した。 ・さらに、水道局と技能労務職員を給水隊としてのべ10名派遣した。 ・また、大阪府の派遣チームに参加し、救援物資の仕分け業務等を行う要員として職員(一般職及び技師各1名)2名を派遣した。 |

| | |
|-----|---|
| 阪南市 | <p>地方自治法第252条の17に基づく大阪版派遣制度が創設され、これを活用した派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災当日以降、阪南岬消防組合から人命救助のため消防職員15名、本市から給水事業や非難所運営等に従事する職員6名を概ね10日以内の短期間に限定して派遣を実施した。 ・その後、大阪版派遣制度が創設され、これを活用し本市から保健師1名を1ヶ月間にわたり、岩手県宮古市に派遣を実施した。 |
| 島本町 | <p>①市長会、町村長会等からの派遣要請を受け、交代で職員を派遣。 ②(社)日本水道協会からの派遣要請を受け、交代で職員を派遣。</p> <p>①平成23年3月26日～31日の間、陸前高田市で支援物資の搬出入と仕分け作業を行うため、職員1名を派遣しました。 ②平成23年4月29日～5月6日の間、大船渡市で応急給水作業を行うため、職員2名を派遣しました。</p> <p>今後も継続し、職員派遣について適宜検討します。</p> |
| 豊能町 | <p>周辺の自治体(町村会等)と協力し、交替で職員を派遣。(派遣場所、人員については、別途照会により回答済み)</p> <p>当初は、関係団体(町村会、水道協会等)と協力・調整し、職員を派遣していましたが、現在は、派遣を行っていません。</p> |
| 忠岡町 | <p>周辺の自治体(市長会、町村会等)と協力し、職員を派遣。及び、本町社会福祉協議会や町内の社会福祉法人と合同で派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の中から希望者を派遣。 ・専門職については、本町社会福祉協議会及び町内の社会福祉法人に協力をいただき派遣を行った。 |
| 熊取町 | <p>本町の行政規模及び職員数では中長期の職員派遣は困難ですが、中長期の派遣要請についても、短期間の派遣による交代が可能なものについては、その都度、派遣の可否について検討を行い可能な限り被災地への職員派遣要請に応えていけるよう検討を行っています。</p> <p>※派遣実績 平成23年4月1日から4月6日:被災地での物資搬送等の業務に従事(2名) 平成23年4月24日から5月1日:被災地での給水活動に従事(1名) 平成23年6月3日から6月10日:被災地での給水活動に従事(1名)</p> |
| 田尻町 | <p>市長会、町村長会の協力のもと、府内の自治体において交替で職員を派遣。</p> <p>平成23年4月1日から6日まで、被災地における避難所運営補助等に職員1名を派遣しました。</p> |

| | |
|-------|---|
| 太子町 | <p>職員の派遣を継続し検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。 ・復旧・復興が進むにつれ、長期間の派遣要望が増大したが、もともと職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難航。 ・今後も継続し、職員派遣の検討を行う。 |
| 河南町 | <p>職員派遣の継続検討</p> <p>平成23年3月から5月まで職員派遣を行った。今後も派遣希望調査を継続し、職員派遣の検討を行う。</p> |
| 千早赤阪村 | <p>正規職員を被災地に派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府市長会、町村長会からの派遣要請を踏まえ、正規職員1人を選抜し、平成23年3月29日から平成23年4月3日の間、岩手県大槌町に住民生活支援業務として派遣した。 |

兵庫県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|--|---|
| <p>【短期】 27市12町</p> <p>【長期】 13市 姫路市、尼崎市 洲本市、芦屋市 豊岡市、加古川市 三木市、三田市 養父市、南あわじ市 朝来市、淡路市 たつの市</p> | <p>(短期派遣) ・関西広域連合におけるカウンターパートの枠組みの中で、宮城県北部沿岸市町支援本部(石巻市、気仙沼市、南三陸町)を通じて現地のニーズを把握し、必要な職員を派遣するため、市町職員の派遣先と派遣元のペアを県が調整した上で、職員の派遣を実施。</p> <p>(長期派遣) ・中長期派遣については、宮城県市町村課や被災市町等から要請があったものについて、県内市町の人事担当課と県がマッチングに向けて個別に調整し、職員の派遣を実施。</p> |
| <p>尼崎市</p> | <p>(短期派遣) ・本市退職職員を非常勤嘱託員として任用し、短期派遣により気仙沼市で保健業務(避難所および仮設住宅を訪問し、健康相談、健康チェック、衛生対策等)について支援を実施。 期間:平成23年6月26日～平成23年8月30日 1クール(5泊6日)or2クール(10泊11日) 人数:のべ12人(保健師)</p> <p>(長期派遣) 平成24年2月～7名(うち平成23年度中が2名)</p> |
| <p>伊丹市</p> | <p>・全国空港所在市7市で締結している「大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定」に基づき、甚大な被害を受けた宮城県名取市・岩沼市に対して、各種の物資や義援金などの支援を行った関係から、両市を中心として短期派遣を行った。 また、平成23年7月1日付で両市それぞれと「東日本大震災に係る職員の応援派遣に関する協定書」を締結し、カウンターパートとして職員の派遣を実施した。</p> <p>(短期派遣) 家屋調査業務や避難所での健康診断などの支援を実施。</p> <p>(長期派遣) 岩沼市:平成23年6月～1名、名取市:平成24年4月～1名</p> |
| <p>西宮市 宝塚市 川西市 猪名川町</p> | <p>・阪神間の自治体3市1町(西宮市・宝塚市・川西市・猪名川町)で阪神支援チームを結成し、宮城県栗原市・登米市と連携して、甚大な被害を受けた女川町及び南三陸町を支援するため、応援協定を締結した。</p> <p>(短期派遣) ・ごみ収集支援、税務業務支援等を支援チーム内で分担して短期派遣を実施。</p> <p>(長期派遣) ・必要とされる中長期派遣職員については、支援会議等で意見交換を行いながら、必要な職種、経験、スキルを綿密に聞き取りした上、できるだけ現地ニーズに合う職員を地方自治法第252条の17により派遣している。 ・平成24年9月1日現在、阪神支援チームから女川町へ7名(土木4、建築2、事務1)、南三陸町へ7名(土木5、事務2)の職員を派遣。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| 多可町 佐用町 香美町 新温泉町 | (長期派遣) ・兵庫県町村会が中心となり、県下12町の内4町が持ち回りで1年あたり1名ずつ派遣し、宮城県山元町を3年間支援 ・平成24年9月1日現在、山元町へ事務職4名を派遣 |
|---------------------------|---|

奈良県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 奈良市 | 宮城県多賀城市に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施。多賀城市からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保した。本市においても職員数に余裕がない中、同じ職員が長期間派遣されることで業務の停滞を招く懸念があることや、1人当たりの派遣期間を中期に設定することで職員自身が応募しやすく、所属部署も派遣に同意しやすいと判断したことから、1年の派遣期間を4期に区分し、1人につき3か月交代での派遣としている。 |
| 大和高田市 | 周辺の自治体と協力し、交代で職員を派遣した。 大震災発生当初の水不足に対応するため、平成23年3月16日～平成23年5月22日まで、給水活動として周辺自治体と協力して、交代で岩手県や宮城県の被災地へ、のべ15名を派遣した。 |
| 大和郡山市 | <p>【派遣内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県緊急消防援助隊への参加(消防士を派遣) ・日本水道協会奈良県支部(市の保有する給水車及び職員を派遣) ・保健師(奈良県)支援活動(保健師を派遣) ・東松島市支援業務(本市独自で市職員を派遣) <p>【工夫等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数が少ないため、各部に数名ずつの依頼をかけ負担を分散し、なんとか人員を確保することができた。 ・被災地での公用車が不足しているため、市公用車1台を派遣地で使用し、職員のみ交代で対応した。 ・派遣職員に対し、派遣前に破傷風予防接種を2回ずつ実施した。 |
| 天理市 | 奈良県からの要請により保健師及び固定資産評価担当職員を派遣した。固定資産評価担当職員については、現職では対応が困難であったため元担当者であった者を派遣するといった、組織にとられない派遣を心がけた。 |
| 橿原市 | 被災地自治体からの派遣要望を受ける窓口を一本化(県や市長会)し、周辺自治体と協力して、交代或いは合同で職員を派遣。 ・取組概要については、東日本大震災の発生後数ヶ月間は、情報がまとまらなかった。 ・本市においても中長期間の派遣が難しいことから短期派遣にて対応。 ・現在、台風12号による紀伊半島大水害により職員を派遣していることから、東日本大震災被災地には派遣者はいない。 |
| 桜井市 | 震災の当初である平成23年3月12日から4月6日にかけては、消防隊及び救急隊を派遣し、緊急救援・消火・捜索・救急活動を行い、また、事務系・技術系職員を派遣し給水活動を行ない、その後は派遣実績なし。 |
| 御所市 | 災害に係る住家被害認定調査として奈良県防災統括室の要請により職員2名を派遣。県全体では2班17人体制での派遣。また被災者の健康相談、健康チェック、避難所の健康対策として奈良県保健予防課の要請により職員1名を派遣。現地では2名1チームとして活動。 |

| | |
|-----|---|
| 生駒市 | 消防職員、技術系職員等市役所内部で最大限調整した上で職員を派遣。職員数を削減している中、派遣できる職員の確保が難航。 |
| 香芝市 | 県からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。また、水道事業職員については日本水道協会奈良県支部の派遣要請を受け、派遣職員を確保。 |
| 葛城市 | <p>①国の要請(県経由)を受けて交替で保健師を派遣(5日間) ②日本水道協会奈良県支部の参加団体により、交替で職員を派遣(7日間) ③全国青年市長会の陸前高田復幸応援センターへ会員市が交替で派遣(2か月) ①、②については、震災の1～2か月後の派遣であり、各担当所属より派遣職員を確保。</p> <p>③については、全国青年市長会の陸前高田市復幸応援プロジェクトにより開設された『陸前高田市復幸応援センター』へ応援(職員派遣)の目的に沿うよう職員を人選し、派遣。(H24.5～6月)</p> <p>■名称:全国青年市長会陸前高田市復幸(ふっこう)応援センター ■場所:陸前高田市役所内 ■開設時期:平成23年8月1日(月) ■体制:4名(2～3ヶ月間で派遣市が交代で常時3名程度派遣)</p> |
| 宇陀市 | <p>職員の中から希望者を募り、短期間(2人一組、一週間交代)延べ37名を派遣。 ・当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局より希望者を募り派遣職員を確保。 ・当初は、気仙沼市での罹災証明事務等を希望していたが、気仙沼市民会館での避難所運営補助業務となった。 ・派遣期間は平成23年5月から6月8日及び7月26日から8月17日であり、それ以降の派遣延長も検討したが、避難所における避難者数が減少し、また、同年9月に12号台風により、宇陀市内でも被害が発生したため派遣を終了した。</p> <p>・これ以外にも、視察職員2名、保健師4名・医師1名・看護師等4名・技術職員1名・水道職員2名を災害市町村の要請により、短期的に派遣しています。</p> |
| 山添村 | <p>本村診療所医師が被災地で医療活動を行う。 自治医科大学同窓生による東日本大震災被災者への医療支援を展開されるなか、本村診療所医師から医療支援活動に参加の申し出があり、その趣旨から勤務扱いとし、旅費等の支給を行いました。 また、代診等診療体制の整備も図りました。</p> <p>1 平成23年 4月28日～5月 7日 南三陸町、登米市 2 平成23年 8月26日～8月29日 釜石市、大槌町 3 平成24年 3月10日～3月13日 気仙沼市 4 平成24年 5月 2日～5月 6日 気仙沼市</p> |

| | |
|------|---|
| 三郷町 | <p>平成23年7月までに保健師2名、住家被害認定調査員1名及び水道課職員3名を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県からの要請により、平成23年4月と7月に気仙沼市に保健師を1名ずつ1週間派遣した。 ・奈良県からの要請により、平成23年6月に住家被害認定調査員1名を多賀城市に1週間派遣した。 ・日本水道協会奈良県支部からの要請により、平成23年4月から6月の間に、水道課職員を1名ずつ陸前高田市に1週間派遣した。 ・それ以降も、町村会を通じて派遣要請があるが、人員不足のため派遣に至っていない。 |
| 斑鳩町 | <p>被災地自治体(岩手県大槌町)と直接協議し、職員を派遣。 被災地である岩手県大槌町とはスポーツイベント(チャレンジデー)での対戦を契機に交流があり、震災発生直後より人員派遣が可能かを検討した。</p> <p>限られた人員の中で、通常事務への影響を最小限にするため、各期間2名ずつ、比較的短期間(約1週間)での派遣体制とした。</p> <p>平成23年4月から平成23年9月までの間に、町単独でのべ55名の職員を派遣し、罹災証明発行事務・戸籍事務・仮設住宅にかかる事務・選挙管理事務等に従事した。</p> |
| 田原本町 | <p>派遣職員の健康管理等を工夫。 最初に派遣した職員より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の惨状が想像以上で、大きな精神的ショックを受けた。 ・勤務時間以降も災害復旧に協力した。 ・派遣が決まってから、現地へ行く迄の準備時間が短かった為、家族に大きな負担をかけた。 <p>等の意見があったため、派遣帰庁後1日については、職員の身体的・精神的等の負担を考慮し職務専念義務免除の扱いを行うこととした。</p> |
| 王寺町 | <p>日本水道協会奈良県支部から給水支援の依頼があり派遣(職員1名)。 日本水道協会奈良県支部の指示を受けて活動を行った。</p> |
| 広陵町 | <p>日本水道協会奈良県支部から給水支援の要請があり派遣(給水車・職員) 日本水道協会奈良県支部の指示を受けて活動を行った。</p> |
| 河合町 | <p>日本水道協会奈良県支部の取りまとめにより応援給水活動に職員を派遣。 (実績:3名 各7日間)</p> |
| 吉野町 | <p>周辺の自治体と協力し、交替で職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。 ・なお、採用に当たっては、必要な職種、人数、派遣期間等を把握することに留意した。 |

鳥取県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 全町村 | <p>○県町村会が調整を行い、県内全町村が交代で職員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災後、関西広域連合から県を通じて税務職員の派遣要請があり、これに応じて当初は県西部地区町村が職員を派遣していたが対応が困難となったことから、県町村会において県内全町村で職員を派遣することを決定した。 ・派遣にあたっては、県町村会が調整を行い、県東部・中部・西部各地区から2週間交代で職員2名(2町村×各1名)を派遣し、税務業務に取り組んだ。 |
| 南部町 | <p>○被災地において必要とされる業務の変化に応じ、派遣する職員の職種、派遣期間等を見直していること</p> <p>1 初期の段階は特に迅速な応援体制が必要であることから、震災直後より1～2週間の期間で9か月間職員を派遣した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災を受け、町独自の取り組みとして、鳥取西部地震の時に支援を受けた宮古市に職員派遣、物資の支援を行った (H23.3.18から3.24。医師、看護師、保健師、福祉施設職員、事務職員。米、灯油他) ・鳥取県職員災害応援隊として参加 H23.3.30～4.5、4.18～4.27、4.24～5.3 石巻市 各1名 ・自治労派遣 H23.4.10～4.18 気仙沼市、7.1～7.10 石巻市 各1名 ・西部町村会派遣 H23.6.14～6.30 9.6～9.15 9.13～9.22 南三陸町 各1名 ・県町村会派遣 H23.11.29～12.14 南三陸町 1名 (初期は避難所の運営関係が主であり、H23.6以降の町村会の派遣は税務業務の支援で派遣) <p>2 業務支援のためには長期の派遣が必要であることから、H24年4月より全国町村会の取組みに応じ、正職員を1年間の予定で派遣している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国町村会の要請により派遣 H24.4～H25.3 南三陸町 1名 <p>※いずれにおいても、被災地からは非常に喜ばれており、特に震災直後の医療、保健チームについては被災援助物資とともに大変喜ばれていた。</p> |
| 伯耆町 | <p>○震災発生2週間後の第一陣派遣については、鳥取県西部地震対応を経験した職員、次の第二陣は道路施設等の復旧にも対応できる技術職員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災直後は業務内容が避難所支援という名目だが、具体的なことが不明確であった。そこで、第一陣の職員派遣については、鳥取県西部地震を体験した職員を派遣し、現地の状況を肌で感じさせ、次からの職員や住民に内容が伝えられるよう人選をおこなった。 ・第二陣については、避難所支援だけでなく技術的なサポートができるよう道路や公共施設の復旧に役立つような技術職の職員を派遣した。 ・その後は、被災地から税務支援の要請があり、税務事務を経験した職員を派遣した(鳥取県町村会が調整を行い、県内町村が交代で派遣)。 ・結果として10名(延べ105日)の職員を派遣したが、引継ぎもうまくいきスムーズに業務を行うことができた。 |

岡山県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 倉敷市 | <p>○取組の概要 本市業務への影響を最小限とするため、原則として3ヶ月間毎に職員を交代させながら、被災自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>○上記における、経緯、具体的な内容、成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会、岡山県、国土交通省等を経由しての被災自治体からの派遣要望内容をふまえ、派遣可否を決定。 ・派遣職員は、本市業務への影響を考慮し、各担当部局において人選している。 ・本市業務への影響を最小限とするため、原則として3ヶ月間毎に職員を交代させる方針としている。 ・本市と被災地との距離の長さを考慮し、派遣期間中に1回は、本市への帰任を命じ、派遣される職員にとって極力負担が少なくなるよう配慮している。 ・さらに、3ヶ月毎に派遣職員が交代しても、被災地で派遣職員が担当している業務が円滑に引き継がれるように、派遣先において本市職員間の引継期間を確保している。 |
| 笠岡市 | <p>○取組の概要 被災地自治体に対し、在籍職員の中から、当初は短期間の交代による職員を派遣し、現在は地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>○上記における、経緯、具体的な内容、成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。 ・各部局から被災自治体への短期間の職員派遣を実施する。(短期間の派遣) ・復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大したが、もともと職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が困難。 ・その後、被災地自治体からの中長期的な派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員の確保を検討。 ・検討を重ねていく中で、被災地自治体が希望する職種の派遣職員数を確保できないが、年間を通して職員派遣を実施。(中長期的な派遣) |
| 高梁市 | <p>○取組の概要 平成23年6月より、全国市長会からの要請を受け、事務職を原則現地に2名ずつ交代で福島県浪江町に、継続的に派遣を行っている。平成24年度についても、引続き事務職を原則現地に1名ずつ交代で派遣を行っている。派遣の形態については、平成23年度及び平成24年度ともに、1名あたり2週間を原則とし、出張命令により派遣を行っている。</p> <p>○上記における、経緯、具体的な内容、成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初、市長会からの派遣要請により派遣を申し出たが、被災後多忙な時期でもあり、被災自治体から連絡がなかったため、直接福島県へ連絡を取っていた。その後、福島県浪江町から直接派遣要請があり、現在の派遣形態で行っている。 ・派遣職員については、各派遣期間を明示し全庁的に募集を行い、概ねの期間については、決定している。 ・現地においては、平成23年度は住宅支援班、平成24年度は放射線管理系の業務を、浪江町職員とともに行っている。平成24年度の放射線管理係においては、内部被爆検査の業務が主で、浪江町職員は検査会場へ出向いているため、事務所内の事務については一手に行っている。 ・本市においては、平成24年度の派遣計画もほぼ決定している。 |
| 新見市 | <p>○取組の概要 職員を4ヶ月交替で派遣。</p> <p>○上記における、経緯、具体的な内容、成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の負担を軽減するため4ヶ月交替で技術系職員を派遣している。 |

| | |
|-----|---|
| 矢掛町 | <p>○取組の概要 県, 周辺自治体と協力して職員(保健師)を派遣</p> <p>○上記における、経緯、具体的な内容、成果等</p> <p>・厚生労働省から県へ派遣依頼があり, 県主導で派遣チーム(県・市町村で構成)が編成される。派遣チーム編成の中で, 本町に依頼があり, 受諾。単町で一から派遣準備をすることは大変であるため, このような形であれば, 派遣・協力しやすいと思われます。</p> |
|-----|---|

広島県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 三原市 | <p>【概要】 地方自治法第252条の17に基づき、宮城県名取市に対し、正規職員2名(事務職員、技術職員各1名)を平成24年4月1日から1年間派遣中である。</p> <p>【内容】 ① 事務職員1名は、北釜地区、広浦地区の中心とした集団移転業務に従事。移転先地権者を対象とした説明会、移転対象者への個別意向調査のほか、移転関係の条例整備、補助金交付要綱の作成等に当たっている。 ② 技術職員1名は、閑上地区の土地区画整理業務に従事。地盤補強や海岸堤防の嵩上げ等について、住民・住民の合意形成に向け、体験見学会及び個別面談を開催するほか、復興まちづくり協議会の運営に携わっている。 ③ いずれも非常に困難な内容の業務であるが、被災地復興への貢献、職員自身の能力向上のため絶好の機会と考えている。名取市からは、同人を更に延長しての派遣要請が有り、検討中である。 ④ 派遣職員が、派遣先での孤立等に起因するメンタルヘルス不調に陥らないように配慮する観点から、2名とも同一市へ派遣することとした。</p> |
| 福山市 | <p>【概要】 被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>【内容】 本市では、震災発生後の4月11日に、被災地の支援ニーズを的確に把握し、ニーズに合った支援を、より迅速かつ積極的に行うため、本市独自の人的支援として、いわき市等に支援ニーズ調査チームを派遣し、以降、いわき市を中心に、これまで約460人の職員を被災地に派遣している。 職員の確保については、庁内局単位で派遣ローテーションを組み、職員からの主体的な申し出を基本に、所属職場の状況等を勘案する中で計画的な職員派遣を行っている。 現在は、土木技師と建築技師を派遣しているが、長期不在となる通年派遣等については、今年度の体制の関わりから難しい状況もあり、人を替えながらリレー方式で派遣を継続している。</p> |
| 府中市 | <p>【概要】 地方自治法第252条の17による派遣を実施(1名、1年間)</p> <p>【内容】 当初は、被災自治体からの要請に基づき、宮城県石巻市へ10日毎のローテーションで派遣し、市長会を通じて県内他市の協力も得て、4か月間(4/13～派遣、14班×2人=28人)、派遣した。派遣職員のメンタル面を配慮し、同じ部署、同じ業務に就くように派遣した。 中・長期的な職員派遣の要請があった段階で、市としてこの要請に応じることとし、先の短期派遣を行った石巻市に対して再度派遣を行うことに決定した。 職員派遣にあたっては、派遣先の要望等も考慮し、土木技師を1名派遣することとした。 本市では、再任用の希望自体が全くないこと、及び技術系職員の退職者が少ないこともあり、積極的に派遣者を増やすまでに至っていない。</p> |

| | |
|-------|--|
| 庄原市 | <p>【概要】 現在の担当部署に関わらず、派遣該当する技師経験者から、複数課で連携し順番により被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <p>【内容】 全国市長会の被災地派遣可能調査により、宮城県東松島市への派遣が決定した。 平成23年度は事務職、下水道技師を短期派遣(2週間/回)を行い、事務職においては、同一所属とならないよう考慮し本庁、支所をローテーションにより派遣した。下水道技師は下水道技師経験者を現所属に関係なく本庁からローテーションし派遣した。また、建築技師を長期派遣(1ヶ月/回)を行い都市整備課からローテーションにより派遣した。 平成24年度は道路技師を長期派遣(2ヶ月/回)を行い、道路技師経験者を現所属に関係なく本庁からローテーションにより派遣を行っている。</p> |
| 廿日市市 | <p>【概要】 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣</p> <p>【内容】 現在、福島県いわき市に土木職の職員1名を派遣している。 10月1日付けで交代要員を派遣し、平成25年3月31日まで派遣を継続する。 福島県庁から個別に、福島県内市への派遣要請があったが、全国市長会のスキームの中で、いわき市への派遣を決定した。 平成23年度に短期(2ヶ月)派遣した職員を継続して派遣することにより、現地の状況に慣れた職員の確保ができ、派遣先からも高評価をいただいている。</p> |
| 安芸高田市 | <p>【概要】 ①緊急消防援助隊(広島県隊)として交替で職員を派遣 ②周辺の自治体(広島県、市長会等)と協力し、交替で職員を派遣</p> <p>【内容】 ①緊急消防援助隊 広島県隊の方針として、3日交替で職員を派遣した。 ②周辺の自治体との協力 ・当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、各部局を通じ派遣職員を確保。派遣期間については、職員の負担を考慮し、10日程度の交替制の短期派遣を中心に支援を行なった。 ・復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大したが、もともと技術系職員の絶対数が少ないため、派遣できる職員の確保が難しく、現在は派遣していない。</p> |
| 江田島市 | <p>【概要】 ①震災直後は短いサイクル(2週間)で職員を集中して派遣 ②平成24年度から再任用職員を派遣</p> <p>【内容】 ①震災直後の派遣依頼に対応するため、長い期間の派遣になればそれぞれの職員の通常業務に影響をきたすので2週間で2人ずつのサイクルで計4チームを派遣した。 (平成23年5月下旬から7月下旬) ②平成24年度から再任用職員の採用を開始し、そのうち1名を4月から3か月間派遣した。7月からは正規職員を派遣予定している。 (その他) 事務引き継ぎ等を円滑にするため、派遣先及び部署を固定し職員を継続して派遣している。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>世羅町 神石高原町</p> | <p>【概要】 近隣自治体と連携し、職員を派遣。(H23.6.20～H23.7.16)</p> <p>【内容】 宮城県仙台市長からの複数名一ヶ月間の派遣要請により、単独では人材確保が困難だったため世羅町及び神石高原町から合同派遣。 ・平成23年6月20日(月)から平成23年7月16日(土)までの期間で、メンタル面を考慮して 各町2名(計4名)を一週間、4班の交代で各町8名(計16名)を派遣した。 ・罹災証明に関する業務に携わった。</p> |
|----------------------|---|

山口県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 山口市 | <ul style="list-style-type: none">・3ヶ月交代により、被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施・派遣要請に柔軟に応えるため、また、通年による派遣が定員管理上困難な状況もあることから、派遣要請の都度、派遣を希望する職員からの自主的な応募により、3ヶ月交代で派遣人員を確保している。・通年で1名を派遣する枠に、のべ4名の職員を確保する必要性があり、繁忙期においては、人員を確保しにくい状況が生まれているが、できるだけ多くの職員に、被災地における復興支援業務に携われるよう、被災自治体の理解を得ながら進めている。 |
| 岩国市 | 派遣依頼元からの要請に対して、当市の職員状況も勘案し、現役の生活保護ケースワーカーを2～3週間ごとのローテーションで5ヶ月間ほど継続して派遣した。 |

徳島県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|---------------------|---|
| 徳島市他23全市町村 | 震災当初は、関西広域連合による派遣要請を踏まえ、各部局が連携し、交代で派遣職員を確保したり、若手職員を順次派遣するなど、できる限り業務に支障が出ないよう工夫し、職員派遣を行った。 |
| (上記以外の回答として) 上板町 | 現在1名職員を地方自治法条252条の17により派遣するとともに、その職員の代替として、嘱託職員を採用し対応している。 |

愛媛県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|---------------|--|
| 八幡浜市 | <p>当初から同一町(宮城県山元町)へ職員派遣及び物品等の寄附を行っている。 同一の町へ派遣を行うことで、被災地とのつながりも深くなり、信頼関係ができ、派遣する側も被災地の状況等を派遣経験者から詳しく聞くことができ、安心して被災地に行くことができる。</p> <p>(派遣状況) 宮城県 山元町 平成23年度 ・罹災証明事務 2名 1週間程度/1人 ・介護保険事務 7名 2週間程度/1人 ・税務事務 2名 2週間から3週間 ・復興イベント支援 2名 1日 平成24年度 土木技師 4名 1年間(4名3ヶ月交代)予定</p> |
| 新居浜市 | <p>被災自治体の技術系職員の中長期の派遣要望に対し、技術系職員の絶対数の不足から2～3ヶ月交代のローテーションを組み派遣している。(平成24年度2名1組でのべ11名)</p> |
| 四国中央市 | <p>人事異動により職務内容を調整し、派遣可能な職員を確保、派遣。 被災地自治体からは技術系職員の派遣を要望されていたが、当市は技術系の職員が減少しており、一人一人が担当する職務の量が増大している。 そのため、年度途中での派遣可能な職員を確保するのは困難であるため、各課の業務の割振り、調整を行い4月人事異動により確保した。</p> |
| — (県と19市町) | <p>県内市町と県が連携し、対口支援的な職員派遣を実施。 ○支援先 宮城県山元町 ○概要 23年4月から9月までの間、12月及び3月に、1週間～2週間交代で延べ86名派遣。20市町のうち19市町が職員を派遣。 ○業務内容 罹災証明書発行事務、課税業務 ○効果 ・県が窓口となることにより、連絡調整に係る被災自治体の負担軽減が図られた。 ・長期間にわたり、継続してまとまった人数を派遣することができた。 ・市町職員が持つ業務の経験やノウハウを活かすことができた。 ・同じ地域にまとめて派遣を実施することにより、派遣職員の心理的負担を軽減することができた。</p> |

福岡県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 飯塚市 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国市長会の派遣スキームにより派遣申出を行っているが、被災自治体の派遣要望と本市が可能な1人あたりの派遣期間(交替可能期間)が一致しなかった。そのため、本市が派遣可能な人数と派遣期間(交替可能期間)だけ申出書に記載し提出。その結果、全国市長会から福島県に申出が渡り、福島県が調整を行い、派遣先が決定した。 |
| 筑後市 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は県合同派遣や被災自治体への個別派遣を行った(短期)。中長期派遣については、人材の確保や業務の調整等を経て派遣することになるため、市長会におけるマッチングを活用した。 ※土木職の派遣につき、職務内容については、主に道路応急復旧支援である。 |
| 太宰府市 | <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大しているが、技術系職員が少なく、かつ高齢化しているため、今後継続的な派遣を考えると職員の確保が難航すると考える。 |
| うきは市 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地復旧に少しでも支援できるよう、要望の派遣技術職員を募集。 ・数ヶ月単位での交代派遣職員も検討したが、職員が交代すると復旧作業に支障をきたすのではと考え、1年間を通じて派遣できる職員を確保。 |
| 香春町 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体と交代で職員を派遣(計4名)。被災地で即戦力となる中堅職員や保健師を派遣。 |
| 苅田町 | <ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対して希望を募り、自主参加型にしている。職員の自主性を重んじた募集をしている。 |

佐賀県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 佐賀市 | <p>・平成23年12月から、復興支援のために2～4ヶ月の期間で漁港関連復旧業務等に出張扱いの派遣を実施した。</p> <p>・平成24年4月から全国市長会の要請に伴い、技術職(土木)2名、事務職1名の派遣を実施している。 事務職については、各部局から2ヶ月交代で派遣をしているため、派遣に伴い特別に人員の手当ては行っていない。 技術職(土木)については、業務の見直し等により2名の人員を確保に努め、被災自治体から要望のあった職種を派遣することができた。</p> |

長崎県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 長崎市 | <p>○非常勤職員の任用、部内での調整又は新規採用職員の前倒し採用を行い、派遣可能な職員数を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、被災地自治体からの派遣要請を踏まえ、非常勤職員の任用及び部内での調整を行い、派遣可能な職員数を確保した。 ・その後、年度中途において、事務職及び技術職の職員を前倒しで採用し、派遣可能な職員数の確保に努めた。 ・なお、新規採用職員を前倒しで採用するに当たっては、採用を行う前段階で、被災地自治体からの派遣要望等を踏まえ、必要な職種、人数及び派遣期間等を把握することに留意した。 ・新年度においても同様に、被災地自治体からの派遣要望等を踏まえ、必要な職種、人数、派遣期間等を把握することに留意しつつ、採用予定数を拡大して採用し、派遣職員数の確保に留意した。 |
| 島原市 | <p>○被災地自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市として中長期派遣を行うことを決定し、各部局に対し派遣可能な被災市町村及び業務内容について照会。 ・職員の被災地への派遣に伴い欠員が生じた部局については、公務員OBや民間企業経験者を非常勤で採用している。 ・被災市町村へ派遣した職員に対しては、定期的に派遣前の所属部署や人事担当部局から連絡等を行い、業務内容やメンタル面における相談を行っている。 |
| 諫早市 | <p>○正規技術職員を、被災自治体に対し地方自治法第252条の17による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、5月から正規技術職員の派遣を実施し、当初1名であったが、被災地自治体からの意向を踏まえ、本年度7月から1名を増員している。 ・復旧・復興の進捗に伴い技術職員の派遣増に対しては、今後も正規職員を予定している。 ・派遣者の生活面への配慮と業務引継ぎの確保の観点から、全員を同一町へ派遣している。今後も1名派遣者を増やす予定だが、同町へ派遣する予定。 |
| 対馬市 | <p>○派遣職員本人の負担軽減及び派遣元部局の事務を考慮し、1人の派遣期間を2ヶ月とし、3人で6ヶ月の派遣を行っている。</p> |
| 壱岐市 | <p>○地方地自法第252条の17の規定より、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、福島県檜葉町へ4ヶ月交代で職員を派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体からの派遣要請を踏まえ、当市の方針（土木部門の復旧）とマッチングする行政機関をしばり、該当職員の所属部署との協議により派遣職員を確保。 ・当初、3ヶ月交代での派遣を予定していたが、業務の行程等により4ヶ月交代に変更をした。 |

| | |
|-------|--|
| 南島原市 | <p>○平成23年6月6日から地方自治法第252条の17の規定に基づき、宮城県南三陸町に職員1人を派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、東日本大震災支援を「宮城県南三陸町」へ重点支援することを決定し、南三陸町からの要請により、平成23年6月6日から職員1名を派遣している。派遣期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。 ・派遣先が被災地で住居の確保が困難であったことから隣接の登米市にアパートを市で借り上げて派遣職員を居住させている。また、派遣職員には、通勤用に公用車1台を配置している。冷蔵庫、洗濯機など日常生活に必要な電化製品も貸与している。 |
| 新上五島町 | <p>○人事異動を行い、被災地自治体に対し地方自治法252条の17による派遣を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地自治体が希望する技術系職員(漁港・港湾関係)を担当課にて調整し派遣した。 ・派遣による欠員については、当初臨時職員を配置し、その後人事異動により職員を配置した。 |

熊本県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 宇土市 | <p>自治体への直接派遣ではなく、陸前高田市復幸応援センターへの研修派遣を実施し、市民の立場から復興に向けた支援を行った。</p> <p>【研修概要】 (目的等)全国青年市長会が実施している「陸前高田市復幸(ふっこう)応援プロジェクト」に基づく職員研修事業であり、被災地支援ネットワークの強化や参加市の防災力強化等を目的とする。 (期間等)平成24年7月22日～8月18日、職員2名をそれぞれ2週間ずつ派遣 (研修内容)市民の立場での民間活動が中心であり、市役所業務の支援とは異なる。</p> |

大分県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 複数市町村 | <p>県と協力し職員を派遣(平成23年度)</p> <p>○国の各省庁や全国市長会等複数の機関から県内市町村に対し支援要請があったため、市町村から県へ支援要請を調整する要望が上がったことから、県市長会・町村会とも調整の上、合同して職員を派遣することになった。</p> <p>○業務分担としては、県が派遣先自治体と支援内容、派遣人数の調整等を行い、県と市町村が合同して職員を派遣した。</p> <p>○派遣先自治体が市だったので、市町村業務に精通した市町村職員は即戦力として業務に従事することができた。</p> <p>○小規模自治体は、被災地に職員派遣する希望を持ちながら単独派遣できない実状があったが、それを合同支援という形態で対処することができた。</p> |

宮崎県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|---|
| 諸塚村 | <p>県町村会の設定する派遣計画に、参加する形で職員を短期派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な自治体であるため、職員数が限られ、多くの職員を長期間派遣することは難しく、限られた範囲での対応となっており、派遣の実施にあたっては苦慮しているのが現状である。 |
| 美郷町 | <p>県内自治体(県、市長会、町村会)と協力し、交替で職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事担当課より職員本人と調整を行い派遣した。 |
| 高千穂町 | <p>町村会からの職員派遣依頼により、県職員と合同で職員を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町村会より、短期間(10日間程度)の派遣依頼があり、課長会を通じて、派遣可能職員(2名)を募集。 ・中長期的な派遣職員については、人員に余裕がなく、派遣不可能であった。 ・平成23年6月22日から7月2日まで職員2名を派遣。 ・具体的な業務については、「総合受付窓口業務」として、主にながれきの撤去に係る諸手続き事務に従事した。 ・派遣終了後、全職員を対象に被災地の状況及び業務内容についての報告会を実施した。 |
| 日之影町 | <p>職員に、被災市町村への自発的な支援協力を依頼し、希望者を公務出張扱いで派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県町村会より、被災直後の短期での職員派遣について要請があり、派遣を申し出たものの、他の自治体との調整により、派遣を見送る。 ・その後、長期派遣(2か月)について再度依頼があり、以前から希望していた職員の派遣を検討。 ・被災市町村より災害救助法に係る事務経験者の要請であったが、派遣予定の職員は経験者ではないものの、事務経験は十分であると判断。ただし、年度末という時期的なこともあり、1か月間の派遣とする。 ・派遣の方法については、総務省通知の考え方に沿い、被災市町村の事務負担等も軽減する観点から、公務出張による派遣とする。 ・その後、派遣先での業務の都合により派遣期間を2週間程度延長する。 ・派遣地での生活環境も特に問題なく、本来の業務のほか追悼式を手伝うなど職務の内容については充実していたとのこと。また、他の自治体職員との交流も積極的に行うなど、人材育成の観点からも有意義な派遣であったようである。 |

鹿児島県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|---------------------------|---|
| <p>鹿屋市 ※参考資料(資料8)</p> | <p>【取組の概要】 鹿児島県大隅半島4市5町による復興支援チームを結成し、岩手県大船渡市に職員を派遣していた。 【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○震災発生時、大船渡市に既に派遣を実施していた肝付町の状況を踏まえ、大隅半島の構成市町村が一体となり、さらなる支援体制の充実と強化を図るため4市5町の首長会議により復興支援チームを設置し、職員派遣をおこなった。 ○職員派遣 ・派遣期間 3月26日～9月3日(第27次) ・滞在期間 6日～8日間 ・派遣人数 6名～10名、延べ241人 ○支援内容(緊急応急的な災害支援) ・物資仕分け、給水活動、廃車の警備、保健師による健康相談 *添付資料:東北地方太平洋沖地震に伴う「鹿児島県大隅半島4市5町復興支援チーム」設置要綱</p> |
| <p>指宿市</p> | <p>【取組の概要】 宮城県石巻市は、本市の代表的な基幹産業の一つである鰹節の原料となるカツオを水揚げする「海外巻き網船」の基地であることから、同市へ独自派遣。 【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○被災地(宮城県石巻市)の行政機能回復・維持、避難所の運営、救援物資の仕分けなどの支援のため、職員を派遣(出張扱い)。 第1班(3名) 期間:平成23年4月11日～22日 第2班(3名) 期間:平成23年4月18日～29日 第3班(3名) 期間:平成23年4月25日～5月5日 ○平成23年8月、石巻市との協議により、「土木技師」を派遣し、災害復旧の支援業務を行う方針を決定。 派遣先:石巻市生活環境部災害廃棄物対策課 期間:平成23年10月3日～11月2日(土木技師1名) 期間:平成23年10月31日～11月30日(土木技師1名) 期間:平成23年11月28日～12月27日(土木技師1名) ※いずれも出張扱い。 ◎上記派遣に係る経費等については、全額指宿市で負担。</p> |
| <p>垂水市 ※参考資料(資料8)</p> | <p>【取組の概要】 ①鹿児島県大隅半島4市5町復興支援チーム(鹿屋市、垂水市、志布志市、曾於市、肝付町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町)による、岩手県大船渡市の復興支援のため職員派遣 ②緊急消防援助隊として消防職員5名を派遣 ③日本水道協会鹿児島県支部要請により水道課職員1名を福島県いわき市へ派遣 【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ①平成23年3月30日～同年9月1日にかけて、延べ24名の職員を大船渡市へ派遣し、生活復興に向けた支援物資の管理、給水活動、車両置場警備、災害義援金申請受付業務及び保健師による健康相談活動に従事。 ②平成24年3月14日～同年3月22日にかけて、緊急消防援助隊として消防職員5名を宮城県石巻市へ派遣し、行方不明者の搜索活動等に従事。 ③平成24年4月2日～同年4月8日にかけて、日本水道協会鹿児島県支部の要請に基づき水道課職員1名を福島県いわき市へ派遣し、水道の復旧活動等に従事。 *添付資料:東北地方太平洋沖地震に伴う「鹿児島県大隅半島4市5町復興支援チーム」設置要綱</p> |

| | |
|---------|--|
| 日置市 | <p>【取組の概要】 宮城県岩沼市へ土木技師、農業土木技師1人を3箇月交代で、24年5月から平成25年3月末まで職員派遣を計画している。</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○福祉自治体ユニットに加盟している関係から、平成23年6月から平成24年3月末まで事務職員を派遣した。 ○岩沼市の要請により技術職員の派遣を調整したが、技術系職員が少ないため3箇月間の交代制で派遣職員1人を確保した。</p> |
| 曾於市 | <p>【取組の概要】 周辺の自治体(大隅半島4市5町)と協力し、交替で職員を派遣。</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○肝付町が大船渡市と災害協定を結んでおり、震災後に肝付町が単独で派遣を実施していた状況を踏まえ、3月22日に開催された大隅半島の4市5町の首長会議において、大隅半島の構成市町が一体となり、さらなる支援体制の充実と強化を図るために「大隅半島4市5町復興支援チーム」が設置された。 ○現地に支援本部(肝付町職)を設置し、各市町から1名ずつ約9名の派遣チーム(移動日を含め8日間)を結成し、3月26日から9月1日まで計27チームを派遣した。 ○支援業務としては、派遣当初は給水活動や支援物資の仕分け作業、中期においては物資仕分作業と被災した車両の管理作業を行い、後期は保健師による保健業務、支援金等事務の業務を行った。</p> |
| いちき串木野市 | <p>【取組の概要】 全職員を対象に派遣希望を募った。</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 平成23年8月7日～9月3日の間、2名の職員が福島県二本松町に行政機能支援として業務にあたりました。</p> |
| 志布志市 | <p>【取組の概要】 『銀河連邦』に加盟していた肝付町が相互応援協定に基づき、構成市の岩手県大船渡市に職員を派遣。その後、「鹿児島県大隅半島4市5町復興支援チーム」を設置して、交代で職員を派遣。</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○3月26日から9月1日まで、保健師4名を含む27名の職員を派遣。 ・当初は、ライフラインの状況や地元のニーズなど、現地の情報収集に努め、支援作業指示を行い、支援活動の充実を図る。 ・その後、物資の搬入・確認・搬出、車両の警備、給水活動、保健業務におおむね6月末まで従事した。 ○7月1日以降は、保健業務はそのまま継続、その他の業務は一旦終了し、災害援護資金の申請受付業務に従事した。</p> |
| 奄美市 | <p>【取組の概要】 平成23年度に保健師3名を出張派遣</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○鹿児島県からの派遣要請を受け、鹿児島県の健康相談チームの一員として保健師を派遣。 ○復旧・復興が進むにつれ、技術系職員の派遣要望が増大したが、本市においても技術系職員の絶対数が少ないうえ豪雨災害等への復旧対応等のため、派遣できる職員の確保が難航。</p> |

| | |
|------|--|
| 伊佐市 | <p>【取組の概要】 本市単独で派遣</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 東日本大震災発生当初、本市として何かできないか模索していたところ、宮城県南三陸町とコンタクトが取れ、4月～5月にかけて延べ40名の職員を短期で派遣し、支援を行った。この経緯もあり全国市長会からの派遣依頼があった際に南三陸町限定で長期派遣を希望し、平成24年度から2名の職員(事務職)が南三陸町へ派遣されることとなった。 (本市独自の工夫といったものはありません。あくまでも震災発生当初からの支援の流れによるものです。)</p> |
| 錦江町 | <p>【取組の概要】 平成23年度は、周辺の自治体(大隅半島4市5町)と協力し、交替で職員を派遣。平成24年度は派遣実績なし。</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 肝付町の災害応援協定(銀河連邦)により、岩手県大船渡市へ派遣。受け入れ市のニーズに応じ、事務職員、保健師を派遣した。</p> |
| 南大隅町 | <p>【取組の概要】 周辺の自治体(大隅半島4市5町)にて復興支援チームを設置し、交替で職員を派遣。</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○肝付町が友好関係にある岩手県大船渡市に対し、職員派遣などの支援を開始しており、その活動を大隅地域全体としての活動とした。 ○大船渡市からの要請を受け、各自治体から職員1～2名とし、1チーム6～10名、滞在期間6～8日間、切れ間無く派遣した。6月からは2名の保健師を派遣し続けた。8月末に派遣終了。 ○業務内容は、支援物資の仕分け・避難所への搬出・給水・被災車両の管理、保健活動などである。</p> |
| 肝付町 | <p>【取組の概要】 宇宙航空研究開発機構(JAXA)の施設がある全国6市町でつくる「銀河連邦共和国」の災害応援協定に基づき、平成23年3月14日から職員を派遣。</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○3月下旬から大隅地域の市町で「大隅半島4市5町復興支援チーム」を組織。各市町から職員を数名ずつ派遣し、救援物資の仕分け作業や給水作業、移住のためのニーズの把握といった活動にあたった。 ○被災地の具体的ニーズを把握し、より実行性のある復興支援に取り組むための現地支援本部を設置。(H23.4.11)現地本部には職員2名が常駐し対応した。</p> |
| 屋久島町 | <p>【取組の概要】 宮城県女川町へ保健師1名を派遣(平成23年5月21～27日)。</p> <p>【上記における、経緯、具体的な内容、成果等】 ○鹿児島県の保健師が、宮城県女川町で「心のケア」を含めた支援活動をしており、市町村への希望調査があったことから、保健師1名を派遣。 ○健康相談、心のケアチーム(第13班 6泊7日)として活動。</p> |

沖縄県

| 市区町村名 | 職員派遣に当たり工夫している点 |
|-------|--|
| 宜野湾市 | <p>全国青年市長会から陸前高田市の復幸応援センターへの職員派遣の依頼があり、本市より職員2名を1週間程度派遣する予定。</p> <p>・本市は全国青年市長会に加盟しており、当該事務局(愛媛県四国中央市秘書広報課)より陸前高田市にある「復幸応援センター」への派遣依頼がありました。派遣日程や人数、職種、業務については派遣市町村に任せるとのことで、「とにかく現地の状況を分かってもらって、そのなかでできる業務をやってもらいたい。研修というような位置づけでもいいから現地の状況をみてほしい」というような内容から本市でも検討した結果、総務部市民防災室の職員2名を1週間程度派遣し、現地視察を兼ねて現地の状況を調査するというで派遣することになっております。(予算は9月補正で対応することとしており、具体的な日程や業務内容などは未定)</p> |
| 浦添市 | <p>沖縄県、県内各市町村と協力し、職員の派遣を実施</p> <p>・3月11日の地震発生後、緊急消防援助隊員派遣準備要請を受けて、派遣を決定した。本市は3月17日に消防士3人を派遣した。</p> <p>・ライフライン支援として、沖縄県災害応援給水隊と共に、4月2日に水道部職員3人(技術職)を派遣した。</p> <p>・保健支援として沖縄県、県内各市町村合同で、健康支援チームを交替で派遣。沖縄県からの派遣依頼を受け、本市は4月7日に2人の保健師を派遣した。</p> |
| 名護市 | <p>友好都市である岩手県八幡平市から被災市町村へ職員を派遣している分を補充する方法で玉突き派遣を行っている。</p> <p>名護市は平成23年度中に友好都市の関係にある八幡平市を通じ、宮古市(八幡平市と友好都市)等の避難所へ短期職員派遣を行い、また、友好都市間の連携を生かし復興支援イベント等を実施した。それにより八幡平市より、今回の派遣について打診があったため、職員1名を八幡平市へ派遣することとなった。</p> |
| 沖縄市 | <p>被災地自治体(岩手県釜石市)に対し地方自治法第252条の17による派遣を予定。(派遣人員1人:平成24年10月1日～平成25年3月31日)</p> <p>・本市の姉妹都市である東海市と釜石市が姉妹都市及び防災協定を結んでいることから、東日本大震災で甚大な被害を受けた釜石市への復興支援を行う。</p> <p>・釜石市からの要請については、用地業務を担当できる職員派遣の要望を受けている。</p> <p>・定員内派遣であるため、派遣職員の後任については、嘱託職員を配置する予定。</p> |
| 北中城村 | <p>村内の社会福祉協議会と連携し、被災地に保健師1名派遣</p> <p>・福島県新地町にて夕食炊き出し及びこころのケア</p> <p>・宮城県南三陸町にて夕食炊き出し及びこころのケア</p> |
| 与那原町 | <p>保健師の資格を持つ管理職を2週間派遣。</p> <p>県の支援チームの一員として派遣した。派遣を希望する職員を募ったが、本町はもともと職員数が少ないため、派遣職員の確保が出来なかった。</p> |

平成23年度
秋田県任期付職員（土木職）
募 集 要 項

平成23年 5月 2日
秋 田 県

秋田県では、東日本大震災の影響により、被災地支援に伴う業務が発生しているほか、被災県からの要望により、復興のため土木職職員を派遣する必要があります。

こうした一時的な業務の増加や、派遣に伴う職員の不足が生じることから、土木施工に関する専門的な知識経験を生かして県庁職員として活躍していただける方を次のとおり任期付きで募集することとしました。

○ 受付期間 平成23年5月2日（月）～5月16日（月）

- 受験申込書請求
- 受験申し込み
- 問い合わせ

秋田県建設交通部建設交通政策課 総務班
電話 018-860-2411（直通）

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

| 採用職種 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------|--------|--|
| 土木 | 6人 | 建設交通部各課室又は地域振興局建設部などの地方機関に勤務して専門的技術業務に従事します。 |

2 任期

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき、次のとおり任期を定めます。

| | |
|----|--------------------------------|
| 任期 | 平成23年7月1日から平成26年3月31日まで（2年9ヶ月） |
|----|--------------------------------|

3 受験資格

次の条件のすべてを満たす者

- (1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者
- (2) 土木施工について、3年以上（平成23年4月末現在）の実務経験を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の種目及び方法・内容

| 試験種目 | 内 容 |
|-----------------|-------------------------------|
| 書類選考 (第一次選考) | 提出された採用選考試験受験申込書及び小論文に基づき書類選考 |
| 口述試験 (第二次選考) | 書類選考合格者に対する個別面接による試験 |

5 試験の時期及び場所

| 試験種目 | 試験の時期 | 場所 |
|------|---|-----|
| 口述試験 | 平成23年5月26日(木) なお、開始時刻、会場等は、書類選考合格通知の際にお知らせします。 | 秋田市 |

6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。なお、申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

7 合格者の発表

| | | |
|-------------------------------|-----------|--------------|
| 第一次選考合格通知 | 平成23年5月下旬 | 合否は書面で通知します。 |
| 第二次選考合格通知 (健康診断書提出要請文書を同封) | 平成23年6月上旬 | |
| 最終合格発表 | 平成23年6月中旬 | |

8 採用時期

採用は平成23年7月1日の予定です。

9 勤務条件

(1) 給与

一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)の規定に基づき職歴その他を勘案のうえ決定されます。例えば、年齢が30歳の者で、大学卒業後民間企業における職歴経験が8年に達した者にあつては給料月額229,300円が支給されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日（採用年は採用月日により異なります。7月採用の場合は10日）の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員住宅、診療所、保養所などの施設があります。

10 受付期間及び受験手続き

| | |
|-------|--|
| 受付期間 | 平成23年5月2日（月）から平成23年5月16日（月）まで |
| 提出書類 | <p>(1)「秋田県任期付職員（土木職）採用選考試験受験申込書」</p> <ul style="list-style-type: none">・記入の際は、黒のインク又はボールペンを用い、楷書で、数字は算用数字で書いてください。・写真は、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦3cm・横2.5cm）を貼付欄に張ってください。・署名欄には、氏名を必ず自筆で記入してください。 <p>(2)「応募論文」</p> <p>A4縦 横書き 3枚以内 1,200字以内</p> <p>テーマ：「自分が携わってきた工事について」</p> <ul style="list-style-type: none">①過去に自分が携わった工事の概要及び自分との関わり②その中で、苦勞したことや工夫したこと <p>以上について、<u>自筆</u>で記載してください。</p> <p>(3) 1級又は2級土木施工管理技術検定合格証明書の写し</p> |
| 郵送の場合 | <p>封筒の表に『任期付職員応募』と朱書きし、配達記録郵便か簡易書留で送付してください。</p> <p>平成23年5月16日必着とします。</p> |
| 持参の場合 | <p>秋田県建設交通部建設交通政策課（秋田県庁舎6階）に直接お持ちください。</p> <p>受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとします。</p> |

秋田県任期付職員（土木職）採用選考試験受験申込書

| 写真貼付 | | | | |
|----------------------------------|------------------------|--------|--------------|--|
| ふりがな | | 性 別 | 男 ・ 女 | |
| 氏名 | | 生年月日 | 昭和 平成 | |
| | | | 年 月 日 | |
| (満 歳) | | | | |
| 現住所 | 〒 — | | | |
| | E-mail | TEL | | |
| 通知等 送付先 | 〒 — (現住所と同じ場合は記入不要です。) | | | |
| | E-mail | TEL | | |
| 学 歴 最終学歴を最上欄に書き、順に高等学校まで書いてください。 | | | | |
| 学 歴 高等学校以上を記入してください | 学校名 | 学部・学科名 | 在学期間 | 修学区分 |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | <input type="checkbox"/> 卒業（修了） <input type="checkbox"/> 卒業（修了）見込 |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | <input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 中退 |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | <input type="checkbox"/> 卒業（修了） <input type="checkbox"/> 卒業（修了）見込 |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | <input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 中退 |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | <input type="checkbox"/> 卒業（修了） <input type="checkbox"/> 卒業（修了）見込 |
| 職 歴 | 勤務先 | 部署役職名 | 在職期間 | 職務内容 |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | |
| | | | 昭・平 年 月 ～ | |
| 転退職理由 | | | | |

| 資格免許 | 資格免許の種類 | 取得年月日 |
|------------------|---------|---------|
| | | 昭・平 年 月 |
| 受験の動機・ 自己PRなど | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

私は、上記の採用選考試験を受験したいので申し込みます。
 なお、私は、下記に掲げる各号のどれにも該当していません。
 また、この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成 年 月 日

申込者氏名（自筆）

（記入要領）

- 1 記載事項に不正があると、職員として採用される資格を失うことがあります。
- 2 記入は、黒又は青のインク又はボールペンを用い、楷書で、数字は算用数字でていねいに記入してください。
- 3 申込用紙の該当する項目すべての欄に記入してください。
- 4 「修学区分」は、該当する欄にチェックをしてください。
- 5 「職歴」欄が不足する場合は、欄内に線を引いて記入又は別様としてください。

平成24年度 東京都一般任期付職員 募集要綱（採用選考案内）

平成24年4月20日

東京都

1 職務の内容

福島県、宮城県、岩手県内の被災市町村に派遣され、派遣先市町村における土木工事及び建築工事に係る発注、設計、積算、工事監督、土地区画整理事業等の業務に従事していただきます。

2 選考職種、採用予定人員等

| 区分 | 職種 | 職層 | 採用予定人員 | 派遣先市町村 | |
|-----------|----|----|-----------|-----------|--------------|
| 一般 任期付 | 土木 | 主任 | 33人 程度 | 福島県 | 鏡石町、古殿町、広野町 |
| | | | | 宮城県 | 気仙沼市、南三陸町 |
| | | | | 岩手県 | 大船渡市、大槌町、野田村 |
| | 建築 | | 8人 程度 | 福島県 | いわき市、檜葉町（※） |
| | | | 宮城県 | 気仙沼市、南三陸町 | |

※勤務場所はいわき市内を予定しています（平成24年4月19日現在）。

- ◎ 選考合格者は主任級職として採用します。なお、選考合格者のうち、一定の基準を満たす係長級職候補者又は課長補佐級職候補者として認められた者を対象に係長級職選考又は課長補佐級職選考を行い、係長級職又は課長補佐級職で採用する場合があります。
- ◎ 採用予定人員、派遣先市町村は、追加・変更等の可能性があります。
- ◎ 採用時の派遣先市町村は、被災市町村との調整により、第3次選考結果（最終選考結果）の発表時に決定します。
- ◎ 任期中に他の被災市町村へ派遣先が変更となる場合があります。
- ◎ 被災市町村への派遣は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣となります。（※東京都内での勤務は予定されておりませんので、ご注意ください。）
- ◎ 採用後は、都内で一定期間研修（2週間程度）を実施します。

3 任 期

平成24年9月1日から平成25年8月31日まで(1年間)

(※採用された日から5年の範囲で任期を更新する場合があります。)

4 求める人材

当該任期付職員に求められる経験は下表のとおり。

| 職 種 | 求められる経験 |
|-----|--|
| 土木 | ・ 行政機関において、土木に関する発注業務、設計業務、積算業務、工事監督業務等に従事した経験 ・ 建設会社、設計コンサルタント等において、道路、橋梁、港湾施設、上下水道施設等の公共工事の設計、工事監督業務等に従事した経験 ・ 行政機関や民間企業等において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の業務に従事した経験 |
| 建築 | ・ 行政機関において、建築に関する発注業務、設計業務、積算業務、工事監督業務等に従事した経験 ・ 建設会社等において、建築士資格に基づく建築物の構造計算、建築施工監理等の業務に従事した経験 |

5 受験資格

受験資格の有無、申込書記載事項等について、以下の事項をよく読んだ上で申し込んでください。

申込書記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

◎ 受験資格

次の①から③の受験資格の要件をすべて満たす人が受験できます。

① 活字印刷文による出題に対応できる人

② 次のいずれにも該当しない人

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項（※1）に該当する人

（1）成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（3）東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

（4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 現在東京都職員（臨時的任用職員を除く。）である人

※1 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。

- ③ 平成 24 年 3 月末現在において、行政機関、民間企業等において、常勤としての職務経験が、下表の学歴区分に応じた年数以上の人（※ 2）
（最終選考合格後、職務経験期間確認のため、採用までの指定する日までに、職歴証明書及び卒業証明書を提出していただきます。）

| 学歴区分 | 必要な職務経験年数 |
|--|-----------|
| ・ 大学院博士課程の修了 ・ 大学院修士課程（標準修業年限 2 年以上）の修了 | 3 年以上 |
| ・ 大学（4 年制の大学）の卒業 | 5 年以上 |
| ・ 短期大学（2 年制の短期大学）の卒業 ・ 高等専門学校卒業 ・ 専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業数 680 時間以上のものに限る。）の卒業 | 7 年以上 |
| ・ 高等学校の卒業 | 9 年以上 |
| ・ 中学校の卒業 | 12 年以上 |

※ 2 公務員、会社員、自営業者等として 6 か月以上継続して就業した期間が該当します。これらに該当する経験が複数ある場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の経験が重複している場合は、いずれか一方の経験に限って通算することができます。

6 選考方法

(1) 第 1 次選考

| | | |
|------|--------|---------------------------|
| 書類選考 | 資格要件審査 | 受験資格の有無についての確認 |
| | 専門性審査 | 職務経験その他の書類選考資料記載事項についての確認 |
| | 小論文 | 課題式 |

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者に対して、次のとおり行います。

| | | |
|------|---------|-----------------------------|
| 口述選考 | 専門性判定選考 | 職務に関連する経験及び基礎的専門知識についての個別面接 |
| | 人物選考 | 人物についての個別面接 |

(3) 第 3 次選考

第 2 次選考合格者に対して、次のとおり行います。

| | | |
|------|--------|-------------------------|
| 口述選考 | 総合判定選考 | 主として派遣先市町村との適合性に関する個別面接 |
|------|--------|-------------------------|

7 選考日及び選考会場

(1) 第2次選考

| | |
|-----|--|
| 選考日 | 平成24年7月7日(土曜日)又は7月8日(日曜日)のうち 指定する1日 |
| 会場 | 都内で実施 |

◎ 集合時間、選考会場などの詳細は、第1次選考合格通知兼第2次選考受験票に記載してお知らせします。

(2) 第3次選考

| | |
|-----|-----------------|
| 選考日 | 平成24年7月15日(日曜日) |
| 会場 | 都内で実施 |

◎ 集合時間、選考会場などの詳細は、第2次選考合格通知兼第3次選考受験票に記載してお知らせします。

8 合格発表

| 区分 | 合格発表日 | 通知方法 |
|---------------------|--------------------|--|
| 第1次選考結果 | 平成24年6月下旬～ 7月上旬 | <本人通知> 合否にかかわらず、受験者全員に郵便で通知します。 (第1次選考結果のインターネットでの発表は行いません。) |
| 第2次選考結果 | 平成24年7月中旬 | <本人通知> 合否にかかわらず、受験者全員に郵便で通知します。 |
| 第3次選考結果 (最終選考結果) | 平成24年7月中旬～ 下旬 | <インターネットでの発表> http://www.saiyou2.metro.tokyo.jp/pc/2013/ |

◎ 電話等による照会には応じておりません。

ただし、選考結果が次の日付までに届かない場合は、必ず総務局復興支援対策部被災地支援課までお問い合わせください。

第1次選考結果通知・・・平成24年7月4日(水)まで

第2次選考結果通知・・・平成24年7月12日(木)まで

9 申込手続

(1) 申込方法

ア 申込時に、下記の①及び②の書類が必要です。

※ 書類に不足等の不備があった場合、受理せず返送します。その場合の再提出も、下記「(3) 受付期間及び受付場所」に記載の期間となりますので、ご注意ください。

① 書類選考資料一式（表紙、東京都一般任期付職員採用選考受験申込書兼履歴書（以下「受験申込書兼履歴書」という。）、職歴等調書、エントリーシート、小論文及び派遣先意向調書）

② 80円切手を貼付した返信用封筒（定形封筒〈長形3号〉にあて先・郵便番号明記）

※申込みの際には、住民票、職歴証明書、卒業証明書等は不要です。

※提出していただいた申込書等の書類は、返却いたしません。

◎ 記入していただいた個人情報、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

(2) 書類選考資料(受験申込書兼履歴書、職歴等調書、エントリーシート、小論文及び派遣先意向調書)の作成

この選考では、職務経験の内容や知識、能力等の検証を行うため、申込時に受験申込書兼履歴書、職歴等調書、エントリーシート、小論文及び派遣先意向調書（以下これらを併せて「書類選考資料」という。）を提出していただきます。

書類選考資料は、第1次選考における書類選考上の評価の対象となるとともに、口述試験の参考資料としても使用します。

書類選考資料は、返却いたしません。また、提出後の内容変更や差し替えはできません。

記載していただいた職務経歴については、最終選考合格後、職歴証明書を提出していただきます（職務経験の証明ができない場合、採用されないことがあります。）。

<小論文の課題>

| | |
|-------|---|
| 各職種共通 | <p>あなたの職務経験に関して、次の(1)、(2)、(3)に分けて述べてください。</p> <p>(1) あなたがこれまで行政機関、民間企業等で携わった職務内容や職務経験について、簡潔に述べてください。（300～400字以内）</p> <p>(2) (1)で述べた職務において、どのような立場でどのような困難に直面したかを述べ、その困難を解決するために、あなたは特にどのような点に留意して業務を進めたか、その過程と成果を含めて、具体的に述べてください。（600～800字以内）</p> <p>(3) あなたは、(2)で述べた成果をはじめ、これまでに培ってきた経験などを活かして、被災市町村の復興にどのように貢献したいか、その決意を述べてください。（600～800字以内）</p> |
|-------|---|

(3) 受付期間及び受付場所

| | 郵送申込 | 持参申込 |
|---------------|--|--|
| 受付期間 | 平成 24 年 5 月 28 日 (月) まで (消印有効) | 平成 24 年 5 月 29 日 (火) 及び 平成 24 年 5 月 30 日 (水) ※午前9時から午後5時まで |
| 受付場所 (あて先) | 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都総務局復興支援対策部被災地支援課 | 都庁第一本庁舎 13 階中央 東京都総務局復興支援対策部被災地支援課 |

※インターネットによる申込受付は行いません。

<郵送による申込の場合>

封筒(角型2号)の左側中央付近に赤字で「採用選考申込(土木)」又は「採用選考申込(建築)」のいずれかを明記の上、書類選考資料等を折らずに、簡易書留で送付してください。
なお、普通郵便等で送付した場合の事故については、責任を負いません。

10 任用及び給与等について

東京都では、行政経験者や民間経験者の方々がこれまで培ってきた高度な知識や経験を活用し、被災市町村のインフラの復旧やまちづくりを担う**即戦力**として活躍していただける方を求めています。

採用後は、主任として任用され、高度な知識や経験を被災市町村での復興支援業務にお役立ちいただくことを期待しています(なお、選考合格者のうち、一定の基準を満たす係長級職候補者又は課長補佐級候補者として認められた者を対象に係長級職選考又は課長補佐級選考を行い、係長級職又は課長補佐級職で採用する場合があります。)

任期は1年間(但し、採用された日から5年の範囲で任期を更新する場合があります。)で、任期満了後は退職となります。

(1) 初任給

(参考例：大学(4年制の大学)卒業後の場合)

| 職層 | 職務経験 | 初任給 |
|-----|------|----------|
| 主任級 | 5年 | 230,800円 |

- ◎ この給与は、平成24年4月1日現在の給料月額です。なお、採用前に給与改定があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ◎ 初任給は、行政機関、民間企業等での経験等に応じて、条例の定めるところにより一人ひとり決定されます(上記は一例)。
- ◎ 勤務場所に応じて、災害派遣手当等の支給があります。
- ◎ 年収は、上記の場合、約490万円、主任級として採用され、常勤としての職務経験20年の場合、約650万円となります(年収は、給料のほか、期末・勤勉手当及び災害派遣手当を含む試算)。
- ◎ 給与については、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給料の特例に関する条例」に基づきます。

(2) 勤務条件等

(以下についての詳細は、第1次選考合格通知兼第2次選考受験票と併せて郵送する被災市町村別の資料で改めて確認してください。)

ア 勤務時間及び休暇

勤務時間、休日、休暇等は、派遣される被災市町村の法令の規定が適用されます。

イ 住居等について

- ① 被災市町村への派遣に伴い転居が必要な場合、派遣先市町村において住宅を用意します（この場合、住居手当の支給はありません。また、居住に係る費用（例：公舎使用料及び付帯使用料）及び負担区分等については、派遣先市町村の定めるところによります。）。
- ② 用意される住居は、単身者向けとなりますのでご注意ください。

採用予定人数、業務内容、勤務地、住居等 《参考》

ア 福島県

| | 職種・ 採用予定人数 | 業務内容 | 住居 | 運転 免許 |
|--------|---------------|---|--------------------------|----------|
| いわき市 | 建築 3人程度 | ・災害公営住宅（鉄筋コンクリート造4階程度）等の設計、積算及び工事監理 | 民間賃貸住宅 （予定） | 必要 |
| 鏡石町 | 土木 2人程度 | ・被災した町道や農地等の災害復旧の測量、詳細設計、地質調査等の委託業務発注・監督並びに復旧工事の発注に関わる設計積算・工事監督等 | 町営住宅 （予定） | |
| 古殿町 | 土木 1人程度 | ・除染作業設計、委託、発注、管理等 ・仮置き場の造成設計、委託、発注、管理等 | | |
| 広野町 | 土木 3人程度 | ・町内の一般住宅、工場、集合住宅、道路、及び森林の一部の除染作業の監督及び委託業務積算設計並びに農地除染作業（300㍍）の委託業務設計、監督等 | 宿泊施設 （予定） | |
| 楡葉町（※） | 建築 1人程度 | ・小中学校の被災度調査、復旧工事、学校建築等の設計積算業務等 | 宿泊施設又は 民間賃貸住宅 （予定） | |

※勤務場所はいわき市内を予定しています（平成24年4月19日現在）。

イ 宮城県

| | 職種・ 採用予定人数 | 業務内容 | 住居 | 運転 免許 |
|------|---------------|--|----------------|----------|
| 気仙沼市 | 土木 10人程度 | ・被災した市道や橋等の災害復旧の測量、詳細設計、地質調査等の委託業務発注及び監督並びに復旧工事の発注に関わる設計積算、工事監督等 ・防災集団移転要望地区への説明会開催、地元の建設推進協議会等との調整、造成に係る測量、設計発注管理、不動産鑑定委託業務発注管理、用地取得、造成工事発注管理等 | 仮設住宅 （予定） | 必要 |
| | 土木 2人程度 | ・災害公営住宅関係の設計、地元説明、工事監理等 | | |
| | 建築 3人程度 | ・がけ地近接等危険住宅移転事業に係る受付、審査等 | | |
| 南三陸町 | 土木 4人程度 | ・防災集団移転に係る地元住民等との調整、用地取得、造成工事に必要な実施設計、工事監理に関する業務等 ・浸水した市街地に係る土地区画整理事業（計画・換地・用地取得） | 民間賃貸住宅 （予定） | |
| | 建築 1人程度 | ・災害公営住宅関係の設計、工事監理等 | | |

ウ 岩手県

| | 職種・ 採用予定人数 | 業務内容 | 住居 | 運転 免許 |
|------|---------------|---|------------------------|----------|
| 大船渡市 | 土木 4人程度 | ・漁港の災害復旧に係る現場監督、設計等 | 民間賃貸住宅 (予定) | 必要 |
| 大槌町 | 土木 4人程度 | ・災害復旧工事設計、積算及び施工監理業務 (道路、下水道及び公園) ・学校建設用地の造成設計、測量等、周辺道路の設計、これらに関する工事や委託の発注等 | 仮設住宅 又は宿泊施設 (予定) | |
| 野田村 | 土木 3人程度 | ・土地区画整理事業(計画・換地) ・一般土木(道路、漁港及び上下水道)の施工監理 | 宿泊施設 (予定) | |

- ◎ 上記の内容は、平成24年4月19日現在のものであり、追加・変更等の可能性があります。
- ◎ 被災市町村及び被災市町村での勤務予定先等の詳細は、第1次選考合格通知兼第2次選考受験票と併せてお知らせします。

11 任期付採用職員について

近年、都政に対するニーズの専門化・高度化が著しく進んでいます。このような状況に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題を解決するための制度として、東京都では「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」(平成14年東京都条例第161号)等を制定しました(平成15年1月1日施行)。

この条例は、地方公務員法の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成14年法律第48号)等に基づくものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受け、また地方公務員共済組合法の適用を受けます。

■ お問い合わせ先

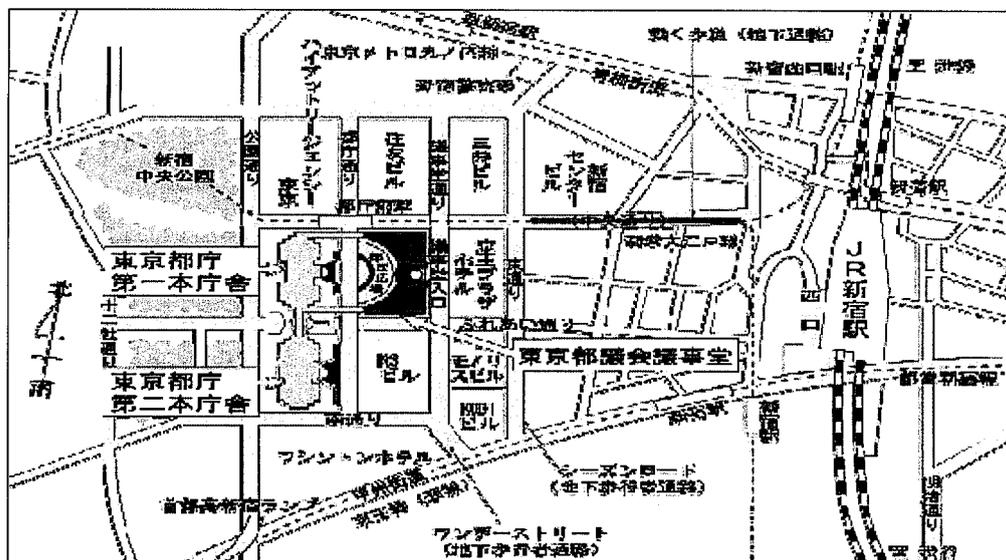
東京都総務局復興支援対策部被災地支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第一本庁舎 13階中央

【電話】 03(5388)2368 (ダイヤルイン)

【東京都職員採用公式ホームページ】 <http://www.saiyou2.metro.tokyo.jp/pc/2013/>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分
都庁前駅（都営大江戸線）



平成24年度 東京都一般任期付職員採用説明会のご案内

東京都では、福島県、宮城県、岩手県の被災市町村の復興支援業務に従事するための一般任期付職員採用選考の受験希望者等を対象として、下記のとおり説明会を開催します。

採用選考に関する説明や、派遣先市町村による業務紹介など、皆様の疑問に直接お答えします。

- ◆日時：平成24年5月12日（土） 13時30分～16時30分（開場は13時）
- ◆場所：東京都庁 都議会議事堂1階 都民ホール（東京都新宿区西新宿2-8-1）
- ◆参加方法：5月10日（木）までに、「連絡する項目」をe-Mail又はFAXで送付し、お申込みください。申込者が定員（先着200名）を超えた場合、5月11日（金）までに参加いただけない方にご連絡します。

○連絡する項目：参加者氏名、連絡先（電話番号又はe-Mail）、応募予定職種（土木又は建築）

○参加申込先 e-Mail：S8000844@section.metro.tokyo.jp

FAX：03-5388-1261

※件名に「採用説明会参加申込」と記載してください。

※本説明会への参加・不参加は、採用選考の可否及び採用には影響しません。

※ご連絡いただいた個人情報は、説明会の運営目的のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

東京都一般任期付職員採用選考 【書類選考資料】

表紙

申込に必要な書類の作成にあたっては、募集要綱及び裏面の「申込に必要な書類作成上の注意」をよくお読みになってから、記入してください。

| | | |
|-------|---------|-----------------|
| 職種 | 土木 ・ 建築 | いずれかを○で囲んでください。 |
| 受験番号※ | | 何も記入しないでください。 |

| | |
|------|--|
| ふりがな | |
| 氏名 | |

<申込にあたっての注意事項>

- 必要な書類が揃っているか、下記のチェック欄で必ずチェックしてからお申込ください。
- 書類に不足等の不備があった場合、受理せず返送します。その場合の再提出も、選考案内に記載の「申込受付期間」となりますので、ご注意ください。

申込に必要な書類チェック欄

【必須書類（申込する人全員が提出するもの）】

- 書類選考資料一式
- (1) 表紙（この紙です。）
- (2) 受験申込書兼履歴書
- (3) 職歴等調書（複数枚ある場合は全て送付してください。）
- (4) エントリーシート
- (5) 小論文（全部で5枚です。）
- 返信用封筒
- 返信用封筒（定形封筒＜長形3号＞）に80円切手を添付
- 返信用封筒に、返信先のあて先・郵便番号を記入

【土木職に申込をする人が提出するもの】

- 派遣先意向調書（土木職）

【建築職に申込をする人が提出するもの】

- 派遣先意向調書（建築職）

申込に必要な書類作成上の注意

【各様式共通】

- 1 各書類は、全て手書きで作成し、各1部提出してください。
- 2 各書類は、A4判縦の普通紙の片面に印刷して、提出してください（表紙は両面印刷可）。
- 3 各書類の受験番号等に「※」印がついている欄には、何も記入しないでください。
- 4 各書類の上部に職種（建築又は土木）を選択する欄があるものは、いずれかを○で囲んでください。

【受験申込書兼履歴書】

- 1 黒色のボールペンで、記入してください。
- 2 生年月日は、昭和等の元号で記載してください。昭和以外の方は、昭和を二重線で消し記載してください。
- 3 年齢は、採用予定日（平成24年9月1日）時点の年齢を記入してください。
- 4 学校名等は略式・略字ではなく、正式な名称で記入してください。

【職歴等調書】

- 1 黒色のボールペンで記入してください。
- 2 「最も専門性を発揮した（あるいは身につけた）職務上の経験」については、募集要綱「4 求める人材」の「求められる経験」に該当する職務経験がある人は、その中で、「最も専門性を発揮した（あるいは身につけた）職務上の経験」を具体的かつ簡潔に記入してください。
- 3 「職歴・担当業務の内容など」について
 - ・<現在>の欄は必ず記入してください。申込日現在、在職中の場合は平成24年3月末までの在職期間を記入してください。離職中の場合は、「離職中」と記入してください。
 - ・「最も専門性を発揮した（あるいは身につけた）職務上の経験」で記入した内容と同じ職歴は、「勤務先」及び「在職期間」の欄だけ記入し、他は「同上」としてください。
 - ・同一の会社等に勤務の場合であっても、職務内容が著しく異なる場合には、複数の欄に分けて、それぞれ記入してください。
 - ・在職期間が、6か月未満のものは含みません。1か月未満の日数は切り捨てます。
 - ・同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。
 - ・勤務形態は、「常勤」又は「非常勤」のいずれかを○で囲んでください。
 - ・記入欄が不足する場合、職歴等調書（追加様式）を使用し、前頁から引き続きで記入してください。

【エントリーシート】

- 1 黒色のボールペンで記入してください。
- 2 職務上活かせる能力等について
 - ・募集要綱「4 求める人材」の「求められる経験」に活用できる資格・経験について記入してください。
 - ・「資格取得日又は経験期間」に資格取得日を記載する場合、「S・H 年 月から」に記載してください。
- 3 普通自動車運転免許の保有について、該当するものを○で囲んでください。

【派遣先意向調書】

- 1 申込をする職種別に調書が分かれていますので、土木又は建築のいずれかを提出してください。
- 2 黒色のボールペンで記入してください。
- 3 【表1】において「市町村別に赴任の希望を記載する。」を選択した場合は、【表2】の「市町村別に赴任の希望を記載する場合」を全て回答してください。
- 4 【表2】で「希望しない」を選択した市町村については、希望しない理由を必ず記入してください。

【小論文】

- 1 鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）で記入してください。訂正する時は、訂正箇所を消しゴムで丁寧に消して書き直してください。なお、原稿用紙は横書きで使用してください。

東京都一般任期付職員採用選考 受験申込書兼履歴書

| | | |
|-------|---------|-----------------|
| 職種 | 土木 ・ 建築 | いずれかを○で囲んでください。 |
| 受験番号※ | | 何も記入しないでください。 |

写真を必ず貼付

上半身脱帽正面向
3か月以内に撮影
縦4cm×横3cm
写真裏面に氏名を
記入

| | | | |
|------|------------------------------------|--------------------------------|--|
| ふりがな | | | |
| 氏名 | | | |
| 生年月日 | 昭和 年 月 日生 (歳) (平成24年9月1日時点の年齢) | 性別： 男 ・ 女 (いずれかを○で囲んでください。) | |
| ふりがな | | | |
| 現住所 | 〒 - | | |
| | 電話番号 () - | 携帯電話 () - | |
| ふりがな | | | |
| 連絡先 | 〒 - (現住所以外に連絡を必要とする場合のみ記入) 方 | | |
| | 電話番号 () - | | |

| 学 歴 | 学 校 名 | 学部・学科名 | 期 間 | 就学 年数 | 修学区分 |
|--------|------------------------------------|--------|------------------------|------------------------|--------------|
| | 最終学歴から順に遡って記入する。 在学中の場合も記入すること。 | | | S・H 年 月から S・H 年 月まで | |
| | | | S・H 年 月から S・H 年 月まで | | 修了・卒業 年退学 |
| | | | S・H 年 月から S・H 年 月まで | | 修了・卒業 年退学 |
| | | | S・H 年 月から S・H 年 月まで | | 修了・卒業 年退学 |

| | |
|---|--|
| 私は、東京都一般任期付職員採用選考を受験したいので、上記のとおり申し込みます。なお、私は募集要綱に掲げてある受験資格を全て満たしております。また、この受験申込書兼履歴書、職歴等調書、エントリーシートすべての記載事項は事実と相違ありません。 | 平成 年 月 日 (申込書記入日) 氏名 _____ ○この欄は申込者本人が自署してください。 ○黒色のボールペンで記入してください。 |
|---|--|

職 歴 等 調 書

| 選考※ | 職 種 | 受験番号※ |
|----------------|----------------------|-------|
| 東京都一般 任期付職員 | 土木・建築 (いずれかを○で囲む) | |

(平成 年 月 日作成)

| | |
|--|----------------------------|
| 1 最も専門性を発揮した(あるいは身につけた)職務上の経験 | |
| <u>勤務先(会社名)</u> | <u>担当業務の内容(具体的かつ簡潔に)</u> |
| <u>部署名</u> | |
| <u>担当業務</u> | <u>業務遂行上の課題・解決のプロセスや実績</u> |
| <u>在職期間</u> S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 | |
| <u>職位・職名</u> | |

2 職歴・担当業務の内容など (現在から過去に遡って記入してください)

| 勤務先(会社名・団体名、 部署名、職位・職名) | 在職期間 勤務形態 (いずれかを○で囲む) | 担当業務の内容 | 業務遂行上の課題・解決のプロ セスや実績 |
|----------------------------|---------------------------------------|---------|-------------------------|
| <現在>必ず記入 | S・H 年 月 日から H 年 月 日まで 在職計 年 月 | | |
| | 常勤 ・ 非常勤 | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 | | |
| | 常勤 ・ 非常勤 | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 | | |
| | 常勤 ・ 非常勤 | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 | | |
| | 常勤 ・ 非常勤 | | |

職務経験期間: 通算 年 月

《注意事項》 職歴記入欄が不足する場合は、職歴等調書(追加様式)に記入してください。

職歴等調書（追加様式）

| 選考※ | 職 種 | 受験番号※ |
|----------------|----------------------|-------|
| 東京都一般 任期付職員 | 土木・建築 (いずれかを○で囲む) | |

(平成 年 月 日作成)

| 2 職歴・担当業務の内容など (前ページから引き続いて、過去に遡って記入してください) | | | | |
|---|---|---|---------|-------------------------|
| 勤務先(会社名・団体名、 部署名、職位・職名) | 在職期間 勤務形態 (いずれかを○で囲む) | | 担当業務の内容 | 業務遂行上の課題・解決のプロ セスや実績 |
| | | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | | |
| | S・H 年 月 日から S・H 年 月 日まで 在職計 年 月 常勤 ・ 非常勤 | | | |

《注意事項》 職歴等調書の職歴記入欄が不足した場合に、本様式に記入してください。

エントリーシート

| | | |
|----------------|----------------------|-------|
| 選考※ | 職 種 | 受験番号※ |
| 東京都一般 任期付職員 | 土木・建築 (いずれかを○で囲む) | |

(平成 年 月 日作成)

| | | |
|---------------------------------|--|------------------|
| 1 志望動機 | 東京都一般任期付職員を志望した理由は何ですか。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 2 部下や後輩の指導等に関する経験 | 部下や後輩を指導・育成する上で苦勞した点や工夫した点は何ですか。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 3 自己PR | 自己PRを記入してください。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 4 職務上活かせる資格等 | 募集要綱において「求められる経験」に相当する資格（建築士、技術士、施工管理技士等）・経験（CAD、工事積算システム等）について記入してください。 | |
| 資 格 ・ 経 験 | 資格取得日 又は経験期間 | 職務上の活用実績 |
| | S・H 年 月から S・H 年 月まで | |
| | S・H 年 月から S・H 年 月まで | |
| | S・H 年 月から S・H 年 月まで | |
| | S・H 年 月から S・H 年 月まで | |
| | S・H 年 月から S・H 年 月まで | |
| 5 普通自動車運転免許（右の欄いずれかを○で囲んでください。） | | 保有している ・ 保有していない |

派遣先意向調書（土木職）

| 選考※ | 職 種 | 受験番号※ |
|----------------|-------|-------|
| 東京都一般 任期付職員 | 土木・建築 | |

（平成 年 月 日作成）

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 【表1】派遣先意向確認 | 下記いずれかに○をつけてください。 |
| | 下記市町村全てに勤務可能（【表2】は記載不要です。） |
| | 市町村別に赴任の希望を記載する。（【表2】も記載してください。） |

| 【表2】市町村別に赴任の希望を記載する場合 | | | 「積極的に希望」、「希望する」、「希望しない」のいずれかの欄に○をつけてください。「希望しない」に○をつけた方は、希望しない理由も記入してください。 | | | |
|-----------------------|------|---|--|----------|-----------|---------|
| 県 | 市町村名 | 業務内容 | 積極的 に希望 | 希望 する | 希望 しない | 希望しない理由 |
| 福島県 | 鏡石町 | ・被災した町道や農地等の災害復旧の測量、詳細設計、地質調査等の委託業務発注・監督並びに復旧工事の発注に関わる設計積算・工事監督等 | | | | |
| | 古殿町 | ・除染作業設計、委託、発注、管理等 ・仮置き場の造成設計、委託、発注、管理等 | | | | |
| | 広野町 | ・町内の一般住宅、工場、集合住宅、道路、及び森林の一部の除染作業の監督及び委託業務積算設計並びに農地除染作業（300㎡）の委託業務設計、監督等 | | | | |
| 宮城県 | 気仙沼市 | ・被災した市道や橋等の災害復旧の測量、詳細設計、地質調査等の委託業務発注及び監督並びに復旧工事の発注に関わる設計積算、工事監督等 ・防災集団移転要望地区への説明会開催、地元建設推進協議会等との調整、造成に係る測量、設計発注管理、不動産鑑定委託業務発注管理、用地取得、造成工事発注管理等 | | | | |
| | | ・災害公営住宅関係の設計、地元説明、工事監理等 ・がけ地近接等危険住宅移転事業に係る受付、審査等 | | | | |
| | 南三陸町 | ・防災集団移転に係る地元住民等との調整、用地取得、造成工事に必要な実施設計、工事監理に関する業務等 ・浸水した市街地に係る土地区画整理事業（計画・換地・用地取得） | | | | |
| 岩手県 | 大船渡市 | ・漁港の災害復旧に係る現場監督、設計等 | | | | |
| | 大槌町 | ・災害復旧工事設計、積算及び施工監理業務（道路、下水道及び公園） ・学校建設用地の造成設計、測量等、周辺道路の設計、これらに関する工事や委託の発注等 | | | | |
| | 野田村 | ・土地区画整理事業（計画・換地） ・一般土木（道路、漁港及び上下水道）の施工監理 | | | | |

派遣先意向調書（建築職）

| 選考※ | 職 種 | 受験番号※ |
|----------------|---------------|-------|
| 東京都一般 任期付職員 | 土木・ 建築 | |

(平成 年 月 日作成)

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 【表1】派遣先意向確認 | 下記いずれかに○をつけてください。 |
| | 下記市町村全てに勤務可能（【表2】は記載不要です。） |
| | 市町村別に赴任の希望を記載する。（【表2】も記載してください。） |

| 【表2】市町村別に赴任の希望を記載する場合 | | | 「積極的に希望」、「希望する」、「希望しない」のいずれかの欄に○をつけてください。「希望しない」に○をつけた方は、希望しない理由も記入してください。 | | | |
|-----------------------|--------|---|--|----------|-----------|---------|
| 県 | 市町村名 | 業務内容 | 積極的 に希望 | 希望 する | 希望 しない | 希望しない理由 |
| 福島県 | いわき市 | ・災害公営住宅（鉄筋コンクリート造4階程度）等の設計、積算及び工事監理 | | | | |
| | 楢葉町(※) | ・小中学校の被災度調査、復旧工事、学校建築等の設計積算業務等 | | | | |
| 宮城県 | 気仙沼市 | ・災害公営住宅関係の設計、地元説明、工事監理等 ・がけ地近接等危険住宅移転事業に係る受付、審査等 | | | | |
| | 南三陸町 | ・災害公営住宅関係の設計、工事監理等 | | | | |

※勤務場所はいわき市内を予定しています（平成24年4月19日現在）。

岡山市任期付職員募集要項 (宮古市復興支援関係)

平成24年7月23日

岡山市(総務局人事課)

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL (086)803-1086 (人事課直通)

ホームページアドレス

<http://www.city.okayama.jp/soumu/jinji/index.html>**申込受付期間** 平成24年7月24日(火)～平成24年8月13日(月) (消印有効)

東日本大震災により被災した岩手県宮古市における復興のためのまちづくりを支援するため、岡山市職員として採用し、宮古市に派遣する任期付職員を募集します。

1 募集人員、職務内容等

| 区分 | 募集人員 | 職務内容 | 予定任期 |
|---------------|------|---|------------------------------------|
| A (土木) | 3人 | ・岡山市職員として、宮古市に派遣されます。 ・宮古市において、復興事業の土木工事に係る設計・施工管理、土地区画整理事業等の専門的業務に従事していただきます。 | 1年 (採用された日から5年の範囲で更新する場合があります。) |
| B (用地関係事務) | 2人 | ・岡山市職員として、宮古市に派遣されます。 ・宮古市において、復興事業に係る用地買収、補償等の専門的業務に従事していただきます。 | |

2 応募条件

| 区分 | 資格・経験等 |
|-----------|----------------------------------|
| A(土木) | 2級土木施工管理技士以上の資格又は測量士の資格を有する人 |
| B(用地関係事務) | 用地取得、移転補償算定業務等の不動産分野に関する実務経験のある人 |

(注) 最終合格発表後、資格及び実務経験期間等の確認のため、証明書類を提出していただきます。受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

※ 次のいずれかに該当する外国籍の人も応募できます。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

※ 身体に障害のある人(身体障害者手帳の交付を受けている人)は、上記の応募資格を有し、自力で通勤でき、かつ介護者なしで職務の遂行が可能の人とします。

上記にかかわらず、次に該当する人は、応募できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

・成年被後見人又は被保佐人(*)

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・岡山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

など

* 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者(準禁治産者)を含む。

3 採用予定時期、任期

平成24年11月1日以降の採用を予定しています。

任期は1年の予定です。(本人同意のうえ、採用された日から5年の範囲で更新する場合があります。)

4 選考方法

| 区分 | 選考方法 | 合格発表 | 備考 |
|-------|------|------------------|--|
| 第1次選考 | 書類審査 | 平成24年8月下旬 | 合否にかかわらず通知します。 |
| 第2次選考 | 面接試験 | 平成24年9月上旬 ～中旬 | 第1次選考合格者に日時等を通知します。また、最終合格者発表は合否にかかわらず通知します。 |

5 応募方法

(1) 申込書の請求

申込書の様式（岡山市人事課のホームページ上のPDFファイル）をプリントアウト（A4サイズ：210×297mm）するか、岡山市総務局人事課（市役所本庁舎4階）でお渡しします。

郵送で請求する場合は、封筒のおもてに「**任期付職員申込書請求（区分A又はB）**」と**朱書し、120円切手をはった郵便番号、あて先明記の返信用大封筒（角2の大きさ）を同封して、人事課あてに請求してください。**

(2) 応募方法及び申込先

応募は持参又は郵便にてお願いします。郵便の場合、封筒のおもてに「**任期付職員申込**」と**朱書**して、申込期間内に次の書類を同封のうえ、下記の申し込み先に**持参又は郵送**してください（**電子メール不可**）。

ア 岡山市任期付職員申込書（必要事項を記入（**自書**）し、**署名押印**してください。職歴欄、資格・免許欄に書ききれない場合は、別途A4サイズの用紙に記入し、添付してください。）

イ 小論文（テーマ「**宮古市の復興事業での職務に私のキャリアをどう役立てるか**」）

※ 職務とは、あなたが応募する区分の職務内容（業務）のことです。

市販の400字詰原稿用紙3枚程度に**自書**すること。（**ワープロ等不可**。）

申込先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市総務局人事課
Tel (086) 803-1086（直通）

(3) 受付期間

平成24年7月24日(火)～平成24年8月13日(月)（土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分まで

郵送による申込みは、**平成24年8月13日(月)までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

6 給与、派遣について

経験等を考慮して給料を決定します。給料のほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、災害派遣手当等が支給されます。

採用後は、岡山市内で一定期間研修を実施した後、宮古市へ派遣されます。（派遣後は、岡山市内での勤務は予定されておりませんので、ご注意ください。）

派遣は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣となります。

派遣に伴い転居が必要な場合、宮古市において住宅が用意されます。この場合、住居手当の支給はありません。また、使用料等の一部を自己負担していただく場合があります。なお、用意される住宅は**単身者向け**となります。

7 その他

応募資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格（採用）を取り消すことがあります。

- 外国籍の方の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次の「任用できない業務等」以外の業務に就くこととなります。

【任用できない業務等】

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務
- ・公の意思の形成に参画する職

任期付職員申込書記入要領

- 1 記載事項に誤りや不正があると、職員に採用される資格を失うことがあります。
- 2 インク又はボールペンを用いてかき書でいねいに**自書**してください。数字は算用数字を用い、フリガナはカタカナで書いてください。
該当する事項は○で囲ってください。

現住所 は、現在住んでいるところで、他家に同居している場合には必ず同居先を詳しく記入してください。

連絡先 は、通知その他の連絡を、現住所以外のところに希望する場合のみ記入してください。

学歴 は、専門学校等を含め、高等学校以降のものを記入してください。卒・卒見等の区別は必ず○で囲ってください。

職歴 は、自家営業を含め、今までの勤務経験を記入してください。（欄に書ききれない場合は、別途A4サイズ of 用紙に記入し、添付してください。）

資格・免許 は、取得見込みのものも記入してください。取得又は見込を○で囲ってください。（欄に書ききれない場合は、別途A4サイズ of 用紙に記入し、添付してください。）

志望動機 は、なぜこの職員募集に応募したのかを記入してください。

自己PR は、自己PRをスポーツ、ボランティア活動のほか、特技などとあわせて記入してください。

友好町村災害相互応援協定書

(趣旨)

第1条 様似町と野田村(以下「友好町村」という。)いずれかの町村において災害が発生した場合、友好町村の友情と信頼に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び復旧対策を円滑に逆行するため、この協定を結ぶ。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする日用品、食料、資材等の提供、その種類及び数量
- (3) 必要な職員の派遣、その職種及び人数
- (4) 必要とする期間
- (5) 支援する場所
- (6) その他必要な事項

(業務の実施)

第3条 援助のため要請を受けた友好町村は、すみやかにこれを実施するものとする。

(経費)

第4条 前条の業務実施に要した費用は、援助を要請した町村が負担するものとする。ただし、第2条第3号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。

(応援職員の公務災害)

第5条 第2条第3号の規定により派遣した職員が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は、援助を要請した町村の負担とする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が、确实かつ円滑に行われるよう友好町村防災担当課長を連絡責任者として置く。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定成立の日からとし、協定期間満了は友好町村解約の日とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、友好町村が協議して定めるものとする。

平成10年10月4日

北海道様似郡様似町長

岩手県九戸郡野田村長

谷崎敏夫
中川昌勝

陸前高田市復幸応援センター短期派遣事業について

全国青年市長会

事業の目的

この事業は、本会が現在取り組んでいる「陸前高田市復幸応援プロジェクト」の第3の目的として掲げる「地域の絆の再生を支援する『職員力』の育成」について、復幸応援センターに職員を長期派遣（原則2ヵ月）する会員市に限定することなく、新たに全ての会員市を対象とした短期派遣事業を実施することにより、被災地の現状から直接的に学ぶ機会を生かした会員各市の職員の資質向上を図るとともに、門戸を広く幅広い角度からの被災地支援につなげようとするものである。

事業の背景

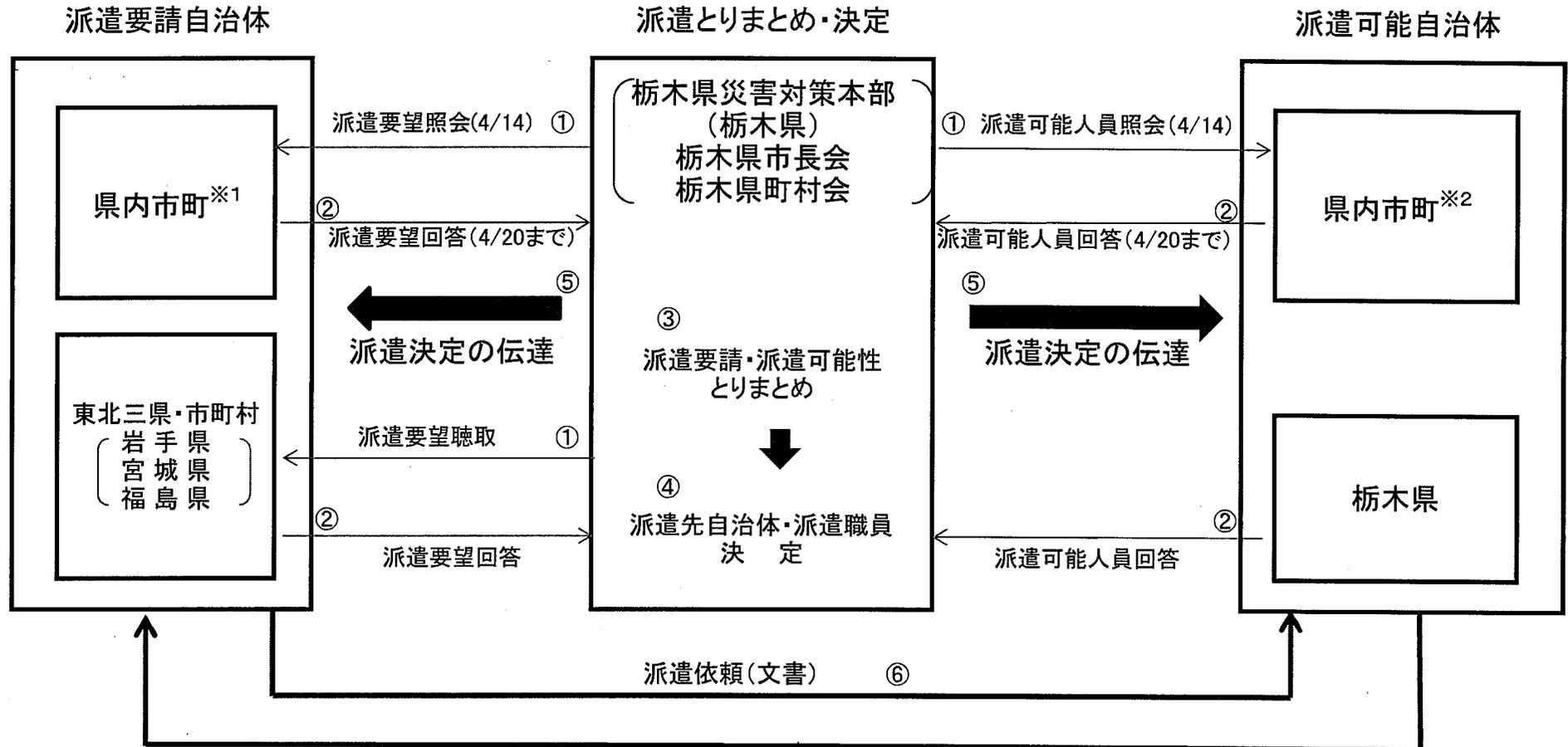
1. 復幸応援センターは、開設から約半年を迎えようとしており、手探りの中での事業構築という困難な状況下でありながらも、既に派遣された職員の創意工夫や派遣市その他の自治体からの後方支援によって幅広い人脈形成やノウハウの蓄積などを重ね、一定の成果を収めながら常に新たな支援策の展開に向けた被災市と応援市の連携のために日々努力している。
2. センター職員は、毎月メンバーのうちの誰かが交代するという状況下にあっても、これまでの積み重ねによってその活動分野やエリアを順次広げており、短期派遣職員を受け入れた場合の連携先も多彩になってきている。また、センター開設当初の4名体制から3名体制に移行したことにより、宿舍の部屋に余裕が生じており、宿舍の1室を職員同士の交流の場として活用することが可能となっている。

事業の実施方法

この事業は、次の事項を原則として実施する。

1. 派遣期間は、日曜日から土曜日までの7日間（移動日を含む）とし、事業実施期間は、平成24年2月から同年7月までとする。
2. 派遣（研修）の企画、実施及び成果の検証等（研修テーマの設定、事前調査、現地活動、事後報告など）は、全て派遣元市において行い、会長への報告を必要としない。
3. 短期研修派遣職員の現地での移動手段は、派遣元市において確保する。
4. 短期研修派遣職員の現地での生活は自己完結型とし、その費用は派遣元市が負担する。ただし、全国青年市長会は、職員交流の場として長期派遣職員宿舍の1室を提供することができる。この場合において、派遣元市は派遣1回につき負担金3,000円を納入するものとする。
5. 復幸応援センターの長期派遣職員は、業務に支障のない範囲において事業実施に協力する。
6. この事業の実施に関する事務（募集、連絡調整、受入決定等）は、全国青年市長会事務局が行う。

栃木県と市町の連携による被災自治体への人的支援スキーム



派遣の実施(東北三県への派遣の場合は、県職員と市町職員の組合せによる派遣が基本) ⑦

※1 「派遣要請自治体」内の県内市町は、4月14日付「東日本大震災に係る人的支援について(照会)」に対して、派遣要望の回答があった市町をいう。

※2 「派遣可能自治体」内の県内市町は、4月14日付「東日本大震災に係る人的支援について(照会)」に対して、派遣可能の回答があった市町をいう。

○東北地方太平洋沖 地震に対する応急給水支援活動の現地での班編成

北大阪上水道協議会におきまして、北大阪ブロックの東北地方太平洋沖地震に対する職員派遣（応急給水）体制が下記のとおり、第6陣から第10陣までが決定されましたが、応急給水支援活動の現地での班編成につきましては、下記のとおりとさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

記

各市町2名の8名体制

| | 日 程 | A 班 | | B 班 | |
|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 第 6 陣 | 4/ 4~4/11 | 豊中市 | 池田市 | 吹田市 | 茨木市 |
| 第 7 陣 | 4/ 9~4/16 | 豊中市 | 箕面市 | 吹田市 | 高槻市 |
| 第 8 陣 | 4/14~4/21 | 豊中市 | 能勢町 | 吹田市 | 摂津市 |
| 第 9 陣 | 4/19~4/26 | 豊中市 | 池田市 | 吹田市 | 茨木市 |
| 第10陣 | 4/24~5/ 1 | 豊中市 | 箕面市 | 吹田市 | 高槻市 |

※バスの集合時刻及び出発時刻、集合場所につきましては、平成23年3月23日付で 日本水道協会大阪府支部からメールにてご連絡させていただきました以下のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

集合時刻 : 12:30

出発時刻 : 13:00

集合場所 : 新大阪駅南側団体バス駐車場

東北地方太平洋沖地震に伴う

「鹿児島県大隅半島4市5町復興支援チーム」設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東北地方太平洋沖地震に伴う鹿児島県大隅半島4市5町復興支援チーム（以下「支援チーム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

2 支援チームは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこの地震に伴い発生した事象により被害を受けた地域又は者に対し、人道的支援を行うこととする。

(任務)

第2条 支援チームは前条の目的を達成するため、次の事項について協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 被災地への人的支援及び物資等の支援に関すること。
- (2) 被災者の受け入れに関すること
- (3) その他、前条の目的達成に必要なこと。

(構成)

第3条 支援チームは、大隅半島に属する4市5町により構成する。

2 支援チームの決定事項を遅滞なく実施するため、構成市町横断的な体制として災害支援体制を必要に応じて別に構築することができる。

(会長等)

第4条 支援チームに会長及び副会長を置く。

2 会長は鹿屋市長を、副会長は肝付町長をもって充てる。

3 会長は、支援チームの会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援チームの協議、決定等は復興支援チーム会議により行い、会長が招集する。

(事務局)

第6条 支援チームの事務を処理し支援のために必要な調整を行うため、事務局を肝付町総務課に置く。

(経費)

第7条 第1条の目的を達成するため、必要な経費は構成市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第8条 支援チームの会議には、必要に応じて関係者の出席を求めるなどにより意見を聴取できるものとする。

2 支援チームの解散は、被災地の状況等を勘察し、復興支援チーム会議において決定する。

3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。